

目

次

3月3日（木曜日）第1号

○ 議事日程.....	1
○ 本日の会議に付した事件.....	2
○ 出席議員.....	4
○ 欠席議員.....	4
○ 説明のため出席した者の職氏名.....	5
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	5
○ 開　　会（午前10時00分）.....	6
○ 日程第1　会議録署名議員の指名について.....	6
○ 日程第2　会期の決定について.....	6
○ 日程第3　報第1号から日程第47　議第42号まで.....	6
平野市長提案説明.....	8
○ 散　　会（午前11時03分）.....	20

3月14日（月曜日）第2号

○ 議事日程.....	21
○ 本日の議会に付した事件.....	23
○ 出席議員.....	26
○ 欠席議員.....	26
○ 説明のために出席した者の職氏名.....	26
○ 職務のために出席した事務局職員の職氏名.....	27
○ 開　　議（午前10時00分）.....	28
○ 日程第1　質　　疑（報第1号から議第42号まで）.....	28
13番　寺町知正議員質疑.....	28
垣ヶ原総務部長答弁.....	28
13番　寺町知正議員質疑.....	28
垣ヶ原総務部長答弁.....	29
13番　寺町知正議員質疑.....	29
垣ヶ原総務部長答弁.....	29
15番　中田静枝議員質疑.....	29

土井保健福祉部長答弁.....	29
15番 中田静枝議員要望.....	30
土井保健福祉部長答弁漏れ.....	30
15番 中田静枝議員要望.....	31
15番 中田静枝議員質疑.....	31
平野市長答弁.....	31
15番 中田静枝議員質疑.....	32
平野市長答弁.....	32
15番 中田静枝議員要望.....	32
13番 寺町知正議員質疑.....	33
垣ヶ原総務部長答弁.....	33
土井保健福祉部長答弁.....	33
13番 寺町知正議員質疑.....	34
土井保健福祉部長答弁.....	34
13番 寺町知正議員質疑.....	34
土井保健福祉部長答弁.....	34
15番 中田静枝議員質疑.....	34
土井保健福祉部長答弁.....	35
15番 中田静枝議員質疑.....	35
土井保健福祉部長答弁.....	36
15番 中田静枝議員要望.....	36
13番 寺町知正議員質疑.....	36
土井保健福祉部長答弁.....	37
13番 寺町知正議員質疑.....	37
土井保健福祉部長答弁.....	37
13番 寺町知正議員質疑.....	37
平野市長答弁.....	38
15番 中田静枝議員質疑.....	38
平野市長答弁.....	38
10番 後藤利行議員質疑.....	39
室戸教育次長答弁.....	39
10番 後藤利行議員質疑.....	39

室戸教育次長答弁	40
10番 後藤利元議員質疑	40
室戸教育次長答弁	40
13番 寺町知正議員質疑	41
室戸教育次長答弁	41
13番 寺町知正議員質疑	41
垣ヶ原総務部長答弁	42
13番 寺町知正議員質疑	42
垣ヶ原総務部長答弁	43
13番 寺町知正議員質疑	43
垣ヶ原総務部長答弁	44
13番 寺町知正議員質疑	44
垣ヶ原総務部長答弁	45
15番 中田静枝議員質疑	45
長野基盤整備部長答弁	46
15番 中田静枝議員質疑	46
長野基盤整備部長答弁	46
15番 中田静枝議員質疑	46
長野基盤整備部長答弁	47
22番 久保田 均議員要望	47
○休 憩（午前11時10分）	48
○再 開（午前11時31分）	48
13番 寺町知正議員質疑	48
船戸企画部長答弁	48
13番 寺町知正議員質疑	48
船戸企画部長答弁	49
13番 寺町知正議員質疑	49
15番 中田静枝議員質疑	49
船戸企画部長答弁	50
15番 中田静枝議員質疑	50
船戸企画部長答弁	50
15番 中田静枝議員質疑	51

船戸企画部長答弁	51
13番 寺町知正議員質疑	51
長屋市民部長答弁	51
13番 寺町知正議員質疑	51
長屋市民部長答弁	51
13番 寺町知正議員質疑	52
長屋市民部長答弁	52
15番 中田静枝議員質疑	52
土井保健福祉部長答弁	53
15番 中田静枝議員質疑	53
土井保健福祉部長答弁	53
15番 中田静枝議員質疑	53
土井保健福祉部長答弁	54
15番 中田静枝議員質疑	54
長屋市民部長答弁	54
15番 中田静枝議員要望	54
15番 中田静枝議員質疑	55
松影産業経済部長答弁	55
15番 中田静枝議員質疑	55
松影産業経済部長答弁	55
15番 中田静枝議員質疑	55
長屋市民部長答弁	56
15番 中田静枝議員質疑	56
長屋市民部長答弁	56
15番 中田静枝議員質疑	56
船戸企画部長答弁	57
15番 中田静枝議員質疑	57
船戸企画部長答弁	57
15番 中田静枝議員質疑	58
嶋井助役答弁	58
○ 休 憩（午後12時09分）	58
○ 再 開（午後 1 時02分）	58

土井保健福祉部長答弁変更.....	58
13番 寺町知正議員質疑.....	59
平野市長答弁.....	59
船戸企画部長答弁.....	60
13番 寺町知正議員質疑.....	60
平野市長答弁.....	60
垣ヶ原総務部長答弁.....	61
13番 寺町知正議員質疑.....	61
垣ヶ原総務部長答弁.....	61
船戸企画部長答弁.....	61
15番 中田静枝議員質疑.....	61
○休 憩（午後 1 時14分）.....	62
○再 開（午後 1 時15分）.....	62
土井保健福祉部長答弁.....	62
13番 寺町知正議員質疑.....	63
船戸企画部長答弁.....	63
13番 寺町知正議員質疑.....	63
船戸企画部長答弁.....	63
15番 中田静枝議員質疑.....	64
長屋市民部長答弁.....	64
15番 中田静枝議員質疑.....	64
長屋市民部長答弁.....	64
13番 寺町知正議員質疑.....	65
○休 憩（午後 1 時26分）.....	65
○再 開（午後 1 時27分）.....	65
長屋市民部長答弁.....	65
13番 寺町知正議員質疑.....	65
長屋市民部長答弁.....	66
13番 寺町知正議員質疑.....	66
長屋市民部長答弁.....	66
13番 寺町知正議員質疑.....	67
○休 憩（午後 1 時33分）.....	67

○再	開（午後 1 時34分）	67
	長屋市民部長答弁	67
	13番 寺町知正議員質疑	67
	平野市長答弁	67
	22番久保田 均議員質疑	68
	室戸教育次長答弁	68
	室戸教育次長答弁漏れ	69
	垣ヶ総務部長答弁	69
	22番久保田 均議員質疑	70
	垣ヶ総務部長答弁	70
	22番久保田 均議員質疑	70
	垣ヶ総務部長答弁	71
	13番 寺町知正議員質疑	71
	松影産業経済部長答弁	71
	13番 寺町知正議員質疑	71
	松影産業経済部長答弁	72
	13番 寺町知正議員質疑	72
	松影産業経済部長答弁	72
	13番 寺町知正議員質疑	73
	松影産業経済部長答弁	73
	13番 寺町知正議員質疑	73
	松影産業経済部長答弁	74
	13番 寺町知正議員質疑	74
	室戸教育次長答弁	74
	13番 寺町知正議員質疑	74
	室戸教育次長答弁	75
	13番 寺町知正議員質疑	75
	室戸教育次長答弁	75
	13番 寺町知正議員質疑	76
	船戸企画部長答弁	76
○休	憩（午後 2 時05分）	77
○再	開（午後 2 時20分）	77

○ 日程第 2 討 論（議第 1 号、議第 2 号、議第 22 号から議第 27 号まで）	77
15 番 中田静枝議員反対討論	77
○ 日程第 3 採 決（議第 1 号、議第 2 号、議第 22 号から議第 27 号まで）	78
○ 休 憩（午後 2 時 26 分）	80
○ 再 開（午後 2 時 27 分）	80
○ 追加日程第 1 議第 43 号 岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について、	
追加日程第 2 議第 44 号 平成 16 年度山県市一般会計補正予算（第 7 号）	80
平野市長提案説明	80
○ 追加日程第 3 質 疑（議第 43 号、議第 44 号）	81
22 番 久保田 均議員質疑	81
室戸教育次長答弁	81
13 番 寺町知正議員質疑	82
小林教育長答弁	82
13 番 寺町知正議員質疑	82
小林教育長答弁	82
○ 追加日程第 4 討 論（議第 44 号）	83
○ 追加日程第 5 採 決（議第 44 号）	83
○ 散 会（午後 2 時 41 分）	84

3 月 18 日（金曜日）第 3 号

○ 議事日程	85
○ 本日の会議に付した事件	85
○ 出席議員	85
○ 欠席議員	85
○ 説明のため出席した者の職氏名	85
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名	86
○ 開 議（午前 10 時 00 分）	87
○ 日程第 1 一般質問	87
1 . 16 番 藤根圓六議員質問	87
（ 1 ）交流産業の振興について	
松影産業経済部長答弁	87
藤根圓六議員質問	88

平野市長答弁.....	89
藤根圓六議員要望.....	89
2 . 4 番 宮田軍作議員質問.....	90
(1) 地域情報化基本計画について	
船戸企画部長答弁.....	90
宮田軍作議員質問.....	90
船戸企画部長答弁.....	91
宮田軍作議員質問.....	91
平野市長答弁.....	92
(2) 市の管理する公的看板等の整備について	
垣ヶ原総務部長答弁.....	93
宮田軍作議員質問.....	94
岡田消防長答弁.....	94
宮田軍作議員要望.....	95
3 . 2 番 尾関律子議員質問.....	95
(1) 次世代育成支援対策推進の行動計画について	
土井保健福祉部長答弁.....	96
尾関律子議員質問.....	98
土井保健福祉部長答弁.....	98
(2) I S O 14001の認証取得について	
垣ヶ原総務部長答弁.....	99
尾関律子議員要望.....	100
○ 休 憩 (午前10時55分)	100
○ 再 開 (午前11時15分)	100
4 . 10番 後藤利利議員質問.....	100
(1) 将来的な魅力ある農業の再生	
松影産業経済部長答弁.....	101
長野基盤整備部長答弁.....	102
後藤利利議員質問.....	102
長野基盤整備部長答弁.....	103
5 . 14番 渡辺政勝議員質問.....	103
(1) 都市計画道路からすき・森線の事業見通しについて	

長野基盤整備部長答弁.....	103
渡辺政勝議員質問.....	104
長野基盤整備部長答弁.....	105
渡辺政勝議員要望.....	105
○休 憩（午前11時40分）.....	105
○再 開（午後 1 時00分）.....	105
6 . 13番 寺町知正議員質問.....	105
（ 1 ）ゴルフ場を残土で埋め立てる問題について	
嶋井助役答弁.....	106
寺町知正議員質問.....	108
嶋井助役答弁.....	109
寺町知正議員質問.....	110
嶋井助役答弁.....	111
（ 2 ）男女共同参画社会づくりに関する市の認識について	
船戸企画部長答弁.....	112
垣ヶ原総務部長答弁.....	114
（ 3 ）建設廃材・木くずチップの大量堆積の問題について	
松影産業経済部長答弁.....	115
7 . 15番 中田静枝議員質問.....	116
（ 1 ）県の35人学級導入について	
小林教育長答弁.....	117
中田静枝議員質問.....	117
小林教育長答弁.....	119
中田静枝議員質問.....	119
小林教育長答弁.....	121
（ 2 ）介護保険、市の減免制度を	
平野市長答弁.....	123
○散 会（午後 2 時08分）.....	125
3月23日（水曜日）第4号	
○議事日程.....	127
○本日の会議に付した事件.....	130

○ 出席議員	133
○ 欠席議員	133
○ 説明のため出席した者の職氏名	134
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名	134
○ 開 議（午前10時02分）	135
○ 日程第 1 常任委員会報告について	135
○ 日程第 2 質 疑	137
○ 日程第 3 討 論（議第 3 号から議第43号まで）	137
15番 中田静枝議員反対討論	138
13番 寺町知正議員反対討論	139
○ 日程第 4 採 決（議第 3 号から議第43号まで）	142
○ 日程第 5 発議第 1 号	149
17番 村橋安治議員提案説明	149
○ 休 憩（午前10時43分）	149
○ 再 開（午前10時44分）	149
○ 日程第 6 質 疑	150
○ 日程第 7 討 論	151
○ 日程第 8 採 決	151
○ 休 憩（午前10時49分）	151
○ 再 開（午前11時15分）	151
○ 日程第 9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について	151
○ 日程第10 質 疑	154
13番 寺町知正議員質疑	154
久保田議会運営委員長答弁	154
○ 日程第11 委員会閉会中の継続審査について	154
○ 休 憩（午前11時27分）	155
○ 再 開（午後 1 時00分）	155
○ 発言取り消し動議	155
22番 久保田 均議員趣旨説明	156
○ 休 憩（午後 1 時05分）	157
○ 再 開（午後 1 時06分）	157
質 疑	157

13番	寺町知正議員質疑.....	157
22番	久保田 均議員答弁.....	157
13番	寺町知正議員質疑.....	158
22番	久保田 均議員答弁.....	158
13番	寺町知正議員質疑.....	158
22番	久保田 均議員答弁.....	159
	採 決.....	159
○休	憩（午後1時13分）.....	159
○再	開（午後1時14分）.....	159
	勸 告.....	160
○休	憩（午後1時15分）.....	160
○再	開（午後1時19分）.....	160
	15番 中田静枝議員発言.....	160
○休	憩（午後1時24分）.....	161
○再	開（午後1時49分）.....	161
○閉	会（午後1時50分）.....	162
○	会議録署名者.....	162

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号 3 月 3 日（木曜日）

-
- 議事日程 第 1 号 平成 17 年 3 月 3 日
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報第 1 号 工事請負契約の変更についての専決処分について
- 日程第 4 報第 2 号 工事請負契約の変更についての専決処分について
- 日程第 5 報第 3 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第 6 議第 1 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 7 議第 2 号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 8 議第 3 号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 4 号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議第 5 号 山県市人事行政の運営等の公表に関する条例について
- 日程第 11 議第 6 号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 12 議第 7 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 13 議第 8 号 山県市長期継続契約とする契約を定める条例について
- 日程第 14 議第 9 号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議第 10 号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例
例について
- 日程第 16 議第 11 号 山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議第 12 号 山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議第 13 号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 19 議第 14 号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 20 議第 15 号 山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について
- 日程第 21 議第 16 号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議第 17 号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第23	議第18号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
日程第24	議第19号	山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
日程第25	議第20号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
日程第26	議第21号	岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について
日程第27	議第22号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号）
日程第28	議第23号	平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第29	議第24号	平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
日程第30	議第25号	平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第31	議第26号	平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
日程第32	議第27号	平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号）
日程第33	議第28号	平成17年度山県市一般会計予算
日程第34	議第29号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第35	議第30号	平成17年度山県市老人保健特別会計予算
日程第36	議第31号	平成17年度山県市介護保険特別会計予算
日程第37	議第32号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第38	議第33号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第39	議第34号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第40	議第35号	平成17年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第41	議第36号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計予算
日程第42	議第37号	平成17年度山県市水道事業会計予算
日程第43	議第38号	第1次山県市総合計画基本構想について
日程第44	議第39号	山県市民憲章の制定について
日程第45	議第40号	不動産の譲与について
日程第46	議第41号	市道路線の認定について
日程第47	議第42号	市道路線の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報第1号 工事請負契約の変更についての専決処分について
日程第4	報第2号 工事請負契約の変更についての専決処分について

日程第 5	報第 3 号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について
日程第 6	議第 1 号	山県市教育委員会委員の任命同意について
日程第 7	議第 2 号	山県市公平委員会委員の選任同意について
日程第 8	議第 3 号	山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議第 4 号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第10	議第 5 号	山県市人事行政の運営等の公表に関する条例について
日程第11	議第 6 号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第12	議第 7 号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について
日程第13	議第 8 号	山県市長期継続契約とする契約を定める条例について
日程第14	議第 9 号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第15	議第10号	山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例 例について
日程第16	議第11号	山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
日程第17	議第12号	山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について
日程第18	議第13号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ いて
日程第19	議第14号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例について
日程第20	議第15号	山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について
日程第21	議第16号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第17号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第18号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
日程第24	議第19号	山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協 議について
日程第25	議第20号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
日程第26	議第21号	岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について
日程第27	議第22号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第28	議第23号	平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第29	議第24号	平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
日程第30	議第25号	平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第31	議第26号	平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
日程第32	議第27号	平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号）
日程第33	議第28号	平成17年度山県市一般会計予算
日程第34	議第29号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第35	議第30号	平成17年度山県市老人保健特別会計予算
日程第36	議第31号	平成17年度山県市介護保険特別会計予算
日程第37	議第32号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第38	議第33号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第39	議第34号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第40	議第35号	平成17年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第41	議第36号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計予算
日程第42	議第37号	平成17年度山県市水道事業会計予算
日程第43	議第38号	第1次山県市総合計画基本構想について
日程第44	議第39号	山県市民憲章の制定について
日程第45	議第40号	不動産の譲与について
日程第46	議第41号	市道路線の認定について
日程第47	議第42号	市道路線の変更について

○出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林園之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	岡田達雄君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼企画部次長	和田真吾君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	堀達也
------	-----	----	-----

午前10時00分開会

- 議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成17年度第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により、議長において7番 武藤孝成君、22番 久保田 均君を指名します。
-

日程第2 会期の決定について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から3月23日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月23日までの21日間と決定しました。

訂正します。

22番 久保田 均君を指名いたします。失礼しました。

日程第3 報第1号から日程第47 議第42号まで

- 議長（藤垣邦成君） 日程第3、報第1号 工事請負契約の変更についての専決処分について、日程第4、報第2号 工事請負契約の変更についての専決処分について、日程第5、報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第6、議第1号 山県市教育委員会委員の任命同意について、日程第7、議第2号 山県市公平委員会委員の選任同意について、日程第8、議第3号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第5号 山県市人事行政の運営等の公表に関する条例について、日程第11、議第6号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第8号 山県市長期継続契約とする契約を定める条例について、日程第14、議第9号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第10号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第11号 山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第12号 山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第13号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第15号 山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について、日程第21、議第16号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第18号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、日程第24、議第19号 山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について、日程第25、議第20号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について、日程第26、議第21号 岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について、日程第27、議第22号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号）、日程第28、議第23号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第29、議第24号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）、日程第30、議第25号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第31、議第26号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）、日程第32、議第27号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号）、日程第33、議第28号 平成17年度山県市一般会計予算、日程第34、議第29号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第35、議第30号 平成17年度山県市老人保健特別会計予算、日程第36、議第31号 平成17年度山県市介護保険特別会計予算、日程第37、議第32号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第38、議第33号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第39、議第34号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第40、議第35号 平成17年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第41、議第36号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計予算、日程第42、議第37号 平成17年度山県市水道事業会計予算、日程第43、議第38号 第1次山県市総合計画基本構想について、日程第44、議第39号 山県市民憲章の制定について、日程第45、議第40号 不動産の譲与について、日程第46、議第41号 市道路線の認定について、日程第47、議第42号 市道路線の変更について、以上の45件を一括議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成17年山県市議会第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

ことしの冬は、殊のほか雪が多く、通勤、通学等に支障を来しましたが、きょうは、はや3月3日。市内の各保育園では、ひな祭りの行事が行われるなど、春暖快適の季節となつてまいりました。山県市が誕生して2年の歳月がたちましたが、この間計画しました諸事業の推進を順調に進めてこられましたことは、議員各位を初め大勢の市民の皆さん方の御理解と御協力のたまものと心から感謝いたしている次第でございます。

本日は、平成17年度の予算案を初め各般にわたる議案の審議をお願いするに当たり、今後の施政方針について御説明申し上げます。

昨年を振り返りますと、アテネオリンピックにおける日本人選手の活躍など、明るいニュースもありましたが、一方では、少年犯罪やおれおれ詐欺、振り込め詐欺など、犯罪が多発するなど、将来に不安を感じさせるような事件も多くありました。また、新潟県中越地震、スマトラ沖地震の発生、多くの台風の上陸、異常気象に見舞われるなど、自然災害の非常に多い年でもございました。

他方、地方財政においては、三位一体改革を核とする、いわば国と地方との戦いでありました。昨年6月9日、内閣府から地方に対して、三位一体改革の具体案を提出するよう要請がございました。およそ150年前、ペリー率いる黒船が来航したとき、幕府は諸藩の意見を聞いたそうですが、この出来事はそのとき以来とも言われております。私も地方六団体も、国から投げられたさいに対して、大同団結した結果、去年は権限委譲と税源移譲という分厚い壁に風穴をあけることができ、歴史的に大きな転換の年ともなりました。このような大きな時代のうねりの中であって、行政として事をなすタイミングを逃すことのないように、個々の事業を精査した上で、平成17年度の各種施策を御提案申し上げる次第でございます。

そっ啄という言葉がございます。サイタクとも申しますが、ことしはとり年でございます。そういった中で、議会と行政、あるいは職員間同士が相互に協調し合って、これらの施策の効果が市民の皆さんの生活に最大限に生かされるように取り組んでまいりたいと思っております。

さて、昨年度に内閣が決定しました平成16年度の地方財政計画においては、地方交付税を初めとする一般財源の大幅削減が行われ、地方にとっては大変厳しい試練を受けたこととなりました。平成17年度においても、引き続き厳しい削減が検討されていきました。

これに対し、地方六団体が大同団結した結果、平成16年度ベースでの一般財源が何とか確保できることとなりました。このことは既にマスコミ等の報道で十分御承知のことと存じます。しかし、平成16年度における大幅な削減が復元したわけではございません。平成16年度については、多くの団体が基金の取り崩しなどにより何とかしのぐ形となりましたが、この状態が引き続くわけではございますが、平成17年度以降は平成16年度以上に厳しい状況にあるということを議員各位を初め市民の皆様方に、まず御認識をいただきたいということを思っておる次第でございます。

さて、第1次山県市総合計画を策定するにあたり、昨年5月に市民まちづくり意向調査を実施しました。1,300人を超す市民の方から御回答をいただき、本市の住みよさ、本市への愛着心とも、約7割の方から肯定的な御回答をお寄せいただきました。私は、この結果を受け、大変うれしく感ずると同時に、その責任の重さを再認識いたしました。そして、さらなる「すてっぷあっぷ」を遂げなければならないと決意した次第でございます。

本市をさらに住みよいまちとして共感できるようにしていくため、「さわやかさ」、「あったかさ」、「にぎやかさ」、「ゆたかさ」のステップアップを目指してまいります。具体的に施策を展開していくに当たりまして、6つの柱を立てて推進してまいります。すなわち、健やかで安らかなまちづくり、便利で快適なまちづくり、豊かで美しい自然を守るまちづくり、活力あふれる産業のまちづくり、豊かな文化をはぐくむまちづくり、新しい未来を創るまちづくりという6つの柱でございます。

こうした中、財政的に極めて厳しい状況下にあります。このため、今後はソフト事業を中心として、市民の立場に立ったきめの細かい施策を展開し、ハード事業につきましては、思い切った重点化を図って進めてまいりたいと考えております。また、国や県からの合併に伴う財政支援を有効に活用し、合併してよかったと感じていただけるような行財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出いたしました案件について御説明申し上げます。

今議会に提出いたしました案件は、報告案件3件、人事案件2件、条例案件19件、予算案件16件、その他の案件5件の計45案件でございます。

まず最初に、平成17年度における一般会計並びに特別会計等の当初予算につきまして、御説明申し上げます。資料は相前後いたしますが、資料ナンバー30から39まででございます。

平成17年度当初の予算総額は261億9,322万7,000円で、対前年度約4.8%の減少でございます。その内訳は、一般会計138億4,000万円、特別会計115億8,600万8,000円、企業

会計 7 億 6,721 万 9,000 円となっております。

一般会計につきましては、前年度に対しまして、37 億 3,000 万円の減少になっております。しかし、平成 16 年度途中に一般会計から分離して、地域情報化事業特別会計を設けたことから勘案しますと、対前年度比約 7.7% の減少となります。平成 16 年度に比べれば、緊縮型の予算となっております。

次に、平成 17 年度における予算財源の特徴等について御説明申し上げます。

市税につきましては、前年度とほぼ同額を予算化しております。

当市の歳入の約 3 割を占める地方交付税については、対前年度約 2.4% 減の 40 億円を予算化しております。県からの合併支援交付金につきましては、2 億 8,630 万円を予算化しております。

合併特例債につきましては、地域情報化事業の財源等として、27 億 7,260 万円を予算化しております。

地域再生事業債につきましては、前年度と同額の 2 億円を予算化し、臨時財政対策債につきましては、前年度より 1 億 7,000 万円少ない 5 億 3,000 万円を予算化しております。

減債基金は前年度と同額の 4 億円、財政調整基金は前年度より約 4,536 万円少ない約 8 億 2,963 万円を予算化する一方、魅力あるまちづくり基金につきましては、前年度より 2 億 3,500 万円多い 4 億円を取り崩すよう予算化しています。

次に、第 1 次山県市総合計画の基本構想にある 6 つの柱に基づきまして、平成 17 年度の主要な施策について述べさせていただきます。

まずは、健やかで安らかなまちづくりでございます。ちなみに、昨年度実施した市民まちづくり意向調査の中において、本市の将来イメージとして、健康で安心して暮らせるまちが最も多く、半数近くの方から御回答をいただいております。

この施策を展開するに当たり、1 つ目は保健福祉でございます。

健康は与えられるものではなく、みずから求めていくものでございます。平成 16 年度から着手しました健康日本 21 地方計画である「仮称 健康やまがた 21」の策定においては、多くの関係者の意見を集約し、市民の方々と共感できる計画の策定を目指してまいります。そして、健康維持、増進を啓発するため、健康づくり推進のためのイベントを秋に開催する計画でございます。

また、放課後児童クラブの拡張版である児童みちくさクラブ、あるいは就学前乳幼児医療費助成、ミニ・デイサービスでもあるいこいの広場の実施、お年寄りの活動促進のためのいきいき推進券配布事業を継続実施してまいります。

2 つ目は防災対策でございます。

市民が安全で安心して暮らしていけることは大変大きな財産でもあります。平成16年度中に主要な公共施設の耐震調査を完了いたしますので、その結果を踏まえ、小中学校施設の耐震補強計画を策定するほか、橋梁や消防庁舎の耐震補強工事を推進してまいります。また、引き続き、防災行政無線の整備を推進し、本年秋には全市域での無線ネットワークを確立したいと考えております。

次に、便利で快適なまちづくりでございますが、1つ目は総合交通体系の整備でございます。

本市の玄関口となる東海環状自動車道のインターチェンジ早期完成について、引き続き国や県へ働きかけてまいりますとともに、インターチェンジ周辺の基盤整備を図ってまいります。また、国道256号、国道418号及び主要地方道、岐阜・美山線、関・本巣線を初めとする県道の整備につきましても、国、県へ強く働きかけてまいります。

一方、平成16年度から着手いたしました鳥羽川サイクリングロード整備事業や高富小学校区域内における特定交通安全施設の整備など、弱者に優しい道づくりを目指してまいります。また、市民の方から御愛用されております自主運行バスについても、引き続き実施してまいります予定でございます。

2つ目は上下水道の整備でございます。

水道水の安定的な供給を目指して、伊自良地域、美山地域での総合簡易水道事業を引き続き継続するとともに、ライフライン確保のため、高富水源地の老朽施設を順次更新いたします。公共下水道事業につきましては、いよいよ終末処理場の建設に着手してまいりたいと考えております。

3つ目は地域情報化整備でございます。

御案内のとおり、合併調整方針の一つであります高速通信網を整備し、秋にはテレビの再送信・自主放送のほか、市によるインタ - ネット事業を開始いたします。また、伊自良図書館の蔵書について、インタ - ネットによる検索や予約ができるシステムを構築し、本市の例規集もインタ - ネットで閲覧できるようにするほか、引き続き都市計画情報、あるいは道路台帳、水道台帳など、地理情報のデジタル化を推進し、事務の効率化と市民の皆様への情報提供を目指して進めたいと考えております。

次に、豊かで美しい自然を守るまちづくりでございます。

本市の8割以上の面積が森林で占められておりますが、これは大きな財産でもあります。これを活用し、子孫のために大切にしていかなければなりません。このため、間伐材搬出利用促進事業や流域公益保全林整備事業、あるいは森林環境整備のための枝打ち事業等も実施するほか、新しく親子で体験する森林体験学習を実施してまいりたいと

考えております。

また、本市の環境基本条例に基づいて環境基本計画を策定いたします。さらに、ごみの分別・リサイクルを促進していくほか、山県市においては、地球温暖化対策実行計画に基づき、CO₂排出量の算出・改善を図っていくとともに、市内の環境パトロールについても、引き続き強力に推進してまいります。なお、現在、岐阜市へ委託しております可燃ごみの焼却処理委託の期限が迫ってまいりますので、廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画を策定してまいります。

次に、活力あふれる産業のまちづくりでございます。

農業の生産性を高めるため、青波地区の揚水機や農道・かんがい排水施設等の整備をしてまいります。また、ハエ対策等薬剤購入費助成額の限度額の引き上げ、専門家のノウハウを活用して畜産環境改善対策事業などに着手し、住環境との共生・調和づくりを目指してまいりたいと考えております。

森林保全と木材産業の振興を図るため、林道の整備をしてまいります。椿野 - はじかみ線林道につきましては平成17年度中に、高田 - 斧田線林道につきましては平成18年度中の供用開始を目指して進めてまいります。また、新たに日永線林道開設事業も着手してまいります。商工会等を核とした地場産業の育成に努め、引き続き小口融資等による商工業者を支援してまいります。また、谷合地区の活性化を目指し、商工会が核となって計画してみえます事業を支援してまいります。地元が主体となって立ち上がられるような折には、行政としても積極的にバックアップをしていきたいと考えております。

伊自良地域においては、農産物直販所の建設に着手いたします。また、全市域での活性化を図るため、「ふるさと栗まつり」などのイベントを引き続き開催してまいります。一方、企業誘致のPRなどにつきましても、各方面に積極的に行ってまいります考えでございます。

次に、豊かな心と文化をはぐくむまちづくりでございます。

多様化する教育環境の中において、個性や創造性を伸ばす教育の充実に努めます。また、各種相談員や講師を引き続き配置し、特に増加傾向にありますADHD児への対応のため、小中学校における自立支援非常勤講師の配置を倍増いたします。高富中学校の整備につきましては、今年の秋には新校舎で授業が受けられるよう、完成を目指して進めてまいります。美山中学校につきましては、早期に着手できますように、校舎設計のプロポーザル・コンペを実施してまいります。

地域コミュニケーションが薄れつつある今日、3つの中央公民館のほか、全12の地区の公民館や主事等の機能を見直し、地域づくり、人づくりとしての拠点整備を図ってま

いります。また、就学前児童の各種ネットワーク化を図るとともに、子ども文化クラブと子どもセンターとの再編を図るほか、中学生国際交流事業、青少年海外派遣事業等も継続して実施してまいります。

先般開館いたしました花咲きホールにおいては、文化の拠点のみならず、笑いと健康をテーマとした事業を年４回程度開催する計画をしております。また、この施設と図書館等を結ぶ連絡橋の工事に着手し、平成18年度の完成を目指して進めていきます。

最後に、新しい未来に創るまちづくりでございます。

男女の本質的な差異をお互いに尊重しつつ、責任を分かち合い、社会的に権利が補償されて、人づくりがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して、男女共同参画計画を策定してまいります。

また、インターネットを通じた行政情報の提供を重視していくとともに、さまざまな方法で市民の方の意見に耳を傾けてまいる所存でございます。

現下の厳しい地方財政状況下、よりよいサービスを提供を目指してまいるためにも、全職員が一丸となって、効率的で質の高い行政運営を推進してまいる所存でございます。このため、研修の充実などを初め職員の資質の向上について努めてまいります。

国や県の諸改革の波は、大きなうねりとなって私ども自治体の財政基礎を揺るがすことが必至でございます。このうねりを乗り越えていかなければ、現行の各種サービスを見直し、受益者負担の適正化も図っていかなければなりません。こうした点につきましては、どうか議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力を切にお願いする次第でございます。

以上、平成17年度の当初予算の概要について御説明を申し上げます。

続きまして、資料ナンバー１に返ります。

報第１号 工事請負契約の変更についての専決処分につきましては、平成16年第３回臨時会で議第46号として、また資料ナンバー２、報第２号 工事請負契約の変更についての専決処分につきましては、平成16年第４回臨時会の議第74号として議決をいただきましたが、山県市公共下水道事業高富幹線管渠第１工区工事及び高富幹線管渠第２工区工事の請負契約金額を変更しましたので、地方自治法第180条第１項に基づき専決処分し、同条第２項の規定により報告するものでございます。

続きまして、資料ナンバー２の１、報第３号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分し、同条第２項の規定により報告するものでございます。

続きまして、資料ナンバー３、議第１号 山県市教育委員会委員の任命同意につつま

しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は4年となります。

委員の田中唯二氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、平成15年5月15日より2年の任期で任命いたしておりますが、平成17年5月14日で任期満了となりますので、引き続き再任をお願いするものでございます。

田中唯二氏は、山口市大森631番地104にお住まいで、平成12年10月1日から旧伊自良村教育委員会委員として活躍され、合併後も山口市教育委員会委員として活躍をいたしまして、適任者でございます。

続きまして、資料ナンバー4、議第2号 山口市公平委員会委員の選任同意につきましては、地方公務員法第9条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は4年となります。

委員の駒田武久氏は、地方公務員法本附則第5項の規定により、平成15年5月14日より2年の任期で任命されておりましたが、平成17年5月13日で任期満了となりますので、再任をお願いするものでございます。

駒田武久氏は、山口市岩佐1406番地6にお住まいで、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解がある上、公平誠実であり、適任者であると考えております。

続きまして、資料ナンバー5、議第3号 山口市防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、現在、山口市防災会議委員は市長以下24名で構成されておりますが、山口市防災会議委員に市内で結成されております自主防災会の代表者を任命し、防災会議に参加していただくことにより、より強固な防災体制を図ることを目的として定数の改正を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー6、議第4号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、平成16年度策定しました山口市行政改革大綱実施計画では、平成18年度までに職員を平成15年度と比較して約3%、人数にして15名削減するとしておりまして、現在実施中でございます。また、今後消防司令室の整備を初め消防力の充実を図る計画でございますので、事務部局ごとの定数を改正して、総職員数を433名から417名に改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー7、議第5号 山口市人事行政の運営等の公表に関する条例につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律において、地方公務員法に人事行政の運営等の状況の公表に関する条項が追加され、平成17年4月1日に施行されることから、当市の人事行政運営における公正性

並びに透明性を確保するため、本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 8、議第 6 号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児、または介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限を定める人事院規則の一部改正が平成17年 4 月 1 日から施行されることから、国に準じて改正をしようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 9、議第 7 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市美山荘に係る規定の削除や公民館長及び公民館主事の報酬額等を改正するとともに、新たに分館長の報酬年額等を定めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー10、議第 8 号 山県市長期継続契約とする契約を定める条例につきましては、地方自治法施行令の一部改正に伴い、長期継続契約の適用範囲を拡大し、より一層事務の合理化を図るため、条例を制定するものでございます。

続きまして、資料ナンバー11、議第 9 号 山県市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、岐阜県屋外物広告条例及び危険物の規制に関する規則並びに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正に伴い、手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー12、議第10号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、横断的な図書資料の活用と図書業務体系の確立を図るため、高富中央公民館図書室及びみやまジョイフル倶楽部図書室を伊自良図書館の分室として位置づける改正をするものでございます。

続きまして、資料ナンバー13、議第11号 山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例につきましては、教育委員会事務局の組織の再編に伴いまして、山県市スポーツ振興審議会の庶務を行う課を、現在の社会体育課から新しく担当する生涯学習課に改正しようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー14、議第12号 山県市文化財保護条例の一部を改正する条例につきましては、文化財保護法の改正が行われ、生活や生産に関する用具等の製作技術など、地域において伝承されてきた民俗技術を民俗文化財の一形態として位置づけ、保護措置を講ずるために改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー15、議第13号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県の69歳老人医療費助成事業補助金事業が廃止されることに伴い、市の助成事業につきましても廃止しようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー16、議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例につきましては、山県市立葛原保育園を廃止しようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー17、議第15号 山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例につきましては、山県市養護老人ホーム美山荘の管理・運営を社会福祉法人同朋会へ平成17年4月1日より移管するため、条例を廃止するものでございます。

続きまして、資料ナンバー18、議第16号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例につきましては、平成17年4月1日より、ペイオフの解禁に伴い、岐阜県信用保証協会への原資貸付の契約が締結できなくなるため、山県市より指定金融機関への直接原資貸付預託を行うための改正を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー19、議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、金池住宅の戸数を15戸から13戸に、また寺洞住宅の戸数を14戸から10戸に改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー20、議第18号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議、及び資料ナンバー21、議第19号 山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議につきましては、平成17年3月28日に、海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町が配置分合されるため、この3町との間で結んでいる証明書の交付等の事務委託を廃止し、新設される海津市と新たに締結するものでございます。

続きまして、資料ナンバー22、議第20号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減につきましては、配置分合により構成市町村の数に増減がありますので、地方自治法第286条の規定により協議をお願いするものでございます。

続きまして、資料ナンバー23、議第21号 岐阜県市町村退職手当組合同規約の一部を改正する規約につきましては、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体及び地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合のうち、配置分合により脱退する市長村を削るなど、所要の改正を行うもので、地方自治法第286条の規定により協議をお願いするものでございます。

続きまして、資料ナンバー24、議第22号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額から5億419万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を147億2,835万7,000円とするものでございます。内容につきましては、経費節減と入札による請負差金等を減額するとともに、財源の更正をしようとするものでございます。

まず、繰越明許費の補正につきましては、全部で4つの事業を追加しております。いずれも、事業を年度内に完成することが困難であるため、繰越明許費をお願いするもの

でございます。

次に、地方債補正の追加及び変更につきましては、事業費の確定に伴いまして、限度額の変更をするものでございます。

この中で、平成16年度の合併特例債事業につきましては、全部で10の事業について発行することができる見込みとなりましたので、金額につきましては約14億4,500万円でございます。

歳入につきましては、その大半は事業費の確定等に伴う補正でございますが、基金繰入金につきましては、極力、経費節減に努めた結果、減債基金と魅力あるまちづくり基金については取り崩す必要がなくなり、また財政調整基金につきましても、その大半を取り崩すことなく来年度以降への蓄えとすることができる見通しとなりました。

歳出における増額補正につきましては、可燃ごみ焼却処理委託料、障害者福祉支援扶助費、青波地区揚水機整備工事及び特別会計の繰出金でございます。

続きまして、資料ナンバー25、議第23号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に171万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を28億9,370万円とするものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険基盤安定分の繰入金等のほか、前年度繰越金を増額し、財政調整基金繰入金を取り崩さないこととするものでございます。

歳出につきましては、一般会計等による執行済みの保健事業費について、本会計へ更正するものとレセプト点検委託料の契約差金等でございます。

次に、資料ナンバー26、議第24号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億6,570万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を30億5,871万6,000円とするものでございます。

医療費支払いが増えるため、歳出の増額補正をするもので、それぞれ負担割合に応じた国・県支出金等のほか、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー27、議第25号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1億3,430万円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億9,854万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、管渠工事の契約差金等を減額することにより、歳入も減額するものでございます。

続きまして、資料ナンバー28、議第26号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から17億7,987万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を8億4,167万2,000円とするものでございます。

債務負担行為の変更につきましては、契約差金の減額と工事費の一部を平成17年度に先送りするためのものでございます。

歳出につきましては、契約差金分と次年度への先送り分を減額することにより、歳入も、合併支援交付金や合併特例債、一般会計繰入金を減額いたすものでございます。

続きまして、資料ナンバー29、議第27号 平成16年度水道事業会計補正予算(第5号)につきましては、既定の収益的収入予定額から1,037万円を減額し、既定の収益的支出予定額から672万8,000円を減額するとともに、既定の資本的収入予定額から1,286万5,000円を減額し、既定の資本的支出予定額から3,000万円を減額するものでございます。

収益的部門においては、公共下水道事業に伴う資産価値の減少が発生しますので、これを特別損失として予算化いたしております。資本部門におきましては、公共下水道事業に伴う排水管布設工事費の減とこれに伴う負担金の減が主なものでございます。

続きまして、資料ナンバー40、議第38号 第1次山県市総合計画基本構想につきましては、平成16年7月12日に総合計画審議会に諮問し、平成17年2月9日に7項目の要望を付記の上、答申をいただきました。したがって、今議会には、審議会の答申を踏まえまして、その結果を提案するものでございます。

東海3県でいち早く合併しました山県市も、はや3年目を迎えようとしております。これまで、合併に際し策定しました新市まちづくり計画に沿い、諸事業を推進してまいりましたが、今後のまちづくりを着実に推進するために、新市まちづくり計画を踏まえた策定といたしました。この計画は、基本構想、基本計画で構成されております。基本構想は、まちづくりの将来像や基本目標をあらわしたもので、平成26年度を目標年度とする10年間の計画でございます。

さて、基本構想の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、基本構想といたしまして、新市まちづくり計画と同様、豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりとしております。そして、「住みよいふるさと山県市」を合い言葉に、市民と行政が共通の目標に向かって、お互いの知恵と力を出し合うことにより、みんなで住みよさをさらに高めていくという基本姿勢を「住みよさ共感！山県すてっぷあっぷ・ぷらん」という愛称であらわしております。

また、人口減少は今後あるものの、生活環境の一層の充実や豊かな自然環境を生かした住みよさ感の向上など、住みよいまちづくりを進め、構想の目標年次であります平成26年度の人口を3万200人と想定いたしております。

そして、さきに説明いたしました基本理念の達成のために、6つの基本方針を掲げております。

続きまして、資料ナンバー41、議第39号 山県市民憲章の制定につきまして御説明申し上げます。

まず、市民憲章制定の背景としましては、平成15年4月1日、山県郡の3町村が合併し、山県市が誕生いたしました。この大きな転機をきっかけに、市民のまちづくりのための行動目標となる市民憲章を制定することといたしました。

市民憲章は、多くの自治体に見られますような形式、いわゆる前文と本文から構成し、前文では市民憲章制定の目的などを記述し、本文は5項目の箇条書きといたしまして、まちづくりや生活の目標を市民の感覚で示しております。美しいまち、明るいまち、元気なまち、温かいまち、豊かなまちを目標に、山県市をさらに住みよいまちにするため、この山県市民憲章を定めようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー42、議第40号 不動産の譲与につきましては、山県市美山荘の経営管理を平成17年4月1日より社会福祉法人同朋会へ移管するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー43、議第41号 市道路線の認定につきましては、伊自良地域文化ゾーン整備事業計画に伴い、新たに路線名を付し、認定するものでございます。

続きまして、資料ナンバー44、議第42号 市道路線の変更につきましては、高富地域市道浦町線道路改良事業計画に伴い、高2185-2号線の起点を変更するものでございます。

以上をもちまして、提出案件の御説明を終わりますが、よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願いをいたします。ありがとうございました。

ちょっと訂正させていただきます。

先ほど山県市老人保健特別会計の中で、歳入歳出の予算の総額を30億5,874万6,000円とするというところを30億5,871万と申しましたが、4万の間違いでございますので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤垣邦成君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでございました。

○議長（藤垣邦成君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日4日より13日までは、議案精読のため休会といたします。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時03分散会

山県市議会定例会会議録

第2号 3月14日(月曜日)

○議事日程 第2号 平成17年3月14日

日程第1 質疑

- | | |
|-------|---|
| 報第1号 | 工事請負契約の変更についての専決処分について |
| 報第2号 | 工事請負契約の変更についての専決処分について |
| 報第3号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分について |
| 議第1号 | 山県市教育委員会委員の任命同意について |
| 議第2号 | 山県市公平委員会委員の選任同意について |
| 議第3号 | 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について |
| 議第4号 | 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 議第5号 | 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について |
| 議第6号 | 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 議第7号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について |
| 議第8号 | 山県市長期継続契約とする契約を定める条例について |
| 議第9号 | 山県市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 議第10号 | 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例
について |
| 議第11号 | 山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について |
| 議第12号 | 山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について |
| 議第13号 | 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 議第14号 | 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例について |
| 議第15号 | 山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について |
| 議第16号 | 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について |
| 議第17号 | 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 議第18号 | 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について |

- 議第19号 山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 議第21号 岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第22号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第23号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第24号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第25号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第27号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号）
- 議第28号 平成17年度山県市一般会計予算
- 議第29号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第30号 平成17年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第31号 平成17年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第32号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第34号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第35号 平成17年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第36号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第37号 平成17年度山県市水道事業会計予算
- 議第38号 第1次山県市総合計画基本構想について
- 議第39号 山県市民憲章の制定について
- 議第40号 不動産の譲与について
- 議第41号 市道路線の認定について
- 議第42号 市道路線の変更について

日程第2 討 論

- 議第1号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第2号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第22号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第23号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第24号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第25号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

	議第26号	平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
	議第27号	平成16年度山県市水道事業特別会計補正予算（第5号）
日程第3	採 決	
	議第1号	山県市教育委員会委員の任命同意について
	議第2号	山県市公平委員会委員の選任同意について
	議第22号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号）
	議第23号	平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議第24号	平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
	議第25号	平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	議第26号	平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
	議第27号	平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号）
追加日程第1	議第43号	岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について
追加日程第2	議第44号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）
追加日程第3	質 疑	
	議第43号	岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について
	議第44号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）
追加日程第4	討 論	
	議第44号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）
追加日程第5	採 決	
	議第44号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）

○ 本日の会議に付した事件

日程第1	質 疑	
	報第1号	工事請負契約の変更についての専決処分について
	報第2号	工事請負契約の変更についての専決処分について
	報第3号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について
	議第1号	山県市教育委員会委員の任命同意について
	議第2号	山県市公平委員会委員の選任同意について
	議第3号	山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
	議第4号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
	議第5号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
	議第6号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例について

議第7号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第8号	山県市長期継続契約とする契約を定める条例について
議第9号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について
議第16号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第18号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
議第19号	山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第20号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
議第21号	岐阜県市町村退職手当組合規約の一部を改正する規約について
議第22号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第23号	平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第24号	平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議第25号	平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
議第27号	平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号）
議第28号	平成17年度山県市一般会計予算
議第29号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成17年度山県市老人保健特別会計予算
議第31号	平成17年度山県市介護保険特別会計予算
議第32号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第33号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成17年度山県市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計予算
議第37号	平成17年度山県市水道事業会計予算
議第38号	第1次山県市総合計画基本構想について
議第39号	山県市民憲章の制定について
議第40号	不動産の譲与について
議第41号	市道路線の認定について
議第42号	市道路線の変更について

日程第2 討 論

議第1号	山県市教育委員会委員の任命同意について
議第2号	山県市公平委員会委員の選任同意について
議第22号	平成16年度山県市一般会計補正予算(第6号)
議第23号	平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議第24号	平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
議第25号	平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議第26号	平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
議第27号	平成16年度山県市水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第3 採 決

議第1号	山県市教育委員会委員の任命同意について
議第2号	山県市公平委員会委員の選任同意について
議第22号	平成16年度山県市一般会計補正予算(第6号)
議第23号	平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議第24号	平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
議第25号	平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議第26号	平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
議第27号	平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第5号)

追加日程第1	議第43号	岐阜県市町村会館組合格約の一部を改正する規約について
追加日程第2	議第44号	平成16年度山県市一般会計補正予算(第7号)
追加日程第3	質 疑	
	議第43号	岐阜県市町村会館組合格約の一部を改正する規約について

議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）
 追加日程第4 討 論
 議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）
 追加日程第5 採 決
 議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）

○出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林囃之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	舩戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	岡田達雄君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼企画部次長	和田真吾君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 宏 優 書記 堀 達 也

午前10時00分開議

- 議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

- 議長（藤垣邦成君） 日程第1、質疑。

質疑は、3日に議題となりました報第1号 工事請負契約の変更についての専決処分についてから議第42号 市道路線の変更についての議案に対する質疑を行います。

初めに、報第1号 工事請負契約の変更についてから議第21号 岐阜県市町村退職手当組合規約の一部を改正する規約についてまでの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、まず、議第6号、資料8ですけれども、職員の勤務時間等に関する条例改正、これについて質問いたします。

まず、資料の中で、8条の2の1項、この中に、あらかじめ定められた特定の時刻とするという文言が条例にあります。これは規則などで定めと思うんですが、具体的にどういう時間が予定されているのかということです。

それから、もう一点ですけれども、育児や介護を行う職員の早出、遅出を認めるという趣旨はわかるんですが、それが実際に機能するかどうか、制度としてはつくるけれども、実際に職員が利用できるかどうかに懸念を持つわけですけれども、その利用の見込みはどのように考えているのかお尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 総務部長。

- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 時間は、午前7時から夜10時までの間ということでございます。それは、規則の方で定めさせていただきたいと思っております。

それから、実際に機能するかどうかということでございますが、ここにも書いてありますように、職務に支障を来さない範囲内ということでございますけれども、こういうことを決めた以上、次世代育成の問題もございますので、極力とっていただくように、とれるようにしていきたいと思っております。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町君。

- 13番（寺町知正君） まず、時間ですけど、午前7時から午後10時というのはちょっとよくわからないんですけれども、早く出る分が7時で、遅くが10時という意味なのか

の確認です。

それから、もう一つ、極力とっていただくようにということでしたが、それは申し出があれば、もちろん、職務に支障がないという大きな前提はありますけれども、快く認めるという任命権者の方針があるのかどうかというところを確認します。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） そのとおりでございます。早出は7時から、遅出は10時ということでございます。申し出があれば、業務に支障を来さない範囲内で認めていきたいという意向でございます。
- 議長（藤垣邦成君） 寺町君。
- 13番（寺町知正君） 最後ですけれども、勤務評定に影響しないかどうかです。ある職員が申請をしてというふうになった場合に、そのことがその職員の勤務評定に影響するのかもしれないのか。するなら、どのようにするのかということです。
- 議長（藤垣邦成君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 制度としてあるものでございますので、それをとったからといって、勤務評定に影響するような制度ではだめだと思いますので、それは影響がないというふうに御理解いただきたいと思います。
- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 議第7号と15号、これは養護老人ホームの美山荘が民営化するための案件ですけれども、この美山荘というのは、旧美山町の時代に、美山町史によりますと、昭和41年度に厚生省が岐阜県下でただ1カ所設置することを認めた、それがこの美山町に設置をされた美山荘だということで、公費で老後を幸せに暮らしてもらうために設置をしたんだということが美山町の町史に書いてあるわけですが、その後、一部事務組合に引き継がれて、移転、改築をされ、現在に至っているということで、このような歴史ある施設を市の財政の効率化という名のもとで切り捨てるべきではないというふうに考えます。

さらに、今後そのほかの福祉施策についての切り捨てにこれがつながっていくのではないかというふうに危惧をしますけれども、この点については、どのように考えておられるのでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

養護老人ホーム美山荘の民営化に関しましては、山県市の行政改革大綱に位置づけを

いたしまして、入所者の高齢化、病弱化が進む中、入所者の処遇の向上を今以上に効果・効率的に運営をしていくために民営化を行うものでございまして、この民営化に關しましては、美山荘の運営審議会委員の諮問に対します答申もいただいております。その答申では、民間活力を導入することが適切であるということでございまして、議員がおっしゃるように、1にも2にも財政上のことだけではございません。今以上のより高い水準のサービス提供を行うことが期待されますし、将来的にも、山口市が単独でこのような施設を運営していくことは非常に困難であるというような見解でございます。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 民営化すれば、今以上に素晴らしい福祉政策が行えるんだというようなお話しでしたが、それについては、非常に疑問というか、確信を今すぐ持てるような内容ではないというふうに思うんです。民営化されるということは、結局、今の国の方針でもあるわけですが、人件費を削減していくということ、それがまず一番大きいと思うわけです。それで、結局、福祉の現場なんかを伺ってみますと、不安定な雇用の部分というのが非常に増えているというふうに新聞報道などでも伺っているわけでありまして、そういうような状況のもとで、経験の浅い職員が庶務をしなくちゃならないとかというような状況が生まれてきますので、そういう福祉についてのそういう技術とか経験とかというものが十分生かされないで行われると、そういう状況が出てきているというふうに聞いております。

さきに、福井県の施設で、これはグループホームでしたけれども、大変悲惨な事件が起きましたけれども、あれだって、私は民営化の流れの中での1つの問題のあらわれではないかというふうに思っているわけでありまして。だから、今の部長の御答弁には納得ができないものであります。

続いて、次の質問に移りたいと思いますけれども、議長、よろしいでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） ちょっと待ってください。

福祉部長、答弁漏れが1つあるんじゃない。他の施設に波及しないかといったところ。

福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 他の施設に今後どのような影響があるかということでございますが、基本的に、社会福祉施設にとどまらず、行政が運営しておりますいろいろな施設は、これから先は、市民のためにいかに今以上のサービスに努めるかということで、いろんな観点からそういう、指定管理者制度を含めまして、市のそういう施設に対する考え方というのは、今後はいろいろ検討がされるということは、方向的にはそのよ

うな方向というふうに感じております。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 今の御答弁につきましても、そういうふうで、結局はそういうふうな方向へつながっていくということで、住民の福祉を守ることを第一の使命としている行政が、その第一の仕事を次々と市民の手から遠いところへ、私どもの目も十分注ぐことができないような状況にどんどんと切り離されていくという方向に進んでいくということ、本当にこの危惧というのは、地方自治体としての山口市、合併してよかったと言えるというようなことを今までも散々おっしゃってきたわけです、合併推進をされてきた方というのは。ところが、こうやって、実際には、大事な仕事を次々と市の仕事から切り離していくと、そういう方向に進んでいくという心配がされるわけです。これについては、本当にこれでよいのかということで、大きな疑問を執行部の皆さんに投げかけたいというふうに私は思います。

それで、次の質問に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） どうぞ。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 次に移りますが、今の問題ともかかわってくるわけですが、議第4号の市職員の定数の削減の問題です。合併によって、特別職が大幅に削減されました。これにつきましては、それで十分じゃないかと私は思います。といいますのは、この山口市というのは非常に広いんです。そんな広いところに、今後どんどん職員を削っていったら、本当に市民の福祉、安全というのは守れるのかということになるんです。今、足りない部分がたくさんあるわけです。保健福祉の分野、それから環境部門につきましても、今の職員ではとてもできない、市民の福祉を十分守り切れない、そういう現状だというふうに私は思っております。ですから、そういった部分、市長の事務部局での職員の方に削らないで、職員をきちんと手当てしていくということが必要ではないかというふうに思うわけですが、これについては、市長はどのように考えておられるのでしょうか。

それから、議第13号ですけれども……。

○議長（藤垣邦成君） ちょっと待ってください。一つ一つお願いします。

平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

行政改革大綱の中でも、職員の削減については、いろいろ検討した結果で申し上げて

あるわけでございますし、合併した市町村どこでも同じでございますが、最小の人数で最大の効果を上げられるように、スリム化については、今後も極力進めてまいりたいと思っておりますが、そういうことで、サービスの低下のないように十分意を用いて、行政に当たっていきたいと思いますので、議員のおっしゃるような心配はないと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 再質問ですか。

○15番（中田静枝君） はい。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 再質問ですけど、特に保健福祉の部門につきましては、これは後の一般会計の補正予算のところにもかかわってくるんですけども、一般会計部門の拠点というのが、ここの山泉市の本庁の隣の建物の中に位置しておられる福祉部ということで、保健福祉の部分が、一般事務として出先というのがないわけです。もちろん、保育所とかはありますけれども、保健の部分、それから福祉、ヘルパーを派遣したりとか、いろんな部分ですけども、そこら辺での出先の部分というのが全くないんです。旧美山町時代には、谷合の美山の役場の中にそういった部門がきちんとあったわけです。今は全くないんです。向こうの地域というのは非常に山深くて大変なところです。ここに市が職員をきちんと置いて手当てをしていくということが今すぐ必要なことなんです。私はそう思います。環境のこともありますけど、保健や福祉の部門についてだって、今も足りないというふうに私は思っているんですけど、そこら辺はどうなんですか。

市長。

○議長（藤垣邦成君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 今の御質問の趣旨、十分にわかりにくいところがございますが、福祉関係が皆同じように、特に福祉につきましては、きめ細かい人員配置をし、対応しておるということでございますし、今度美山地域にはデイサービスセンターもこの3月終わりには完成します。そういった面で、いろんな面で充実を図ってまいるわけでございますので、そういった心配はないと考えております。力を入れて、福祉に力を尽くしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） デイサービスセンター、全く一般会計で行われる保健福祉の事務とはかなり分野の違った部門だというふうに認識しておりますけれども、実際には、たくさんの旧美山町地域におきましては、高齢者だけの世帯とかというのが多くなっているわけでありまして、そういう方たちのところに、具体的に申し上げますと、保健士

さんがやはり日常的に足を運べるような、そういう体制が必要だというふうに私は思うわけです。ところが、現状では、保健士さんの現実を見ますと、そこまではできないというふうにおっしゃっているんです。そこら辺から見ても、今の市長の答弁だけでは私は納得できないところです。ぜひ、そこら辺をもうちょっと深く見ていただきたい、市長みずから足を運ばれることも大事ではないかというふうに思います。

- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

寺町君。

- 13番（寺町知正君） それでは、先ほどの関連のところ、議第15号の資料17、老人ホームの件ですけれども、まず、現在働いている職員はどうなるのかというところを質問します。

それと、もう一点ですけれども、民間に出すとして、それでは、運営体制とかサービスの維持について、市としては、どのようにチェックしていくことができるのか、どういうふうにする方針なのかというところをお聞きしたいです。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 現在の職員でございますけれども、すべて市の方で受け入れが可能でございますので、例えば養護さんたちは6名お見えになるわけでございますが、全員の方が調理師の免許もお持ちでございますので、学校と保育所の給食調理員がことし6名定年退職を迎えますので、その後釜に入っていただくことを予定しております。

あと、事務職は、それぞれのポストへ異動という形で配置したいというふうに思っております。

- 議長（藤垣邦成君） 保健福祉部長。

- 保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

美山荘の今後の運営管理に関しましては、御承知のように、今回の議会で、社会福祉法人同朋会の方に民営化の方をお願いしております。社会福祉法人同朋会は、議員も御承知のように、山県市の藤倉に本部を置きまして、過去にも、施設経営にはいろいろ順調な経営をしておりますし、民営化になりましたら、定期的に指導監査は山県市で行いますし、この美山荘の運営自体は、現在は措置費にて対応いたしておりますから、老人福祉法の縛りにもございますように、今後は同朋会に定期的に指導し、運営を移管していく予定でございます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町君。

○ 13番（寺町知正君） 今の同朋会にということで、既に別のものもあるということでしたけれども、定期的に指導監査も行うということですが、これは法律上の権限ですか。今の答弁ですと、何か法律の根拠がありそうな答弁でしたけど、明確に法律上の権限を持って、市が同朋会を指導監査できるのか、それとも、任意なのか。例えば向こうが資料を出さないとか、そういった場合に、市はそれを要求できる権限があるのかどうかです。それは、従来も、あそこの運営について、旧高富とかが直接タッチできないということは聞いていましたので、今の答弁を聞いて意外な気がしたんですが、どの程度チェックできるかということの懸念を持っていますので、お願いします。

○ 議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

○ 保健福祉部長（土井誠司君） 再質問にお答えいたします。

現在、養護老人ホーム美山荘の運営につきましては、先ほど申しましたように、国の保護措置費において対応しております。介護保険法のいろいろな改正が今後あると想定しましても、17年度に関しましては、措置費対応でございますから、法律的に言えば、山口市が指導監査をするというのが法律的には認められてございます。

そのほかには、契約書の条項におきまして、各種取り決めを行っております。

以上でございます。

○ 議長（藤垣邦成君） 寺町君。

○ 13番（寺町知正君） 今の答弁の確認ですけど、法律上の権限と実態的にも契約書の中で市が必要な場合、サービス体制だとか運営体制について、正式に入る権限を持つということでもいいわけですね。そこを確認します。

○ 議長（藤垣邦成君） 保健福祉部長。

○ 保健福祉部長（土井誠司君） 再々質問にお答えいたします。

今の御見解のとおりでございます。

○ 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田君。

○ 15番（中田静枝君） 議第13号と議第17号なんですけれども、13号につきましては、福祉医療費の助成制度を岐阜県が新年度廃止をするからということで、山口市も取りやめという流れのようなんですけれども、69歳の方の生活実態をかいま見ますと、お話をちょっと伺ったりしますと、やはり元気で病院に通わなくてもいい69歳の方と、それから病院に通わなければならない69歳の方、これを比べますと、本当に大きな違いが出てくるんです。医療費が3割、今は現在、福祉医療制度のあれで、一応、1年間1割ということなんですけれども、これを廃止して3割にするというわけでしょう。それは医療費

が3倍になるということですから、これは大変なことなんです、生活に与える影響というのは。この福祉医療の助成制度、年金を受け取る年齢というのはどんどんと先延ばしされておりますけれども、年金生活に入っても、決して安心できるものではないわけで、やはり病気になったときぐらいは、公的に手当てをきちんとして福祉を守る、保健をきちんとかたすということです。この福祉医療、せめて69歳、今までも年齢をもっと引き下げて、幅広くしたほうがいいというふうに私は考えておりましたけれども、今度は廃止と言われるわけですから、本当にとんでもない話だというふうに思うんです。金額を見ましても、昨年の決算書で見ますと、福祉医療費のうちの69歳の方のための助成費というのは、総額で430万円です。わずか430万円です。福祉医療費全体としては2億円以上ありますので2%です。今後、高齢者が多少増えるにしても、元気なお年寄りの方が圧倒的に多いわけですから、病気になったときぐらいはやっぱり助けてもらえると、そういう温かい山県市にしていくべきだというふうに思うんです。山県市単独ででも、子供の医療費のように、これは継続できる事業ではないかと思うわけですが、これはどなたにお伺いしたらいいのでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

69歳老人医療費の助成制度は、県の廃止制度に伴いまして、山県市の方も69歳の老人に対しましては、この長寿の社会におきまして、老人ではないという見解で廃止をするものでございます。そして、今後高齢者の方々のいろいろな福祉、また医療の関係にしましては、議員も御承知のように、老人保健福祉計画、そして介護保険事業計画、この2つを17年度高齢者計画として策定をするという運びでございます。その中で、いろいろ、また、専門の委員会、そういうものの中でいろいろ、そういう関係の審議がなされると思っておりますから、今後もそのような対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 県がそういうふうに説明しているのか知りません。69歳は老人じゃないというふうに説明しているのかもしれませんが、しかし、その問題とこの問題は違うと私は思うんです。69歳というのは、結局は、この69歳の助成制度が始まったのは、たしか国が70歳以上の医療費について無料にしようということで、そういう国民の強い要求の流れの中で、全国の自治体が独自に始めたということの影響を受けて、国が70歳からの医療費を無料にしたと、そういうことで、じゃ、69歳とどう違うんだと、69歳と70歳とどう違うんだと、1年でどう違うんだということで、そしたら、69歳も少し医

療費の負担を軽くしたらどうかということで始まったのがこの制度の始まりだったというふうに私は認識しております。

それを国が70歳からの医療費を有料化しまして、その有料化も低額でよかったものが、今度定率に変えられようとしている。そういうふうな国民にとっては非常に辛い方向での流れが起きているということで、その有料化のためにこれを、格差はなくなるんだからということで、恐らく、廃止というふうな動きに県の方でもなってきたんだろうというふうに思うんです。だけれども、実際問題としては、69歳と70歳というのはそんなに変わらないわけです。そうでしょう。先ほども言いましたように、病気の人と元気の人との違いというのが、生活費に与える影響というのは倍ぐらい違うわけですから。ですから、そこを見ないといけないというふうに思うんです。15年度の決算で430万円、これは本当に、そんなに山県市がこれをやめなければどうにもならないという状況ではないというふうに考えるんです。

そこはどうか、福祉部長。

- 議長（藤垣邦成君） 土井福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

69歳老人の助成制度につきましては、議員もおっしゃいますように、昭和51年度に創設された制度でございます。私どもは、その当時からかんがえますと、社会的に69歳はもはや老人ではないという見解でございます。どうか御理解のほどよろしく願います。

- 議長（藤垣邦成君） 再々質問をどうぞ。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 今の御答弁では全く納得できません。先ほど説明しましたように、全く納得できません。

それで、次の質問に移りたいんです。

- 議長（藤垣邦成君） 質問を変えるときは、ちょっと待ってください。再々質問と間違えていますから。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） では、今の質問の関連ということで、議第13号、資料15ですけど、福祉医療費です。

まず、お聞きしたいのは、そもそも、69歳ということですが、現在、69歳というのは、すべての69歳の市民の方が対象となっているのか、あるいは一部なのか。一部なら、どういう人たちかというところをお聞きしたい。

それから、もう一点ですが、県が予算をつけないということは説明されているわけですが、県がつけないから市町村はつけてはいけませんよ、やめてくださいよというふうに指導をしてきているのか、全くそういう例は県だけのことでと、市町村に任せているのか、どちらでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の69歳老人の助成の関係でございますが、現在、65歳以上の方は介護保険制度の申請ができると申しますか、65歳を超えますと、介護保険のそういう状況があれば、そういう認定ができる関係上、介護保険の認定を受けた方は、この69歳老人の医療費の方の対応ができないというわけでございます。

そして、先ほどから、県の制度に準じて、山県市でも対応していた昭和51年当時からきていたものに関しましては、何回も同じことになりますが、69歳という老人は、社会的には、そういう年齢という関係にはおりませんから、もう十分社会的な役割を果たしていると、そのような見解でございます。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） まず、最初の方ですけれども、介護保険の対象者というのは、それはそれとして、旧条例を見ますと、個人の市民税を課されていない者というふうになっているんですが、そういう意味で、69歳の人のうちのどの範囲なのかということをお聞きしたいということです。

それから、もう一点、県の方がいいところとして、それでは、県内一律に当然やめるわけですが、他の市町村、山県以外の市町村はどういう対応をするのかということについてのどういう情報を市は持っているのでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の再質問にお答えします。

現在、69歳の方の所得の要件に関しましては、私、ここで今、どういう所得制限があるか、詳細には資料がないのでわかりませんが、それはまた後ほど答えさせていただきますし、県からのいろいろな文書に関しましては、基本的には、県が今年度をもって69歳老人を廃止すると、そういう文書にての通知のみでございます。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、最終的に、市長にお聞きしたいんですけれども、私

は、この提案説明の資料などを見る限りは、対象となっている69歳の方というのは、そもそも、社会的には弱者であるからこそ、この対象になっていたという制度だということとは間違いのないわけです。とすると、69歳は社会的弱者じゃないというのは、それは一般論であって、この制度から見る限りは、やはり69歳の中でも弱者の方を対象にしていたということは明らかだと思うんですが、そういう意味で、市長は提案説明とは違う弱者という観点を持つべきではないかと思うんです。それが旧条例、現行の条例の制度ではないんですか。その文言に照らして、どう考えるかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つですが、市長はしっかりと健康に働いておみえですからあれですけども、やはり高齢者の中にはいろんな事情がある方がたくさんあるわけです。そういう意味で、この議案を見る限りは、どう見ても、高齢者の方に冷たいと見るしかないんですが、その点、最終決定された市長としてはどうなんでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

県が決められた制度というのは、随分長い年月がたっております。そういったことで、その時代から比べますと、人生の平均寿命といいますが、そういったものもぐっと延びております。そういったことで、県も十分検討して、69歳のを今度廃止したということでございますので、市としましても、今、寺町議員が言われました、なかなかその辺の判断は難しい面はございますが、そういったいろんなもろもろを勘案しまして、この際、69歳のを廃止するということに決定したわけでございます。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君、ありますか。

○15番（中田静枝君） 今の議第13号の関係なんですけれども、15年度430万円ということで、多額な額ではないわけでありまして、実際に、市民の中には、こういう福祉制度を必要としている方たちが、本当に毎日心を痛めながら、自分の身を削りながら暮らしておられる方が少なくないわけでありまして、いま一度、考え直してはどうですか。

市長、医者にも行けないと言われる方があるんですよ。

○議長（藤垣邦成君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

この点につきましては、十分検討した結果で、こういうふうに踏み切ったわけでございますので、御了承願いたいというふうに思います。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

後藤利邦君。

- 10 番（後藤利邦君） 議第 7 号の資料 9 でございますが、山口市非常勤の報酬についての 2 ページ目でございますが、地区公民館長の年額が 12 万 4,800 円、そして公民館主事が 9 万円ということでございますが、公民館長につきましては、分館長も 12 万 4,800 円であるから、恐らく、どこの地区公民館長も同額だと思いますが、この公民館主事でございますが、月額 9 万円ということでございます。これにつきましては、全館一律であるのか、この中にも、文面で、以内で任命権者が市長と協議して定めると書いてありますが、これはその都度金額を定められるのか、当然そういったものが今からわかっておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

もちろん、これは今までシルバーが肝心となってやってこられたのに、いろいろ疑問があるから、こういう主事を設けられたと思います。従来も、主事は 2 人おったわけですが、今回この主事というのは 1 名にされたようなことをちょっとお聞きしたんですが、そのようになったのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。もちろん、主事の金額が各地区公民館ごとにわかれば、今、発表していただきたいと、このように思いますが、よろしくお願いします。

- 議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） お答え申し上げます。

今回、非常勤の特別職職員の報酬の費用弁償に関する条例で、私どもの関係する公民館長並びに主事につきまして、その報酬額の改定をお願いしておるわけでございます。内容につきましては、今、御質問された内容でございますが、公民館長、それから分館を美山地域のいわ桜小学校区におきまして組織図を変更させていただきまして、いずれも、公民館長、分館長も同額の年額を予定いたしておるわけでございます。

また、主事等につきましては、御発言のとおり、その公民館の活動の事務局として、いろいろ御面倒をおかけするということでございまして、その公民館のそれぞれの活動内容につきまして、それぞれ今後その報酬額については詰めていきたいというふうに考えております。それゆえに、9 万以内というような条文で上程を今回させていただいておるところでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 後藤利邦君。
- 10 番（後藤利邦君） 今、御説明の中では、一応、月額の 9 万円ということで、各公民館ごとにクラブ活動なり、いろいろあると思いますが、その内容によって時間で決められるということでございますが、それは、例えて言えば、9 万円でもいいわけですが、9 万円ということはどういうことを基準にして決められたのか、例えて言えば、1 時間

幾らというようなものを一つの基準として決められていったのか、そういうことであれば、大体時間的に幾らぐらいになるのか。そして、もちろん、月額ですから、1カ月に主事さんがどの程度の時間を勤めればいいのかということです。

そして、先ほど落としておりますが、新しい主事さんは、どんな経緯で決められて、そして、どんな内容の仕事をやっていただくことになるのか、その辺もひとつお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

- 議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） 先ほど答弁漏れがございまして、申しわけございませんでした。

主事の定員につきましては、現行は2名でございしますが、新年度よりは1名でお願いしたいという内容のものでございますし、今も言われましたように、主事の手当の報酬の考え方でございますが、私どもとしては、業務の内容、午前、午後並びに夜間ということになるかと思いますが、その実態に応じて、今後その報酬の額を定めさせていただきたいというふうに思っております。

それといたしましても、今日的に申し上げますと、シルバー委託の部分もございしますが、そういった部分は、いわゆる建物の管理、かぎの管理等でございまして、主事さんの本来の職務といたしましては、地域の公民館活動の推進の事務的な部分、そういった部分を大きな比重として考えております。そういった点で、それぞれ午前、午後、夜間というような考え方の中で積算をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 後藤利丸君。
- 10番（後藤利丸君） 先ほど言われましたように、まだ各地で地区公民館の主事の報酬ははっきり決まっていない、その内容を見て決定するということでございます。その都度決めるということでございますが、今のところ、まだ、それぞれの公民館の報酬金額は決まっていないということでよろしいんですね。

- 議長（藤垣邦成君） 室戸次長。
- 教育次長（室戸弘全君） 御提案させていただいておりますとおりでございまして、9万円以内ということでございますので、御理解といたしましては、9万円が限度ということで御理解賜りたいと思います。

それから、1つ、答弁漏れがございました。

それぞれの主事さんの選出方法でございしますが、現行では、それぞれ地域の公民館の運営審議会の中で御協議をいただきまして、公民館長さんを選出いただくシステムにな

っております。そして、主事さんにつきましては、公民館長さんの推薦ということでお願いをしております。よろしくお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） それでは、議第10号、資料12ですけれども、図書館の関係の条例です。

説明では、旧高富、旧美山の図書館などを伊自良の分館に位置づけるということ、さらに、横断的な運営という説明だったわけですが、具体的に、どのように運営するということ、あるいは何を予定して、そういった横断的な運営というふうに言うのかということです。

それから、もう一点、17年の新年度予算との関係ですが、そちらではウェブの公開という予算もついていますけど、それとの関連があるのかないのかというところです。

- 議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） お答え申し上げます。

今現在、図書館法にいう図書館といいますのは、伊自良図書館でございます。その図書館の中の所蔵の冊数でございますが、それぞれテープ、CD等もございますが、本でいきますと約5万6,000冊ほど所蔵いたしております。それから、高富中央公民館の今回図書室として組織がえをお願いしておるところにつきましても2万2,000冊程度、それから、みやまジョイフル倶楽部でございますが、ここにつきましても1万2,000冊程度の蔵書を持っております。

そういった点を今御指摘のように結びまして、今後その図書館の利用の便利さを図っていきたいというふうにも考えておるところですが、新年度の予算につきましても、ウェブ公開ということで、それぞれインターネットを通じまして、伊自良図書館の蔵書の内容、それから貸し出し状況等につきましても確認が市民の皆さん方からできるというシステムを新年度において構築したいというふうに考えておりますし、図書館法におきましても、それぞれ分室の位置づけというのは法的にもお認めいただいておりますので、組織がえをさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 後半は予算の関係だったので、それは後の予算でお聞きしたいと思いますので、次の質問に移ってよろしいでしょうか。
- 議長（藤垣邦成君） どうぞ。
- 13番（寺町知正君） 議第8号、資料10ですけれども、市の長期継続契約とする契約

を定める案件という新しい概念ですけれども、これについて質問いたします。

一応、この提案説明の書類の２ページ目にも出てきますけど、自治法の234条の３及び施行令の167条の17というところが、改正、あるいは新設されたということで、そこを見てみたんですが、どうもよくわからないんです。何を定めたい法律なのかと、具体的に何をです。それを条例で定めるんだということだとは思うんですけれども、基本的なところの確認ですけれども、どの程度のものがこの規定に該当するというふうに判断してよいのかということです。法律や施行令が想定している範囲、それはどういうふうに考えたらいいのかということで、そういったものの枠組みがあるとして、各自治体がそのうちのどの部分を規定するかというのは自治体の裁量であるのか、あくまでも、その範囲そのままなのかということなんです。

それから、契約ということですので、契約の期間については、それぞれの契約個々に、１年でも３年でも、１年はいいんですけど、３年でも５年でも10年でもいいと、そういったばらばらなのか、一定の原則があるのかということなんです。そこをお聞きしたいと思いますが。

○議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） この件につきましては、条例の（１）（２）（３）で規定してありますものでございますので、このことをどういうふうに運用していくかということにつきまして、きちんとした、確かにこれだけでは非常にわかりにくい点がありますので、規則なり、そういうのでつくらせていただきたいと思いますっておりますが、実際に、ことしの４月１日からのものにはちょっと間に合わんかなと思っておりますので、よその状況も調べてみながら対処していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○１３番（寺町知正君） まず、先ほど質問した趣旨は、法律や令が新しくできたり、改正されたわけですが、そのときに、国会のレベルで想定されているものはいろんなものがあるのか、それとも、今回出ている条例の（１）（２）（３）ここまで想定されただけで、市はそっくりそのままそれをここにうたうのかということなんです。これぐらいの大きさのものを国は考えていたけど、その中で、各自治体が幾つかやればよいですよという形で、市はその中の一定の概念の中でも幾つかを抜き出して、この（１）（２）（３）にしたのかどうかということをお聞きしたいということです。

そういうことと、もう一つ、そもそも、この条例を定めないと市の事務事業の運営に支障が生ずるのかどうかです。そうしなきゃ、事務事業はやっていけないんだというこ

とで、これをつくるのかどうかというところです。

もう一点ですが、何億円でも何十億円でも、これを定めれば長期契約としていいんだと。要は、今までは債務負担という形で議会にもちゃんと説明されて、予算書でも残っていたんですが、これに乗かったとしたら、何十億円でも長期継続契約ですという形で済んでいくのかどうかということです。そこをお聞きします。

○議長（藤垣邦成君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 法律の定めに基づいて、その中で自分のところのものをうたったということじゃなくて、これはある程度準則的に示されたことに基づいてつくった条例でございます。

それから、2点目の支障を来すのかということでございますが、あった方が便利だということでございます。それでつくられた法律でございますので。

3点目の幾らでもということは、これはできないと思いますので、ほかのものとの関連もでございますので、何億円ものものをやるというのは考えておりません。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 準則に基づいてだから、多分これが全体の枠組みであろうというふうに理解します。

それで、今、便利だからということでしたけど、新しい条例をつくって制度化するのに、支障がなければつくる必要はないと考えるんです。そういう意味で、あったほうが便利だとおっしゃるなら、何が便利なのか言っていただきたい。あえてつくる便利さをお示ししていただきたいということです。

それから、何億、何十億円でもということはいないだろうと、考えていないと。まず、考えていないということは通用しません。来年、再来年、違う人が担当者になったら、担当者、あるいは市長がかわったらわからない。だから、条例はそういうことを防ぐためにルール化するわけですから、ここに明示していない以上、私は、これは何億円でも何十億円でもできるとしか読み取れないんです。逆に、ここにきちっと1,000万円以内とか書いてあれば、そんな心配はしません。ということで、今の答弁は間違っているんじゃないかと思うんです。そこを明確に答えていただきたいということ。

仮にこれが通ったら、現在までの予算書、今回の予算もそうですけど、債務負担行為はちゃんと計上されていますし、過去の分もずっとあるものはすべて掲載されています。それで、私たち議員は常に把握できるわけですが、これができたら、今度の4月からは無理とおっしゃったけど、来年の年度中、あるいはもう1年後に、これがぱっと突然消えるわけでしょうか。長期継続契約として今リースが幾つも上がっています。そ

ことを知りたいんです。

それから、もう一点ですが、例えば下水道の関係で、グラウンドルールといいましたか、20年、30年後まで清掃業者との約束をするというのが長期の債務負担でありました。こういう超長期、何十年後までというものも現在あるはずなんです、そういったものはどうするんですか。これもすべて議会には上がってこないような形になるのかどうかというところなんです。そういった意味で、見えなくなることも非常に心配しているんです。そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。

○総務部長（垣ケ原正仁君） 事務上、どういう手が省けるのかということでございますが、今おっしゃられましたように、予算書に債務負担の計上をしなくてもよくなるというのが一番大きなあれかなと思っております。

それから、2つ目の問題につきましては、やっぱりこの条例だけでは非常に運用していくにおきましては難しい面が出てきますので、しっかりと規則に任意するところが出てきて、規則の制定が必要かなというふうに理解をいたしております。

3つ目のリース契約におきましては、ある日、突然予算書の中から債務負担が消えるのかということでございますが、この（1）に書いてあります事務機器に関する賃貸者契約なんかですと、これは普通5年契約で債務負担で出てくるわけでございますが、こういうのは消えるというふうに思っております。

それから、下水の関係のグラウンドルールといいますか、そういう大きなものまでということでございますが、そういうものを想定はしておりませんので、そういうことも規則の中ではっきりと定めていきたいというふうに思っておりますので、御心配されるようなことがないような規則制定に努めますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 規則、規則とおっしゃるけど、規則は議会に出てこないんです。毎年ころころと変えられても、私たちはわからないままなんです。長期のものなどはここに含めないような趣旨もありましたけれども、それも何かそのときの担当者によって変わりそうな気がするということで不安を持っているわけです。

それで、仮にこの条例をつくるなら、1つは、先ほどの額の上限、例えばこれが1億、2億とか10億なんていうのは、とても議会としては承認できないと私は思います。同感の人が多いと思うんです。そういった意味で、例えば1,000万円とするとか、5,000万円とか1億ぐらいの額の上限を付加する条例にするとか、それが必要だというふうに思うんですが、規則ではなく、その点について、いかがでしょうか。

それから、途中で契約変更が、契約期間は十分あります。しかも、長期になれば事情が変わる、物価も変わる、機器も変わるということで、契約変更もあり得る。そういうときに、そういったことは議会に報告されるのかという当然の疑問があります。これはどうされるのでしょうか。ということで、お答えいただきたい。

それから、もう一つ、この議会という立場で予算書に、仮にこの条例が通れば、こういう長期契約がありますよということは明示していただく、決算書にも明示していただくということ、これは法律は禁止はしていませんよね。ですから、山県ルールでも何でもいいですけど、山県市は説明責任を果たすためにも、それを示しますという方向をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 新しくできてきた法律に基づく条例でございまして、よく十分こなしたのかと言われると、確かにそういう点はございまして、さらに勉強していかなければならないと思っておりますけれども、この運用につきまして、独善的な運用をすることはございせんし、議員の皆様方にお知らせすべき点はきちんとお知らせしていきたいと思っておりますので、1つ、2つ、3つ、今、御質問がありましたことを含めまして、規則できちんとした運用をさせていただきますし、その規則をつくりましたときには、きょうの質問を踏まえて、しっかりと皆さん方にお知らせをしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 議第17号の市営住宅の戸数を減らすということで出ている案件なんですけれども、6戸減らすということなんですけれども、この中には、実際には、つい先ごろまで入居しておられまして、退去されたと。十分入居ができるのに、もうここは取り壊しをしますので、入居はできませんというようなことがここ二、三年のうちにあったことを私は覚えているんですけれども、そういうのもこれは取られているというふうに思うんです。市営住宅に入りたいと思っておられる方はかなりあります。高齢になられて、民間のところに入っておられて、その費用が大変な思いをしておられる方もありますし、それから母子家庭とか父子家庭、母子家庭、父子家庭なんかも増えておりまして、収入が非常に、母子家庭なんかは特に低いですから、住居費が非常に負担になっています。そんな中でも、親元で少し同居できるような状況がある場合には、条件がある場合には同居をしておられると。結局は自立ができない状況です。そういうお話も聞いております。

そういったところで、今、山根市の市営住宅は、今回戸数の数を減らすということなんですけれども、現実に合わせて減らすということなんだろうけれども、そのままでもいいのかなというふうに思うんです。

その前に、今、入居できる戸数というのはどれだけあるのでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） お答えします。

現在、市営住宅の中で入居できる戸数はございません。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） そういう状況ですね。実際には、入りたい方がいらっしゃるにもかかわらず、全く入居するところはない。これは、行政として市民に対する責任を全く果たしていないということになるんですよ。少なくとも、この広い山根市だったら、常に3戸から5戸の公営住宅、空きの住宅を備えておけるような、そういう施策が必要ではないかというふうに私は思うんですけれども、その点、どうなんだろう。

部長。

- 議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 今回の条例改正につきましては、昭和37年築のものの住宅があいたということ、それから寺洞が昭和40年築の木造住宅、いずれも木造住宅ですけれども、これがあいたということで、非常に老朽化も進んでおると、こういうことから、今回取り壊したわけでございます。現在、市内の住宅の状況を考えてみますに、雇用促進住宅がございまして、これはかなり空きがあるようでございます。

それから、なお、民間の住宅開発もかなり進んでおります。それから、賃貸マンションとかというのもかなり空きがあるようでございます。いろんな条件はございますけれども、市が今後住宅建設ということになりますと、非常に財政的にも負担がかかります。今のそういった状況も踏まえながら、住宅行政に当たっていきたいというふうに考えております。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） 今の御答弁では、よそ任せという感じで、全く市民の実態とか気持ちとかを理解しておられないんじゃないかというふうに思うんです。民間でしたら、非常に粗悪な住宅の場合に安い賃金で入れることはあっても、普通ですと、3万とか5万とかという入居費が必要になってきます。雇用促進住宅につきましては特別な、ここは家賃は非常に安いんですけれども、雇用保険という条件が必要ですので、だれもが入れるわけではないということで、市営住宅というのは、その人の収入に応じて家賃とい

うものが決められるというわけで、これはなくてはならない施設なわけなんですけれども、そういったところを、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかなと思います。市民の住宅というのは、一番最初の福祉、守らなければならない部分だというふうに思いますけど。

○議長（藤垣邦成君） 長野部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 市内の状況でございますけれども、細かく調査したわけではございませんけれども、状況を見てみますと、北部は非常に空き屋が多いということが言えるかと思います。なお、この高富に至りましては、先ほど申しましたように、住宅開発が非常に進んでおる、あるいは賃貸マンションの空きがあるとかという事情があるわけでございます。市民の中には、できる限り、当然安い住宅に入居するというのが一番いいのかというふうに思うわけでございますけれども、最近におきましては、夫婦で働かれるというようなこともございますし、状況を見てみましても、かなり所得が上がっておるわけでございます。だからといって、市営住宅はつくらないと、こういうことではございませんけれども、市の住宅の需要動向を見ながら、今後考えていきたいということは思っております。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 久保田 均君。

○22番（久保田 均君） 質問じゃないんですが、私どもも議案をいただいてから日数的には精読期間が非常にあります。それなりに皆さんも勉強されてきたと思いますが、会議規則54条でいきましても、これは議案審議ですので、質疑に沿ってやっぱり質疑をやってほしいと思いますし、いろいろ54条の2項にも違反するような発言も出ております。お二方、質疑を質問されておりますけど、お一方に関してはすっきりとした質疑、それから、もう一方に関しては、例えば今の住宅に関しては、現有戸数を改正するという議案でありますので、その辺については、今の発言の内容は一般質問でやるべきじゃないかなと、そんなふうに思いますが、その辺を少し議員諸君も認識しながら質疑をすると、むだな時間が省けるんじゃないかなと思いますので、質疑じゃないんですが、その辺をよろしく。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、報第1号 工事請負契約の変更についてから議第21号 岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約についてまでの質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

議場の時計で半まで。

午前11時10分休憩

午前11時31分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまより、議第22号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号）から議第27号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、議第22号、資料24、一般会計補正予算についてですけれども、提案の説明などをお聞きしますと、基本的なところで、入札や委託料などでしょうけど、差額が出たということが、こういう補正の一つの基本的な理由だという説明を受けたと理解していますが、それで、その関係なんですけれども、予算より安くなった場合、差額が生じて安くなった場合に、自治体の対応は幾つかあるんですけれども、1つは、予算が残ってきたので、同種の他の事業で消化していくというやり方、それから全体を見て、もうちょっと違うところの事業に回すというやり方、それと残ったんだから、次年度にそっくり残すというやり方、この3つのパターンがあると理解しているんですが、では、山県市は、どういう基本方針でこの1年やってきて、こういうのが出てきたのかということ、そして次年度はどういう方針でいくのかということをお聞きしたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 企画部長。

- 企画部長（舩戸時夫君） ただいまの寺町議員の御質問にお答えいたします。

当然不用額として残ったものにつきましては、次年度の財源として確保してまいりたいと思いますし、今後もそのように次年度の予算ということで確保していきたいと思っております。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） 次年度の事業のために確保していくということは、言葉をかえれば、当初の予定の予算立てのときの事業以外には、予算の差額が出てきたから、新たに追加して何かをしましょう、例えば道路でも、予算が残ったから、ここを追加してやりましょうということもなしに、基本的に残すという方針できたというふうに今の答弁

だったら理解できるんですが、そういうふうでよろしいですか。それとも、柔軟に年度内で処理する方向できてこの結果なのか、そこをお聞きしたかったんですが。

- 議長（藤垣邦成君） 企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） 緊急突発的なもの、また災害につきましてはやむを得ませんが、それ以外のものにつきましては、次年度の予算の方へ繰り越すということで財政運営に努めております。
- 議長（藤垣邦成君） 寺町君。
- 13番（寺町知正君） 先ほどの答弁から、次年度もそういう方針だという理解をしてよろしいわけですね。

答弁をもらった方がいいかな。そのとおりなら、次の答弁に移りますが、いいですか。

議長、次に続けてよろしいですか。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町君、冒頭に議第22号とおっしゃっていましたが、できるだけ、資料ナンバーの何ページを指す、その関連なら関連ということで質問を願います。先ほどの久保田議員の発言もあります。今ですと、何を根拠の質疑がわからなくなっちゃう。
- 13番（寺町知正君） 補正予算の全体の提案説明でそういう言葉がありましたから、お聞きしたんです。
- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 一般会計の補正予算、議第22号についてですけれども、今回基金の取り崩しをやめて、市債に財源構成というか、そういうような感じで出てきているわけなんですが、この結果は補正後の話ですけれども、平成16年度の市の市債の占める率というのは、歳入の27%になるというふうに私は思うわけですけれども、これは大変大きい額だというふうに思うんです。

それで、提案説明を開会日にされたときでしたかどうかでしたか、これまでの執行部の説明では、これによって基金を取り崩さないで済んだと、基金を今年度にとっておくことができたというような説明がたしかされたというふうに思うわけですけれども、全部基金を取り崩してしまえとは私も言いませんが、非常に繰り戻しをされた部分が今回多いということで、一般市民から見ますと、基金を今年度にとりより、借金を今年度に、結局は、そういう状況に変えられたという部分が多かったということなんですけれども、このことの方が強調されなければならないというふうに思うんですけれども、その点ではいかがでしょうか。

また、今、市債の関係で、市債の組み替えと増額ということで、高富中学校の建築費にかかわっての教育債が合併特例債に全額組み替えをされ、さらに、合併特例債の方の額というのは、かなり上乗せをされて増えているわけですが、高富中学校の建築が合併特例債で認められるというんですが、この理由というのは、一体どういう理由によって認められるのかというのが、これは本当に純粋な疑問なんです。そこら辺をお答えいただきたいというふうに思います。

- 議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） 第1点目の基金と市債の関係について、まず、お答えをさせていただきますが、市債につきましては、合併特例債、過疎債等の本年の16年度額が確定したことによります追加補正をお願いするものでございます。当然この市債につきましては、次年度以降、交付税算入がある有利な市債でございます。これは御承知のとおりだと思います。そのために、当初予算で繰入金として見込んでおりました財政調整基金、減債基金等の繰り入れを取りやめまして、また17年度以降の財源ということで確保した次第でございます。

2点目の高富中学校建設に伴う義務教育債から合併特例債への変更でございますが、当然最終的な起債許可につきましては、総務省の方で許可をいただいておりますので、有利である合併特例債に変更させていただいたものでございます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） 有利な市債なんだからということで、今、御答弁がありましたけれども、後々の山県市の財政について、かなりの不安によるものではないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

それから、合併特例債に高富中学校の建築費を認めてほしいということで申請をされたというふうに思うんですけど、総務省が認められるに当たっては、どんな理由なんだろうというふうに、そういう質問なんですけど。

- 議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） 当然、合併特例債にしましても、過疎債にしましても、それ以外にも、交付税算入のある有利な市債を発行しておるわけでございますが、将来的には償還しなければならないということも考えまして、財政運営に努めておる次第でございます。

なお、高中の合併特例債の発行の許可の認められた理由につきましては、私はわかりませんので、回答はできませんので、よろしくお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） 申請の理由を私はお尋ねしたような気がしますけれども。
- 議長（藤垣邦成君） 企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） 当然、義務教育債より合併特例債が有利だったからであります。
- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 議第22号、資料24ですけれども、補正予算書の31ページ、清掃費のところで、下から6行目、一般廃棄物処理基本計画策定委託料、ここの減額が400万ということで、当初予算と比べて3分の2の減額なんです、このあたりの理由とか経緯、それから新年度予算でも同種のものが出ているようですけれども、それとの関連はどのようなところをお尋ねします。
- 議長（藤垣邦成君） 市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） では、お答えいたします。
一般廃棄物処理基本計画策定委託料ですが、これは当初見積もりました、予算に上げましたところと実際にやりました業者によりまして、非常に安くできたという格好で、これだけの減額をさせていただきました。お願いいたします。
- 13番（寺町知正君） 説明がてら、再質問します。
- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 私、新年度予算とお聞きしたのは、非常に大幅減額、614万7,000円というのが昨年の当初予算だったんですけど、それが400万、3分の2の減額だから、何らかの形で委託内容の変更、あるいは内容が今度の17年度に移ったのかと思ってお聞きしたんですが、今の答弁ですと、当初予定の委託内容が単に安くできただけだという理解でよろしいんですよね。そうすれば、新年度の予算とは全く関係ないということですから、それでいいかどうかということと、そもそも、614万という見積もりをして予算を組んだわけですけど、それが3分の2以上が不用額になるというのは、通常は考えられない。ということは、委託する内容を当初予算策定のとときと比べて、内容を大幅にカットしたとか、あるいは出てきた委託の報告書が非常にシンプルになったとか、そういったことがあるのではないかという懸念をするわけですけど、そのあたりはいかがでしょうか。
- 議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） 補正予算に関しましては、そういうことはありません。単純に安くなっただけでございます。

次に、新年度の廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画策定業務委託料ですが、これは中間処理施設全般の整備に関する基本計画でございます。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の指針をとりまして、積極的な再生利用、余熱利用等が計画的に推進され、快適な生活環境の創造が図られますように策定するものであります。廃棄物処理法に基づき、本市からの一般廃棄物処理基本計画のほか、当該地域条例諸計画の整合性重視の上、施設整備のみでなく、啓発、普及活動を含めて、総合的に検討する内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（藤垣邦成君） 市民部長、2つ目の質問で、委託料の変更があったのではないかと。委託料の変更がなかったのなら、なかったと答えてください。
- 市民部長（長屋義明君） 委託料は変更しておりません。
- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 委託料の変更ではなくて、1年前に予算を組んだ、600万円で計画策定をしてもらおうということで、一定のものをイメージしたわけです。業者に出すんだから、仕様書です。それが3分の2に減るというのは、確かに安くできたことはありがたいというのはわかりますが、単純に安かったんだったら、裏返せば、見積もりが甘かったんじゃないかというふうに言われてしまうわけです。そこで、そんなことはないだろうと思うんです、3分の2もということは。これが2割とか3割ならともかく。だから、年度途中で発注する内容を変えたからこういうふうになったのか、あるいは業者の方が非常に仕様と違ってシンプルなものしか出してこなかったから安く済んだのかとか、そのあたりをどうなのかということを整理したいです。
- 議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） 内容的な変更はございません。実際に安くできました。内容は同じです。
- 13番（寺町知正君） 見積もりが甘かった。
- 市民部長（長屋義明君） そうとは言えませんが、当初の契約のときに見積もりました金額が確かにそういうことはあったと思ひます。
- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 一般会計補正予算の方なんです、30ページ、基本健診の血液検査250万円が減額補正ということで、今回出てきております。当初の見込みをかなり下回っているというふうに見受けられるわけですが、平成14年度の3町村の分、それから15年度の山県市の分、そして今回の補正ということで、基本健診の流れを担当課に問

い合わせましたところ、平成14年度時点から比べて、500人以上基本健診を受けている人が減っているというふうな数字になるんです。私がお聞きした数字が、私の見方が間違っていなければの話ですけれども、これはほうっておけない状況じゃないかと。

それで、ここには、やはり町村合併によって、基本健診の受診場所や、また、その料金などの大きな変化がありましたけれども、そういったものが影響しているのではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 中田君、この250万の減額補正の中身の質問ですね。なぜ250万になったかという質問ですか。
- 15番（中田静枝君） はい。
- 議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

この健康審査の事務委託料の減額につきましては、血液検査の受診者数の減によるものでございます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） なぜ減っているかということ、減り方が大きいんじゃないかということをお聞きしているんです、その背景について。担当部署としては、やっぱりそこを見なければ。
- 議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 先ほど議員が申されました平成14年度合併前、そして平成15年度の合併の年、そして16年度ときまして、いろいろ14年度の旧3町村の人数の積み上げ等で、多少過大な見込みの違いもございましたし、250万の減額に関しましては、周知の不足もこの中では一部は見受けられると考えております。今後は、そういうものの広報、またCCY等の活用も順次今以上に考えてまいります。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） 私、実績の数で比べてみたんですが、平成14年度は2,659人が受けておられます。15年度は2,374人、そして今回の補正で、結論として、16年度は2,128人です。そうすると、引いてみますと、14年度から比べて500人以上減っているということになるんです。500人以上、基本健診というのは保健の大事なものですよね。それこそ、第一歩ですよ。第一歩の時点でこういう状況なので、私は町村合併によって保健業務が変化をしたということに原因があるんじゃないかと、原因の一つが、全部とは

言いませんけれども、大きな影響があったのではないかというふうに見ているんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再々質問にお答えいたします。

受診者の減少に関しましては、確かにそのようなことも一理はあるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君、質問を変えてください。

○15番（中田静枝君） 31ページに、これは市民部の方でしょうか。可燃ごみの委託料を大幅に増額ということで補正が出されております。2,000万円以上の補正額ということで、非常に大幅な補正額だというふうに思うわけですけど、理由については、一応、担当課からお聞きもしましたが、岐阜市への委託料が異常に高いんじゃないかと、山県の事務組合でやっていたころと比べまして、非常に高いというふうに思うわけですけども、これは実績で岐阜市から要求されたお金だということで、これだけ足りないんだということの補正なんですけど、そこら辺はどのように見ておられるでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。

○市民部長（長屋義明君） お答えします。

まず、非常に高いと言われましたけれども、これは岐阜市との契約によりまして、そういうふうに金額的には決まってまいります。一概に私の方から高いということは申し上げられませんが、この内容につきましては、当初見ておりましたごみの搬入量よりも、ごみの数量が逆に減ったと。減ってなぜ高くなるとかということが問題なんですけど、実際のかかった経費をごみの搬入量で割ったものが1トン当たりの価格になりますが、逆に、岐阜市もいろいろと工事等が行われまして、払う金も高くなり、支出のほうも高くなりました。それに、ごみの搬入量も少なくなりました関係上、1トン当たりの単価が高くなったということで、その高くなった単価に山県市の搬入量を掛けたものが実際の清算分と出ましたので、それを当初払いました分と差し引きまして、今回足らなかった分をお願いするものですので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 旧山県郡の事務組合時代の単価については、皆さんも御記憶にあるというふうに思いますけれども、非常に高い委託料になっております。クリーンセンターの施設の改良とか、または故障した部分についての修繕などにかかわってのお金

というのは、当然1トン当たり幾らというのに入っていただろうというふうに私は思いますので、非常に高いのではないかというふうに思います。

それで、次、質問したいと思うんですけど、いいでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 質問が変わるんですか。

○15番（中田静枝君） はい。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 一般会計補正の33ページなんですが、緊急雇用対策の部分で、540万7,000円の減額補正ということになっておりますけれども、これはなぜなのでしょう。そして、整備が必要だったのではないかというふうに思いますし、また一方で、これによって収入を得られる方というのが減ってしまうということで、影響も無視できないわけですが、そこら辺でどうでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 中田議員の御質問にお答えします。

先ほどの緊急雇用でございますけど、当初2,100万計上いたしまして、今回504万7,000円の減額でございますが、これは国の補助を10分の10、100%いただいておりますので、事業費の確定に伴いまして、減額を行ったものでございます。よろしくお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 事業費の確定、国がこれだけしか出さないということで、当初の見込みよりも少なく減らして国がきたわけですね。だけど、当初予算には整備が必要なところとして予算化されていたというふうに思うんですけど、そこら辺はどうなるのでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） お答えします。

その件につきまして、来年度以降、今後検討してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はございませんか。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 議第23号の国保の特別会計補正です。

6ページですが、保健事業として今回追加されているわけですが、この事業の内容と対象者はだれなのかということ。

○議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。

○市民部長（長屋義明君） お答えします。

今回の補正額ですが、321万3,000円で、国庫支出金で133万8,000円、一般財源で187万5,000円の補正を行いました。これにつきましては、当初この事業を福祉の方で見ていただいております。その後、国庫補助の申請が年度当初しかできませんので、国庫補助の申請が行いましたら、国庫補助の事業に該当いたしましたので、国保会計へ振り替えをしたのが補正の内容です。内容としましては、健康審査には基本審査とか歯科審査も入っております。当然ボランティア講座とか高齢者相談、その他いろいろと事業が入っておりますので、それに使った経費でございます。お願いします。

○15番（中田静枝君） 対象者。

○市民部長（長屋義明君） 対象者は、全員を対象としております。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 対象者は全市民を対象にということで、国保の被保険者だけではないということなんです。そのため、国庫補助以外の経費につきましては、一般会計から当然繰り入れるべき問題だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。

○市民部長（長屋義明君） お答えします。

一般会計から繰り入れる金額ですが、当初繰入金で一般会計繰入金事務費相当分を見ております。市からの繰り入れとしまして、その中に事務費は全部入っておりますので、今回改めて繰り入れる必要はありませんので、この数字を計上いたしました。

以上です。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 議第26号の地域情報化事業補正の2号です。

6ページに、有線テレビの加入負担金というのが追加で今回1億3,520万円ということとなっておりますが、これは旧美山町や伊自良村の加入者の部分がほとんどだというふうに思うわけですが、この中には、非常に行政的な配慮に欠けたことによって、言ってみれば、これだけの加入負担金を負担する力がないのにむしり取られたと、そういうような方も私はあるというふうに認識しているんです。といいますのは、ある高齢者の世帯の場合ですけれども、年金がわずかですので、貯金を取り崩しながら生活をしておられる。その貯金も底が見えてきたということで、非常に生活的に危機感を感じておられる、そういう世帯の方の場合、この加入負担金の5万2,500円、これは1カ月の年金の8割以上を占めるわけですから、その方の場合には、その世帯の場合には、これは本当

につらいことだというふうにおっしゃっておられました。そういうことから、非常に危機を感じておられる、そういう方たちへの、収入の少ない方、低所得の方に対する配慮がないままに、こうやって追加補正として出てきているというふうに思うわけですが、そこら辺は配慮に欠けるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君、質問の趣旨が質疑の領域を超えておりますので、発言を変えるなり、訂正するなり、今のままですと、発言を停止します。

企画部長。

- 企画部長（船戸時夫君） ただいまの中田議員の加入料の件について、お答えさせていただきますが、議長さんも今お話がありましたように、加入料につきましては、昨年の議会で議決をいただいております。そして、今回加入いたしていただきたいのも、強制加入をいただいております。ただいまむし取られたという表現を使われましたが、私どもはそんな思いで進めておりませんので、あくまでも、自由加入で入っていただいておりますので、その点、誤解のないように御理解賜りたいと思いますし、皆さん、喜んで加入していただいたものと受け取っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 今、御答弁の中に、自由に入りたい方に入っていたんだというふうな御答弁がありましたけれども、実際には、特に旧美山町の地域におきましては、電波が届かないところで共同アンテナ組合に加入しておられる、そういう地域が多いわけで、そして、これは選べないんですよ、そういう人の場合は。テレビを自分たちの生活から切り離してしまうのか、そうじゃないのかという2つに1つの選択しかないわけで、ですから、そういう方の場合、負担が非常に重いというふうに感じておられる、本当に生活に危機を感じておられるような方に対する配慮が実際の運営の中で行われていないというふうに思いますので、そこら辺を減額とか免除の規定も、地域情報化事業の有線テレビの加入金やら、または使用料やらについては、一応、規定があるということで私も目にしておりますが、実際の運営としては、このように配慮に欠ける運営が行われているんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 企画部長。

- 企画部長（船戸時夫君） 私どもとしては、配慮に欠ける運営とは思っておりません。適正に加入料を議決いただいて、また使用料につきましても議決いただいておりますので、それを負担していただいております。加入料につきましては、何回もくどいようございますが、昨年の議会で議論していただいて、決定されておりますので、御理解賜りたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） 減額免除の規定につきまして、やっぱり具体的な市民の収入の状況、それを想定しての具体的なきめの細かい運用の規定をつくるべきではないかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。
- 議長（藤垣邦成君） 助役。
- 助役（嶋井 勉君） 中田議員は、何か勘違いしていらっしゃるんじゃないかと思います。今回お願いしております予算は、今までに加入していただいた方たちの歳入がこれだけあるんだという額を皆様にお示しして、これをいいか悪いかを判断していく御提案でございますので、勘違いじゃないかと思っております。よろしくお願いします。
- 議長（藤垣邦成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、議第22号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号）から議第27号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号）に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

議場の時計で1時より会議を再開いたします。

午後12時09分休憩

午後1時02分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 保健福祉部長より、答弁の変更がございますので、お願いします。
- 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の再質問の民営化後の美山荘の監査に関しまして、従前は、私、山県市単独の監査と申しましたが、実際は、県によります指導監査でございます。ここに訂正させていただきます。よろしくお願いします。
- 議長（藤垣邦成君） 議第28号 平成17年度山県市一般会計予算から議第37号 平成17年度山県市水道事業会計予算に対する質疑を行います。この質疑に対しましては、各常任委員長より審査の申し出がございますので、それを許可しておりますので、よろしくお願いをいたします。
- 発言を許します。どうぞ。
- 寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、議第28号の新年度の予算ということで、まず、提案説明などに準じて、全体についてお聞きしますけれども、市長の提案説明の中で、ハード事業は重点化するというような表現があったというふうに聞いた記憶がありますが、それは具体的に、どういうことを指してハード事業は重点化するというふうにお答えがあったのかというところ、これは非常に気になる、何か個別なものなのか、全体についてそうなのかとか、その辺です。

それから、もう一つ、職員の質の向上のために研修を進めるということの説明がありました。それで、ずっと予算を見たら、確かに研修などがそれなりに組まれているということは読み取ったわけですが、具体的にどういう、例えば新年度は従前に比べて研修予算、その機会を増やしたということを指しておっしゃるのか、何となくそうしましょうということなのかとか、そういったところです。

それと、もう一点、全般として、食糧費というのがこの予算書を全部見ていっても、なかなか積算できるようには全部はリストアップされていないので、これは財政の方にお聞きするんですけど、新年度予算で山県市が食糧費として組んでいる分というのは、総額で幾らぐらいかということです。その点をお尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 市長。
- 市長（平野 元君） 寺町議員の御質問にお答えします。

予算編成というか、提案説明で申しましたことしの基本的な考え方でございますが、財政事情が大変厳しい折でございますが、ソフト面については、十分市民の意を用いてやっていくということがまず第一でございます。

ハード面につきましても、基本的に、重点事業は積極的に取り組む必要があるかと思っておりますが、従来のように、すべてに窓口を広くしていくという点については非常に問題もあるかと思しますので、必要なものを重点的に採用していくというのが基本的な考え方でございますので、その辺につきまして、そういった発言をしたわけでございます。

また、研修事業につきましては、私はかねがね職員の質の向上というのは極めて大切かと思います。ましてや、3町村が合併しました職員が寄りましたという関係もございます、そういった点で、職員同士が非常に切磋琢磨する必要もございますし、研修に大いに参加して、資質を磨いていただきたいということでございますし、研修の中身につきましては、県の研修、市町村の研修の機関もございます。そういったところに積極的に参加するとか、あるいはそれぞれの部門別に研修事業が、県の方からも、あるいは団体からも紹介がございます。そういった面にできるだけ参加できる者は参加して、そ

それぞれの部門で研修を進めていったらどうかということで、いずれにしても、総合的に職員の資質を向上していきたいというのがねらいでございますので、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 企画部長。

○企画部長（舩戸時夫君） 寺町議員から食糧費の総額ということで御質問がありましたが、済みません、手持ち書類がここにございませんで、暫時休憩をいただきたいと思いますが。

○議長（藤垣邦成君） 答弁を保留します。

再質問ですか。

○13番（寺町知正君） はい。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） まず、市長のハード事業は、従来のように、いろんなことはできないという趣旨で絞り込んでいくというふうにお聞きしますけれども、そのことと今回の新年度の予算とはどういうふうに関係しているのか、あるいは予算にはどのように反映しているというふうに説明をされるのかという点です。

それから、もう一点、研修のことですけど、ことしの研修は予算としてもずっと増やしたんだということなのか、そういう気持ちでいきたいということなのか、どちらなのかという点です。

○議長（藤垣邦成君） 市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

ハード事業の中身ですけども、予算書を見ていただくとわかると思いますが、建設事業のしかるべき事業は十分取り入れておるつもりでございます。従来から継続しておる公共事業はもちろんでございますし、市単の仕事もそういったことで上げております。ここで個別に一々申せませんが、例えば市の単独事業でも、リバーサイド事業とか、そういった事業等にはそういったものに費向けております。

それから、研修につきましては、確かに予算面で大幅に上がったとか、そういうようには目に見えておらんかと思いますが、そういった研修参加の負担金等も組んでおりますので、そういった外部である市町村組合だとか、あるいは外郭団体のそういった研修に参加をしていくということを取捨選択しながらいきたいということでございます。

債務については、総務部長から答弁します。

○議長（藤垣邦成君） 総務部長。

- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 金額的な比較というのは、研修旅費だけで見れば、154万円が163万7,000円に増えたということでございますが、その中で、特筆すべきことは、ことしから自治体学校への研修1名を新たに見させていただいております。そのほかは、研修センターへの派遣が250人ほどでございまして、あと、情報センターとか、市町村アカデミー、これは千葉にあります市町村アカデミーでございまして、これにも7人ほど派遣をさせていただく予定をいたしております。

それから、これは去年と一緒なんでございますが、各課で職員の資質の向上研修に取り組んでほしいということで、各課に5万円ずつ割り振りがしてございますので、それを有効に使って、各課それぞれ課題を抱えておりますことの研修にも努めていただくような予算配慮がしてございます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 今の後半の研修のことですけど、総務部長ということで、各課に5万円ずつということで既に割り振ってあるということですが、年度でいろんなことをやっていくと、この研修にどうしても行きたいということが出てくると思うんですが、今の予算で組んだ分、それから5万円という一応割り振った分、それ以外に、どうしてもこういうのがあって研修したいんだというふうになったときに、市側としては、職員に行っておいでと言うのか、もう予算がないからと言うのか、そこは基本的な方針だけは確認したいんですが、いかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 総務部長。

- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 予算を組んでおります関係上、予算に縛られることは出てきますけれども、どうしてもそれが必要だということであれば、それは総務部の方で判断をさせていただきまして、予算のどこからかつけていただいて、研修が受けれるような配慮をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

- 企画部長（船戸時夫君） 先ほどの寺町議員の食糧費でございますが、17年度総額として約572万円ほど計上いたしております。

以上です。

- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 一般会計の新年度の予算案についてですが、保育料について新年度はどういうふうになっていますか。引き上げが行われたのか、行われることにして

いるのか、それとも、そういう予算なのか、または従来どおりの保育料なのか。もし引き上げされているのなら、引き上げのことについて詳しくわかる資料をいただきたい。

それから、低所得者のホームヘルプサービスの介護保険が始まる前から利用しておられる方について、軽減策がとられてきたわけですがけれども、国は4月からこれを廃止すると言って、1割負担にするというふうに言っているわけですがけれども、この部分について、市の予算はどういうふうになっているか。

以上、2点。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君、資料ナンバーは何番。
- 15番（中田静枝君） 議第28号 17年度一般会計予算です。
- 議長（藤垣邦成君） どの資料ですか。資料30か39か。

執行部、資料を見なくても、今の質問は答えられますか。

〔発言する者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） だから、ページ数はわからんと。わからんのでしょうか。
 - 15番（中田静枝君） 歳入の部分で、保育料については負担金として出てくるはずで
- す。
- 議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

午後1時15分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

保育料に関しましては、17年度予算的には値上げの方は行っておりません。17年度におきまして、将来の山梨市の保育園の保育料の料金の見直しという検討は17年度からかけさせてもらう予定でございます。

そして、もう一点のホームヘルプサービスでございますが、県の方の廃止と同様に山梨市の方も、平成12年の制度導入時の制度を使ってみえる方に関しましては、やはり廃止の方向になると思いますが、午前中のときにも申しましたように、高齢者計画というものの中で、そういうものの新しい方向づけと申しますか、できる限り、負担軽減に向けるいろいろな施策というのは模索をしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

寺町知正君。

○ 13番（寺町知正君） まず、先ほど最初の質問に、企画部長の答弁の後にさせてもらえなかったので、572万円という食糧費の総額についてお聞きしますけど、この中で、大口という、恐らく、100万円に近い、あるいはそれ以上というのが幾つかあると思うんですが、それはどういう費目で、おおよそ幾らぐらいかというところをお聞きしたいと思います。

○ 議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

○ 企画部長（船戸時夫君） 事業ごとにここに数値が出ておりませんので、所属名ごとに報告をさせていただくということにさせていただきます。

長寿福祉課ということで、114万円ほど計上いたしております。こちらにつきましては、御承知のように、敬老会という事業がございますので、この食糧費が主立ったものだと思います。

そのほか、消防本部の関係で120万ほど計上いたしておりますが、当然消防団員定数600名いるわけでございますが、消防の操法大会、また、あつてはならぬ火災等の食糧費といったものを計上いたしております。

そのほか、100万は切りますが、社会教育課90万2,000円ということで、こちらは成人式のパーティーの経費といったものが主でございます。

90万以上のものにつきましては、以上3つが大きなものでございます。

○ 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○ 13番（寺町知正君） 今の大きなもの、固定的なもの、この3つを引くと200万そこそこということで、非常に低くされているということはいいと思うんですけども、その中で、残りの中で、市の職員がいろんな事業だとかイベントなどで出ていって、準備を担ったりとか協力したりすると思うんですけど、そういったとき、あるいは残業などのとき、食糧費の支出というのは、いわゆる市の職員分というのは山県市は見ているのかどうか。自治体によって随分たくさん取るところもあるんですが、山県市はどういう方針なのかというところをお聞きしたいと思います。

○ 議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

○ 企画部長（船戸時夫君） 職員の食糧費につきましては、原則として、職員負担といたしておりますが、ただいま申し上げました行事、例えば敬老会等の当日のお取り持ちの場合によってはいただく場合もあるかと思います。全くゼロということはないかと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○ 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 国保会計の新年度予算、218ページ、一番上のところに、国保税の額が書いてありますが、新年度の予算で国保税の一般被保険者10億4,853万円となっております。これは16年度の予算の額が9億8,700万円余りですから、2,000万円ぐらい上乗せの額となっております。実際には、16年度の国保税は据え置かれましたので、この予算額よりももっと少なかったわけだというふうに思うわけですが、そうなってくると、大変な国保税の増税の予算ではないかというふうに思うわけですが、どうなのでしょう。

- 議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。

- 市民部長（長屋義明君） お答えします。

保険税に関しましては、御存じだと思いますけれども、歳出予算から国とか県等の特定残余を控除いたしまして、1人当たりの保険税の算出となっております。それで、一番問題は、医療費につきましても、昨年の予算に比べて11%ぐらい上昇しております。そういうものを見ますと、どうしても予算的にはこれだけの数字を確保しないとやっていけないということで、予算的に計上してあります。

ただし、今後決算後に繰越金等がはっきりしますので、その時点になりましたときには、保険税の賦課額に関しましては、予算のとおりにはいかないと思っております。まず、これは予算として組まさせていただきました。

これは予算イコール賦課とはなりませんので、その点、御承知おき願いたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 予算の概要説明の方では、1人当たり幾ら幾らということで、この根拠について示してあるんですけども、大変な額が引き上げの根拠になっているわけです、この数字の根拠が何千円という。私は、これを見て、今、部長はお答えになりましたけど、医療費の伸びを見たら、こういう予算を組まなくてはならないとおっしゃったんですけど、しかし、1人当たり何千円を一気に値上げするような数字で予算を組むこと自体、私は本当に理解できないんです、市民の立場から見て。もうちょっと予算の組み方を考え直さなアカんのと違いますか。

どうですか、部長さん。

- 議長（藤垣邦成君） 長屋部長。

- 市民部長（長屋義明君） お答えします。

予算の組み方の問題が出ましたけれども、実際、この方式で各市町村、町のときもそ

うでしたけれども、市でもほとんどこの状態で組まれております。ですから、歳出の全体に対しまして、先ほど申しましたように、国県等の特定財源を引いた分がどうしても保険税にかかわってくるということでございますけれども、先ほど申しましたように、まだ確定ではありませんので、極力大幅な増税にならないようには考えていきたいと思っております。

以上です。

- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） 議第28号の一般会計の予算書ですけれども、98ページです。

98ページの保健衛生費というところで、一番右下の下段の委託料のところ、環境基本計画策定業務委託料180万というのがありますが、そもそも、国で環境基本法ができて年数が随分たっていますし、そこでは、条例とか基本計画という言葉もうたってあるわけですけど、今回山県市でこの計画策定事業というのを新規に計上する、こういった背景で計上することになったかということ、それから、これの基本方針、委託するわけですから、市が基本を示さないと受けた方は策定できないと思いますけど、基本方針。それと、策定の時期の予定はいつかということ、そこをお聞きします。

- 議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時27分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

長屋市民部長。

- 市民部長（長屋義明君） 環境基本計画策定業務委託料ですが、山県市におきます良好な都市景観の形成におきまして、水や緑、あるいは生物の自然環境の保全の活用による自然との共生、省資源、省エネルギー及び環境リサイクルによる環境負担の軽減を注意しつつ、山県市における基本的環境情報、今後望ましい都市環境像と基本目標、環境基本施策、環境配備指針について、調査検討を行うものでございます。これは本年度実施させていただきたいと思っております。時期的にはまだ詰めておりませんので、お願いしたいと思います。
- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 答弁漏れということで、もう一回聞きますけど、今これを新年度で取り上げる何か理由とか背景とかをお聞きしたかったのが1つ、そこです。

それと、基本方針は何となく通り一遍だったんですけど、まず、策定期、委託して報告書が来るんでしょうけど、それを受けて、市は今年度中に策定をするのか、あるいは来年になるのかとか、その時期、基本計画が策定される時期はいつですかという質問がもう一つあります。

それと、それは議会に示されるかどうかです。この予算を通したら、あとは計画ができ上がってしまうのかどうなのかという市の予定です。その点、いかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） 16年度にできなかったということで、17年度にてお願いしたいというふうに思っております。

それから、時期としましては、今年度中に行いたいと思います。

あと、議会への基本計画策定委託後の経過につきましては、今のところ考えておりませんが、一応、見ていただかなければならないと思っております。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） では、基本方針ということで、先ほどお聞きした中で、どうも私は通り一遍じゃないかという気がしたんですけども、山県市固有の方針、あるいは目標というのを委託するときに、こういうふうについてどうかということを検討してもらわないと、ただデータだけをもらっても仕方ないと思うんです。だから、まず委託に出すときの市の固有の、日本中同じものはいいいんですよ、だめとは言いませんけど、山県市固有の方針とか目標があるかどうかをお聞きしたい。あれば説明してほしいということです。

それから、もう一つ、法律でもいっている条例については、計画が策定されたら、いずれ条例をつくるつもりがあるのか、あるいはないのかというところ、時期も含めて。

- 議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） 内容ですけれども、先ほど申しましたが、全体に入っておりますので、これから、まだ、はっきり言いまして、まだ詳しい内容は考えさせていただきたいと思っております。

それから、条例という話が出ました。それもまた考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。
- 寺町君、質問を変えてください。

- 13番（寺町知正君） では、次に、同じく一般会計の予算ですけど、101ページの清掃費の右下の方ですけど、ごみ処理費というところで、委託料、廃棄物循環型社会とか、ずっと計画策定云々です。そこに3つほど出ているわけですけども、こういった事業について、いずれ来る市の独自の焼却ないし、ごみ処分の施設とリサイクル関係だとはわかるんですけども、やっぱり施設をつくるというと、場所が決まらなければ事業はできないんですけど、こういう予算をつけるに当たって、地元との協議の状況、あるいは合意の状況というのはどうなんですか。その辺は置いておいて、計画ばかり先走ってもしけないように思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 暫時休憩します。

午後 1 時33分休憩

午後 1 時34分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

長屋市民部長。

- 市民部長（長屋義明君） 今、質問のありました、まず、地元への説明、合意という質問でございますが、これにつきましては、以前、寺町議員より質問がありまして、助役が答弁しておりますが、地元への説明の時期と方法につきましては、状況が整い次第、住民の方に協力が得られるように進めてまいりたいと考えておりますという答弁ですが、まだ、もう少し日にちがほしいということが地元の協議で出ておりますので、私の方としましては、ちょっと時期を待っております。

それから、予算化しましたことにつきましても、やはり地元の協議が済まない限り執行できませんので、まず地元の方で何とかお話ししていきたいと思っております。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町君。

- 13番（寺町知正君） 今、事業の立地の地元のことを聞きましたけど、そうじゃなくて、市全体、市民全体ということで、将来ずっとわたっての計画をつくるということもありますよね。そういうときに、市民の意見、計画立案していくのに、市民、住民の意見を聞く、あるいはそれを反映させるという予定があるのかどうかということはどうでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 平野市長。

- 市長（平野 元君） お答えします。

この問題は大変重要な問題と受けとめておりますし、昨年、議会の協議会等でもごみ処理の方向づけはいただいております。そして、期限はおのずと決まって

おりますので、そういった面を含めまして、十分慎重に対応する必要があるかと思っておりますが、これから、そういった位置決定等については、また議会の方とも御協議申し上げる中で出てくるかと思いますが、現在のところ、決め込んでというわけではございませんが、そういったことで、今、内協議的にはいろいろ協議をしておる段階でございますし、こういったものを適用していくかということについても、まだ検討中でございます。そういった面がある程度まとまった段階で、位置決定とか、そういうことに踏み出していかなければならないというふうに思っておりますが、現在の状況ではそういうことでございますので、今しばらくたってから、そういったことをお示しできるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

久保田 均君。

- 22番（久保田 均君） 一般会計でお尋ねをいたしますが、38ページ、被服費254万4,000円、これは合併の年に多分支給されていると思いますが、3年目でこの支給をするのか、あるいは多分女子だけだと思いますが、その辺の説明を願いたい。

それから、同じく38ページで、臨時職員の健康診断委託料というのが348万8,000円、これは該当者が何人いるのか、臨時職員で348万8,000円というのは何人該当者がいるのか。

それから、187ページ、花咲きホールの演奏会等の委託料が合計しますと1,161万あるわけです。これは初年度ですが、今後もこの1,000万という金額を含めて1,161万、これを例年どおり組んでいかないかんような気がします。とりあえず、1,000万の計画の内容があったら教えていただきたい。

それから、同じく、これで雑収入350万ありますが、この内訳の350万は宝くじか何かかなと思いますが、説明を願いたい。

- 議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長からお願いします。
- 教育次長（室戸弘全君） 花咲きホールの御質問にお答えを申し上げます。

新年度におきまして、演奏会等委託料ということで、1,000万の計上をお願いしておるところでございますが、これにつきましては、テーマといたしましては、私どもは笑いと健康というような観点からとらえておりまして、この文化的な立場から市民の皆さん方の健康面、いわゆるそういった笑いの中における健康面というのも考え方として持っております。

それで、1回についてどうか、あるいは年何回かというような御質問かと思いますが、

できるだけたくさん打ちたいというのは私どもの心情でございますが、それぞれ準備等、それからPR等の周知におきましても、そういった点が十分完遂できないであろうということで、年4回ぐらいはこの委託料の中で事業を打ってまいりたいというふうに思っております。

また、花咲きホール自体といたしましては、それぞれ宝くじ等の補助を利用した演奏会等も計画をいたしておきまして、年間を通して、ある程度の感覚を持った事業を打ちたいということを考えております。当然大きな事業につきましては、入場料等のそれぞれの参加者といえますか、入場者の何がしかの負担はいただくというような考えであります。

以上です。

- 議長（藤垣邦成君） 答弁漏れはないかね。

室戸次長。

- 教育次長（室戸弘全君） 毎年の継続性につきましては、17年度の実施動向を見まして、非常に評判がいいと、あるいは市民の皆さんの御意見等も踏まえた上に、次年度以降は考えてまいりたいというふうに思っております。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。

- 総務部長（垣ケ原正仁君） 第1番目の被服費でございますけれども、予算計上しておりますものは、防寒着が15着と女子職員の制服85着分でございます。議員御指摘のとおり、女子職員のみでございます。これは、制服がいいのか、私服がいいのかということもございまして、全女子職員にアンケートをとりましたところ、岐阜県のほかの市の流れとしましては、制服は定めないという流れでございますが、特にその中で、うちがアンケートをとりました結果は、8割方が制服の方がいいというアンケート結果でございました。

その主な理由としましては、高富町時代に私服にしましたら、華美に流れ過ぎたという点が大きな反省点でございましたのと、もう一点は、市民の方がお見えになったときに、前に回れば、この方は市の職員かどうかということはわかるわけでございますけれども、後ろから見たときに、市の職員かどうかの判別がつきにくくて声をかけれないと、いろいろなことが聞きたくても声をかけれないというようなことも反省点があったようでございまして、そういう理由から、市としましては、流れ的には逆行しておるかもわかりませんが、そのほうがらしさが保てるのではないかとということで予算計上させていただきました。

臨時職員の健康診断の委託料の人数、ちょっとわかりませんので、調べて、後から報

告させていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 久保田議員、よろしいですか。

久保田 均君。

- 22番（久保田 均君） 今の被服費につきましては、説明を聞きましたが、旧高富町時代も、実は、廃止をして私服という時代がありまして、その翌年にまた予算を組んで、衣服を支給したという例があります。今80%とおっしゃったので、これは私服じゃなくて、この方がいいと思います。わかりもいいし、一般の市民から見ても、ああ、職員さんだという感じで、この方がいいと思いますが、ただ、15年度には多分支給をしておりますが、3年目に支給するかということだけ、もう一度お伺いしておきます。これは17年度の予算ですので、3年目になります。

それから、教育次長に伺いますが、先ほどの答弁で、笑いをということで、年4回ぐいは事業をやりたいと。これは何がしか芸人を連れてきてやるという意味だと思いますが、地域的によほど宣伝をしないと寄りにくい地域かなとも思っておりますので、とにかく山県市の文化の里ということで、あそこを中心ということに力を入れていただいて、人寄せにはよほど力を入れていただかないと寄りが悪いかなと思いますので、これが初年度で恐らく2,600万ぐらいの花咲きホールは予算になります。例年どおり2,600万を組んで、このホールを本当に維持していくのかなという心配もしております。財政上、非常に厳しいとおっしゃっているので、その辺も含めて、この1年間1,160万でまず試験的にやられて、効果があれば続けてほしいし、できれば、予算もなるべくなら縮小してでも人寄せの方に力を入れていただく、そんなことをお願いしておきます。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 17年度でございますので、17年度中ということでございますので、約3年ということかと思えます。それで、スカート2着、ベスト1着、上着1着という組み合わせでございます。

それから、臨時職員の健康診断の委託料でございますが、153人分が計上してございます。

- 議長（藤垣邦成君） 久保田 均君。

- 22番（久保田 均君） 今の153人分というのは、保育園の臨時職員なんかもちろん入っていると、こういうことでいいわけですね。

それから、今後もまだ雇用する人も見込みで入っているのか、要するに、現有の臨時職員の数なのか。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 新しくといいますか、今年度の臨時採用者として見込まれる数でございます。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 議第28号の一般会計の予算ですけれども、109ページの農業費のところ、説明のところでいいますと、右下の方、農産物直売所建設ということで、512万6,000円という計上があります。これについてですけれども、この事業について、どういう経過でこういう事業が行われるのかというところ、それから、具体的な直売所、この場所、それから、それを運営していく組織というものについて説明していただきたい。

もう一つは、この予算はともかく、今後市がどのような支出を伴う事業なのかというところを説明していただきたい。

○議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） それでは、お答えします。

第1点目の合併した経緯でございますが、昨年9月でございますけど、伊自良地域に4つの青空市場がございまして、その方の代表の方が市長さんを訪ねてこられまして、先般9月の一般質問でもお答えしましたように、施設的にも古いということで、4つを統合ほしいという要望書がございまして、それを受けて、今回予算計上させていただきました。場所につきましては、伊自良、関・本巢線沿いの水田を一応約3反でございますが予定しております。

それから、あと、今後でございますけど、今後につきましては、その土地を市がお借りしまして、組合組織を立ち上げていかれまして、そこに貸与する予定にしております。よろしくをお願いします。

○13番（寺町知正君） 金額的に見込みの額。今後の支出の見込み額。

○産業経済部長（松影康司君） 一応、建設費につきましては、建物を約400平米と、あと駐車場を計画しておりますが、5,000万程度を予定しております。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 今の説明ということで、この直売所をつくった後、市としては、単に組合をつくっていただいて、そちらにお任せということでいくのか、もうちょっと全体に行政としていろいろな観点を持って、そこを利用していこう、その組織に任せていこうというものがあるのかどうかということです。

それから、農産物ということですから、運営する組織、組合、そこに参加する農家の

範囲は、例えば伊自良だから旧伊自良なのか、市全体なのか、もっと市外も含めてなのかとか、そういった農家の範囲はどの範囲かというところです。そこをお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 1点目につきましては、これから、そういう組織を立ち上げていきまして、その中で協議しますし、それから範囲でございますけど、一応、山口市全体の農産物直売所ということで、美山の方も旧高富の方も参加していただく予定にしております。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 農産物の直売所ですから、農産物という前提なんですけれども、市民の人からも意見があるんですけど、時期によって、どうしても多い少ないとか、量の問題もあると思うんです。それで、量的に、あるいは品種といいますか、種類の足りないとき、少ないとき、市外からのものを一緒に流入させて、そこで売るということを供与していくのかどうかということです。農家は山口市だとおっしゃったんですけど、単なる生産物についてはどうなのかというところです。

それから、経営の収支的にプラスであればいいんですけど、マイナスになったとき、市から補てんするのではないのかという懸念も聞こえてきたんですけども、その辺について、どのようにお考えかというところです。

もう一つ、4つの直売所が統合という説明であったんですけども、そのうちの4つどうこうとか個人だとかということは置いておいて、一般的に道路の横で任意に販売するということは通常よくあるケースなんですけど、そういったことを認めないという市の方針なのか、それは個々の農家の裁量にお任せということにするのかというところはいかがでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 1点目の農産物の市外からの予定ですが、一応、山口市内の農産物を使う予定にしています。

それから、施設が赤字になった場合の市の補てんでございますが、それは組織の方で運営していただくように予定しています。

それから、3点目でございますけど、私のところの要望につきましては、既存の青空市場が新しくできた場合は閉鎖するとなっておりますけど、4つの青空市場につきましては閉鎖しますが、小さな路地で売ってみえるような方は、個人の裁量でやっていただくようにしております。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） では、質問を変えますけれども、同じく一般会計で110ページですけど、110ページの農業費、畜産業費のところ、説明でいきますと、右下の悪臭改善調査委託、それから次のページの畜産公害、市活性化構想というところがありますけど、これについて質問しますけど、畜産公害と市活性化構想というのが一緒に1行に入ってきているわけですけど、これはよくわからないんですが、畜産公害とはここで何を意味し、市活性化構想は何を意味し、どうしてこれが1つの事業になっているのかというところを説明していただきたい。

それから、具体的にどのような市の方針を決めるのか、構想策定ということ、あるいは調査委託ですから、どのような方針を決めるというつもりでこういう事業を組んだのかというところです。

その点を質問します。

- 議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。
- 産業経済部長（松影康司君） 今の畜産公害と市活性化構想委託業務でございますが、これにつきましては、平成15年度に山県市が合併しまして、市内外からの地域住民が流入されまして、特に伊自良地域でございますが、伊自良地域につきましては、畜産業が盛んでありますし、その中でも養鶏等が盛んでございます。そういうようなことで、悪臭とか衛生害につきまして、総合的に施設の構想を立てる予定にしています。

内容につきましては、畜産農家への規模とか、ふんの処理の状況とか、農家の方の意識調査とか、総合的な事業を作成しまして、また、これに構想を立てまして、来年、再来年になるかと思いますが、基本構想を立てて、山県市がどうあるべきかということを検討していく構想でございます。よろしくお願いします。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 構想策定というところですけども、今程度の発想で委託に出すのか、それとも、もうちょっとしっかりとした現時点の市の方針をもって、こういう方向で調整してくれ、考えてくれ、調べてくれというようなこと、そういったところがあるのか。当然私は後者だと思うんですけど、その辺が市の方針というのが見えてこないんですけども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

それから、今お聞きしますと、現地聞き取り調査もあるというところをお聞きしました。今のお答えにも重なるのかな、現地聞き取り調査というのは、何を指しているのか、どういったことを聞くのかというところを質問いたします。

- 議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） お答えします。

調査でございますけど、現地聞き取り調査につきましては、農家の方とか地域の住民の方の聞き取り調査を行いますし、構想につきましては、いろんな構想がございますけど、その中で、市の業者と市の職員と一体となってつくっていきます。よろしくお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） では、続いて、予算書184ページから5ページですけど、社会教育費で図書館関係ですけれども、図書の関係でウェブの公開事業ということで、かなりの予算がありますけれども、今回同時に条例案も出ています、旧高富、旧美山の方です。これらの施設の関係もここにあるのかな、ないのかなというのはよくわからないところです。そこで、このウェブ公開という事業、それから伊自良、美山、高富の施設との関係、あるいは予算配分、それらについて説明をいただきたい。

○議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

○教育次長（室戸弘全君） 今回、条例の改正につきましてもお願いをしておるところですが、図書館組織の横断的な強化ということで、2つの施設の図書室を分室としてお願いする。そうした蔵書の検索につきましては、今回ウェブ構築ということで、インターネットを介しまして、伊自良図書館の蔵書の検索ができるシステムを整備したいということでございます。それで、高富中央公民館にも、あるいは美山のジョイフル倶楽部にも、そこからもインターネットを使って、伊自良の蔵書の検索ができるというような設備を構築させていただくということでございます。

以上です。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） ウェブ公開とかインターネットということで、市民に、あるいは市民じゃない人でも、どこからでもインターネットで見れるのかなと思っていたんですが、今の説明だと、美山の図書館、高富の図書館に行かないと見れないシステムなのか、非常に本質的な問題ですので、そこは明確にしていきたい。

それで、その次に、伊自良の検索とおっしゃったんですが、美山、高富の現在の図書、先ほど午前中も高富が2万何冊、美山も1万何冊という蔵書の報告がありましたけど、それらの検索はできないのかということです。要は、伊自良だけなのかということです。

あと、もう一点ですけど、予約できるだけなのか、予約をした後、県なんかもそうですけど、今、コンビニでも借りられるようになっていますけど、山県のこのシステムは

予約だけなのか、それとも、例えば伊自良の図書館の分を高富でとか、美山の図書館に行けば借りられるというふうにするのか、そこはどこまでの範囲なんでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 室戸次長。

○教育次長（室戸弘全君） 御説明が漏れておりました。

ウェブ検索につきましては、市民の皆さんがそれぞれインターネットを介して検索ができるシステムでございます。

それから、他の施設、いわゆる図書分室として設けるところの蔵書の検索につきましては、将来にわたっては、そういった構築はしたいというのは担当課としては考えておりますが、今回の17年度予算におきましては、そういった設備は含まれておりません。よろしくをお願いします。

貸し出しの件につきましては、それぞれの地域における蔵書の、例えば伊自良図書館の蔵書の貸し出しですが、今、物流機構といいますか、そのメール的な運搬がまだ十分確立しておりませんが、本日申し込んでいただいて、本日というわけにはいきませんが、その数日後にはそれぞれの分室へ届けられるような体制を確立していきたいというふうに考えております。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 図書館とか体育施設というのは、身近にあると利用率が上がっていく、それから遠いと、結局そういう施設があっても利用が減っていくという基本的な傾向があるんです。ですから、せっかくいいものを行うわけだから、プラスの循環になってほしいと思うんですが、そのために、今のお話しですと、予約はできるとして、分室で借りられることはできるということは、まず、返すこともそこでいいのかどうかということが1つ、それから、将来的に、県がやっているように、コンビニだとか、すべてとは言いませんけれども、できるだけ身近なところという方向性を持って検討されているのかどうかというところをお聞きします。

○議長（藤垣邦成君） 室戸次長。

○教育次長（室戸弘全君） 本の貸し出し、あるいは返却につきましては、今言われたように、それぞれの地域の分室へお届けいただければ返却、あるいはそこへ出向けば貸し出しというような体制を確立していきたいというふうに考えております。

それから、そのより便利な拡大ということにつきましては、今後そういった方向性が見出せれば、より便利な方法を考えてはいきたいというふうにも思っておるところでございます。

以上です。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町君、質問を変えてください。
- 13番（寺町知正君） それでは、最後にいたしますけれども、予算書の7ページ、これは基本的なところとしてお聞きしたいんですけど、予算書の7ページを見ますと、第2表 債務負担行為ということで、いろいろなことが出てきます。これは、この年度に係る債務負担行為ということです。ここを見て、公共用地取得（2）（6）とか（5）とかがある。具体的な事業名がなくて、非常に理解に苦しむんですが、といって、右側の限度額を見ると、やっぱりこれは特定の事業ありきだと、額も違いますので、そこがわかるんですが、事業名がわからなくて困るんです。

これは、実は、213ページ以降にも、過去のといいますか、今後ずっと関係してくる、まだ終わっていない債務負担の一覧表がずっとあるわけですけど、ここを見ても、公共用地先行取得というのは幾つもあるんですが、わからないということで、ここに事業名、何のための用地取得なのかというところを明示することは禁止されているのかどうか、なぜここに明示しないのか、不都合があるのかというふうに考えるんですが、非常に議員として審議するのにやりにくいんです。その点、いかがなんでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） それでは、7ページの債務負担行為の表を御説明させていただきますが、公共用地先行取得の（2）となっています平成18年度から平成20年度までということで、用地取得費が9億2,485万9,000円になっておりますが、これはまず大桑地内の椿野まると福祉の用地と桜尾地内の浄水公園の用地の分でございます。

その下の（5）につきましては、1億円ということで、買い取りの申し入れがあった場合のための基金でございます。

そして、（6）にあります公共用地先行取得につきましては、高木地内で予定しております用地購入の分ということでございます。

なお、寺町議員から事業名がないのでわからないということでございますが、この点につきましては、今後検討させていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、議第28号 平成17年度山県市一般会計予算から議第37号 平成17年度山県市水道事業会計予算に対する質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

議場の時計で2時20分まで。

午後 2 時05分休憩

午後 2 時20分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議第38号 第1次山県市総合計画基本構想についてから議第42号 市道路線の変更に
ついてまでの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、議第38号 第1次山県市総合計画基本構想についてから
議第42号 市道路線の変更に
ついてまでの質疑を終結いたします。

以上で、すべての質疑は終結いたしました。

日程第2 討論

- 議長（藤垣邦成君） 日程第2、討論。

ただいまから、議第1号 山県市教育委員会委員の任命同意について、議第2号 山
県市公平委員会委員の選任同意について、議第22号 平成16年度山県市一般会計補正予
算（第6号）から議第27号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号）までの
討論を行います。

なお、討論は簡明をお願いいたします。

反対討論をどうぞ。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 私は、議第22号 16年度山県市一般会計補正予算（第6号）並
びに国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、山県市地域情報化事業特別会計補正予
算（第2号）、この3つに同意できません。

一般会計補正におきましては、市債の基金の繰り戻しで市債が非常に増やされている
という問題があります。これは後年の市民の市政への財政負担につながるものでありま
して、認めることはできません。

23号の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、基金が全額繰り戻
しをされていると、これは繰り戻しをしないで、次年度に引き継いでいけばいいじゃな
いかというふうに思います。

26号の地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑の中でも申し上げましたように、実際には、低所得者から大変多額な加入金が配慮なく徴収をされているということであります。そのことについて同意ができない。

以上、反対討論といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第3 採決

- 議長（藤垣邦成君） 日程第3、採決。

ただいまから、採決を行います。

最初に、議第1号 山県市教育委員会委員の任命同意について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第2号 山県市公平委員会委員の選任同意について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第22号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第6号） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第23号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第24号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第25号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第27号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第5号） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 26 分休憩

午後 2 時 27 分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま市長から、議第43号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について、議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。

議題43号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について、議題44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議第43号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について

追加日程第2 議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）

- 議長（藤垣邦成君） 追加日程第1、議第43号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について、追加日程第2、議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）を一括議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

- 議長（藤垣邦成君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

- 市長（平野 元君） それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

追加議案といたしまして、条例案件1件、予算案件1件の合計2案件を上程いたしております。

資料ナンバー1、議第43号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約につきましては、平成17年2月28日付で規約改正の依頼がありましたので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、構成市町村の議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 2、議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に1,200万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を147億4,035万7,000円とし、繰越明許費の補正もあわせてお願いするものでございます。

県においては、来年度から小学校1年生の少人数学級導入が目指されております。具体的には、従来は、すべての学年で40人の学級編制であったものを、小学校1年生については、学年2学級以上の場合は35人の学級編制にするもので、市内では、高富小学校、富岡小学校の2校がこれに該当いたします。現在、富岡小学校には予備教室があるものの、高富小学校には現行制度での普通教室数しか確保しておりませんので、検討いたしました結果、多目的ホールを間仕切ることにより、普通教室を確保するため、その工事費を計上いたしております。なお、本工事は年度内履行が困難であることから、あわせて繰越明許費の追加もお願いいたしております。

また、補正財源といたしましては、地方消費税交付金を計上いたしております。

以上、追加提案いたしました議案につきまして、十分御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、追加提案の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

- 議長（藤垣邦成君） 市長の提案説明が終わりました。
-

追加日程第3 質疑

- 議長（藤垣邦成君） 追加日程第3、質疑。

議第43号 岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について、議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。

発言をどうぞ。

久保田 均君。

- 22番（久保田 均君） これは、1教室なのか、2教室なのか、それと、また、工事時期についてはいつやられるのかをお伺いします。

- 議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

- 教育次長（室戸弘全君） 予定いたしておりますのは、2教室分でございます。現在、3階の多目的スペースがございますが、その位置の改修をお願いして、普通教室としたいということでございますし、工事の工程につきましては、それぞれ年度終わり、始めということで、学校現場におきましても行事等がございます。学校の校長先生等も御相談させていただきまして、今考えておりますのは、5月の連休明けぐらいまでには工

事が完成をいたしたいというふうに考えております。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 議第44号の今の学校のことですけれども、この時期にというのは、県がどういう背景で、どういう方針をとったので、こういうことになってきたのかというところをまず説明いただきたいと思います。
- 議長（藤垣邦成君） 小林教育長。
- 教育長（小林圀之君） ただいまの寺町議員の御質問にお答えいたしますが、新聞報道等でごらんになられたかと思いますが、昨年、平成16年の第4回県の定例会におきまして、県の教育長答弁の中に、小学校1年生の少人数学級導入に係る答弁がございまして、私どもとしては、それがどこまで17年度実施されるものかというようなことで、情勢待ちでございましたが、年が明けまして、平成17年の2月半過ぎになりまして、正確には、学級編制協議書という文書をもって、県の方へ学級編制協議をかけるという事務手続の段階に至りまして、今、話題になりました複数学級を有する小学校1年生の学校に限り35人学級とすると、こういう方針が示されて、そのように学級編制をするようにという通知がございまして、それを受けまして、検討を私どもとしては、該当学校が先ほど市長説明の中にございましたように、高富小学校と富岡小学校がそれに該当するということでございますので、早速検討させていただき、結果として、高富小学校の普通教室増設ということで、今回お願いをしたわけでございます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 今、県の経過などをお聞きしたんですけれども、この予算を通す立場として位置づけを評価するんですが、県は35人と言ったわけです。これが30人に持っていきたい方向での今は35人なのか、いや、もう35人だけなんですという意味なのかということと、将来、1年生だけを徐々に、事情が許せば、学年を拡大していきたいというのか、いや、1年生だけですというのか、その辺はどのようなニュアンスが伝わっているのでしょうか。
- 議長（藤垣邦成君） 小林教育長。
- 教育長（小林圀之君） 正直言いまして、先ほど言いましたように、17年、今年に入りました2月のことでありまして、県の方につきましては、学級増に伴う人件費でございます。教員研究負担でございますので、県の方につきましては、その手当てをすると。

そしてから、市町村の方に、我々の方におきましては、いわゆるハード、施設設備面の手当てをしなきゃならんと、こんなようなことで、これが実に急なことでありまして、

正直、私ども、すぐに対応できないということで、今回こういう急なお願いをするわけですが、したがいまして、そのときに、17年度についてはそれでいいが、18年度以降の見通しについてはいかがかということを知りましたが、18年度はどうするかにつきましてはまだわからないと、こういうことをございまして、今お尋ねがありましたような17年度は小1だけでございますが、それを小学校2年生以降に拡大するのかしなのか、あるいは今35人学級ということをございしますが、これを30人にさらにしていくのかどうなのか、こちら辺については、現在のところ、私どもには白紙の状態という現状でございます。

- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、議第43号 岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について、議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を終結いたします。

追加日程第4 討論

- 議長（藤垣邦成君） 追加日程第4、討論。

ただいまから、議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

討論は簡明に願います。

反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 次に、賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

追加日程第5 採決

- 議長（藤垣邦成君） 追加日程第5、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第44号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第7号） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

- 議長（藤垣邦成君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

各常任委員長さんより、本日の議決された以外の議案につきまして、審査の申し出がありましたので、明日15日は総務常任委員会、16日は産業建設常任委員会、17日は文教厚生常任委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

18日は、午前10時より会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。

長時間、大変御苦労さまでございました。

午後 2 時41分散会

平成 17 年第 1 回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号 3 月 18 日 (金曜日)

○ 議事日程 第 3 号 平成 17 年 3 月 18 日

日程第 1 一般質問

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

○ 出席議員 (22 名)

1 番	吉 田 茂 広 君	2 番	尾 関 律 子 君
3 番	横 山 哲 夫 君	4 番	宮 田 軍 作 君
5 番	田 垣 隆 司 君	6 番	村 瀬 隆 彦 君
7 番	武 藤 孝 成 君	8 番	河 口 國 昭 君
9 番	影 山 春 男 君	10 番	後 藤 利 弘 君
11 番	谷 村 松 男 君	12 番	横 山 善 道 君
13 番	寺 町 知 正 君	14 番	渡 辺 政 勝 君
15 番	中 田 静 枝 君	16 番	藤 根 圓 六 君
17 番	村 橋 安 治 君	18 番	藤 垣 邦 成 君
19 番	小 森 英 明 君	20 番	村 瀬 伊 織 君
21 番	大 西 克 巳 君	22 番	久保田 均 君

○ 欠席議員 (なし)

○ 説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	助 役	嶋 井 勉 君
収 入 役	河 口 衛 君	教 育 長	小 林 罔 之 君
総務部長	垣 々 原 正 仁 君	企 画 部 長	舩 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保 健 福 祉 部 長	土 井 誠 司 君
産 業 経 済 部 長	松 影 康 司 君	基 盤 整 備 部 長	長 野 昌 秋 君

水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	岡 田 達 雄 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	堀 達 也
------	-------	-----	-------

午前10時00分開議

- 議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（藤垣邦成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 藤根圓六君。

- 16番（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、今回の一般質問は、交流産業の振興について1件、質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

平成17年から21年までの5年間の山県市過疎地域自立促進計画が策定され、昨年の12月議会で承認されました。この地域は本市において美山町の区域を指し、本市域の70%を占め、そのうち92%を山林が占めており、近年の少子化の進展、若年層の流出により、人口減少は顕著になっています。また、林業を主としていた北部地域を中心に、過疎、高齢化が著しく進行しており、若年層の定住促進を図るとともに、この地域の豊かな自然を利用した自然資源活用型とし、都市住民との交流促進を図り、この地域を訪れる人がどれだけいるかに着目し、交流人口を増やすことを基本指標にすることが賢明かと思います。

現に、交流促進施設では、平成5年度にキャンプ場、平成12年度にコテージ村を開設し、これらを都市住民との交流促進の場「グリーンプラザみやま」として地域の活性化に貢献しております。なお一層の雇用の拡大と発展を目指すために付加価値を高める施設整備が望まれるところでありますが、この計画に示されている概要について、次の点について具体的にお伺いします。

昨年の議会でも少し触れられましたが、温泉掘削と温泉施設等について。もう一点は、谷合地域振興活性化事業について。以上、2点について松影産業経済部長にお尋ねします。

- 議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。
- 産業経済部長（松影康司君） 藤根議員の御質問にお答えします。

美山地域には、都市住民を受け入れる施設として宿泊施設「グリーンプラザみやま」を設置し、地域住民の雇用機会の増大と地域の活性化、都市住民との交流を図っているところでございます。

キャンプ場は平成5年に営業を開始し、平成11年度の宿泊者6,745名が最高で、年々減少傾向にあります。また、コテージ村は平成12年に営業を開始し、平成13年に利用者8,393名から平成15年には9,434名と順調に推移しています。今後はさらなる利用の拡大を図ることが重要な課題だと思っています。

御質問にあります山県市過疎地域自立促進計画の中の温泉掘削、温泉施設等についてですが、温泉施設等が美山地域の既存観光施設への高付加価値及び利用者の拡大と北部地域の活性化を図る選択肢の一つであるとして、財政、費用対効果を検討する必要があると思っています。

今後は、伊自良湖周辺、四国山香りの森公園、グリーンプラザみやま等、山県市全体の観光施設をつなぐ核となる拠点づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、美山地域振興活性化事業についてですが、平成17年度当初予算に山県市商工会への補助金として上程いたしておりますが、山県市商工会が事業主体となり、地元商工会、地元関係者及び商工会と行政が共同して、地元特産品の開発、販売、イベントの企画、地元企業の育成等、地域住民みずからが提案する地域活性化の方策を検討し、美山地域がにぎわいの拠点となる町の魅力づくりについて進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、お願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 藤根圓六君。
- 16番（藤根圓六君） 市長に再質問をいたします。

市長にお伺いをします。ただいまは、産業経済部長より、温泉関係、地域振興活性化事業についての概要説明をいただきましたが、具体的には、財政、費用対効果等を検討する必要があるとのことですが、この地域は、谷合を中心に、葛原、北山、北武芸の4地区で、人口は現在3,335人を数え、高齢化率はそれぞれが30%後半を超えている地域で、過疎債等使用のハード事業には大変慎重を要することも理解できますが、過疎地域自立促進を地域経済の視点からも早急に支援していく政策が必要な時期かと思います。タイミングがおくると費用対効果は薄れると思います。なぜなら、現在、隣接する武芸川温泉の利用者は年間30万人余、本市のふれあいバザールの利用客も年間11万人余、舟伏山、円原湧水への水くみ、神崎川沿岸等へのキャンパーは約2万人余、その来訪者の中には、温泉があるといいなという、温泉湯治を求める声も多く聞いております。2年後には平井坂トンネルも開通の予定。この地域への交流人口は一層の増大が期待できると思います。高齢者を含む新しい雇用の場の創出も可能。今こそ、地域住民が主役となる自立型の地域づくりを目指すこと、合併後における新まちづくり計画への期待感

を裏切らない政策が必要かと思います。前向きな御回答を伺いたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 藤根議員の御質問にお答えします。

ただいま北部地域の開発について、温泉関係あるいは地域振興活性化事業等につきまして御質問でございまして、担当部長からも大まかな概要を御説明したところでございます。

御案内のとおり、今、この地域につきまして、現在、支所の前には林産センターも近く、完成を間近にしておりますし、道路事情も、岐阜美山のトンネルも開通して、谷合まであと2年、何とか2年ぐらいで開通したいというようなことで準備を進めておりますし、256号あるいは418号の改良も進めておるわけでございます。

そうしますと、山縣市全体の環状道路も完成し、美山の支所周辺が、あの辺が一つの拠点になるだろうということを思っておりますので、ことしも商工会でいろんなそういった地域の発展策について御研究をいただくことになっておりますが、いずれにしましても、そういった意味で地域の核となるような地域を目指すことが大変大事なことから思っております。

そういった関係で、温泉掘削等につきましても、地域の皆さん方とも話を進めながら、今後、検討を進めてまいりたいと思いますが、この計画につきましては、北部の地域の方々と十分意思疎通を図りながら、地域の方々の自立型の地域づくりということも含めまして、積極的に推進していきたいということを思っておりますので、そんな感じで、将来、調和のとれた山縣市を目指すためにも、御提言の点は大変重要な点かと思っておりますので、そういう面も含めまして、今後、検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上、答弁させていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 藤根圓六君。
- 16番（藤根圓六君） ただいま、市長の積極的に努力するという所見を伺い、意を強くしました。住みよいまちづくりで大切なことは、地域住民も行政の支援を待つばかりでなくみずから自立を目指す意欲を持つことこそ過疎地域からの脱却を目指すことになり、本市の基本理念、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりにつながると思います。早急に、ただいま市長が言われましたように、地域住民との共同の政策立案を要望して、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

- 議長（藤垣邦成君） 以上で、藤根圓六君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位 2 番 宮田軍作君。

- 4 番(宮田軍作君) 議長の御指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

第 1 に、地域情報化基本計画についてを企画部長にお尋ねいたします。

山県市の地域情報化基本計画は、現状分析による今後の課題等や、市民に提供される各種のサービスに関する構想等が明確化されております。今後は、実現に向けた具体的な取り組みが本格化すると推測いたします。

市民は、市に対して、地域における情報収集・提供者としての役割を大いに期待しているところであります。市民の暮らしの質を高め、新たなライフスタイルの創造といった役割を果たすことなど、極めて重要な事業であると考えますが、すべての市民が等しく情報通信高度化の便益享受をできるように配慮する必要があるが、現在までの加入率はどうなっているかお尋ねをいたします。

- 議長(藤垣邦成君) 船戸企画部長。
- 企画部長(船戸時夫君) 宮田議員の御質問にお答えします。

現在の加入率ですが、住民基本台帳世帯をもとに算出いたしますと80.9%になっております。地域別ですと、高富地域が80.2%、伊自良地域が55.1%、美山地域が93.2%になります。

ただし、市内には複数の社会福祉施設があり、これらの入所者を 1 人 1 世帯で数えていることから、加入率が低くなっているのが現状です。そこで、これらの施設をそれぞれ 1 世帯として再計算いたしますと、市全体では83.8%、高富地域が82.1%、伊自良地域が63.9%、美山地域が94.7%になります。

今後より多くの市民の方々に加入していただき、情報化社会の便宜を享受していただけるよう努力していこうと考えております。

なお、参考までに、伝送路工事の進捗状況を報告させていただきますが、3月4日現在、第1工区につきましては、昨年の12月25日に着工し17%、第2工区につきましては、本年2月2日に着工し5%ほどとなっております。きょう現在、両工区とも光ファイバーケーブルの敷設を中心に工事を進めております。

以上で、答弁とさせていただきます。

- 議長(藤垣邦成君) 宮田軍作君。
- 4 番(宮田軍作君) 今の答弁で、現在の加入率が市全体で83.8%になっているということは、難視聴地域が団体加入をしているということで高い加入率と推測するわけであり、個人の意思で加入する地域、加入率に注目する必要があるのではないかと考えます。

例えば個人の意思で加入する伊自良地域の加入率を概算してみますと、約53.何%という低い率になっているわけです。これらは、インターネット等を利用する人、できない人の間に生ずる格差、これから提供される多様なサービスに関する情報不足や理解度の低迷が加入率にあらわれているのではないかなということを感じるわけであります。

地域情報化整備事業により、市民のサービスの質の向上、新たなサービスの提供、市民負担の緩和、市民参加型の行政実現、既存産業の高付加価値化などが行われ、すべての市民が等しく情報通信化の便益を享受可能となることを早期に示し、市民の理解を深めることが大切だと思うわけであります。

山県市の情報化基本計画という冊子をいただきましたが、その8章に今後の課題というのがあります。その1に、サービスの段階的整備で、市民ニーズの高いサービスから優先的に取り組む必要があるとしていることがありますが、そこで、今後の具体的予定についてお尋ねをいたします。また、山県市情報化基本計画の同じ8章の3に、行政内の体制整備で、市民に対して、水道とか電気のように、同じような重要な価値があるサービスを提供していく責任を負うということもありました。万全な体制で取り組むということが大事だろうと思うわけですが、担当部署だけではなく、職員全員を含めた行政全体がIT推進の必要性、重要性を理解し、適切な体制整備を行う必要性があると思います。

サービスの提供者として、市の信頼を確保することが必要であるとも考え、そこで今後どのような体制整備を具体的に行う予定があるかを重ねてお尋ねいたします。

○議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 宮田議員の再質問にお答えします。

市民の利便性の向上や豊かで安心な生活の確保のために現在工事を進めている有線テレビ施設の有効利用計画と、そのための組織体制整備計画につきましては、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

平成15年7月にIT推進本部設置要綱を制定し、市長以下、部長級職員で構成するIT推進本部、課長職による職員で構成するIT推進委員会、若手職員を中心に33名で構成するIT研究プロジェクトチームを組織しております。このプロジェクトチームを中心にいたしまして、厳しい財政状況の中ではございますが、導入すべきアプリケーション等の検討をしているところでございますので、御理解のほど、お願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 宮田軍作君。

○4番（宮田軍作君） 平成15年の7月に推進本部を設置して、33名を構成してプロジェ

クトを組織しているということ聞きましたが、相当年月もたっているわけですが、もっと具体的に何かを示していただけるのかなという期待を持っておりました。推進中ということですので、順次、また教えていただけたらと思いますが、同じことで市長にお尋ねをいたします。

この地域情報化事業は、市長みずから説明されているように、合併の基本事業という位置づけをされているわけです。それだけに市民の期待も大きいわけですが、この事業が有線テレビの方向だけであるとすると、きれいな映像を見ることができる、これは、実は、アナログ放送でも、難視聴地域は共同受信施設とか、そういうのはNHKで対応もするわけです。それもあるので解消もされるでしょうと思いますが、次に、では、電話、インターネット、そういうものだけでは、この事業の規模からいって寂しいという気がするわけです。

この事業が、山県市の立地状況の中で生じやすい地域格差、そういうものの是正ができるとか、第1次山県市総合計画に盛り込まれている健康で安心して便利で楽しく暮らせるまちづくりにこのシステムが果たす役割は大きいと思います。多額の投資効果を市民が理解し、評価していただくには、どのようなメニューになるのか、一層内容の充実に向けてプロジェクトの強化と機能に真剣に取り組むことが急務と考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 宮田議員の御質問にお答えします。

この情報化事業というのは、合併の段階で3町村で話し合った結果、現代の社会に対応するには情報化事業というのが一番大切な事業の一つだろうということで踏み切ったということもございます。大変多額な予算的な財源も必要でございましたが、何といたしましても現代は情報化の時代ということでございまして、そういう意味でこれを第1に取り上げたということでございます。

そして、現在はまだ旧高富町地内だけしか有線テレビ放送はしてありませんが、これが全市に拡大しますと、チャンネル数も、今、できるだけいっぱいチャンネルを活用できるように働きかけておるわけでございます。そういった意味で、チャンネルの数も増えますし、いろいろ地域の住民に見ていただける範囲も非常に拡大するだろうと思っておりますし、同時にインターネットの加入もできるということでございまして、いつも言っておりますIP電話の活用もできるということでございます。

これから、そういった、インターネット等、若者がこれから十分そういうことに対応していく時代でございます。私もせんだってインターネットに加入の申し込みをしたわ

けてございますが、そういうことで、これから、来年のというか、ことしの10月には大体完成する予定でございます。そういった暁に、今までの地域の皆さん方がそういった恩恵に浴してみえなかったところもあるわけでございますが、広く全市でそういったサービスが受けられるということでございますので、そうすると、非常によかったなというふうに言っただけであろうというふうに思って、今、職員を督励し、全力投球してその推進に努めているところでございますし、今後の活用方法につきましても、プロジェクトチームで、各方面について、いろんな面でそういった対応を進めてまいりたいということでございます。

また、いろいろ御意見があろうかと思いますが、そういった面はどしどし申し述べていただきながら、そういう面も取り入れて進めてまいりたいと、こんなことに考えておりますので、格別よろしく願います。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 宮田軍作君、質問を変えてください。
- 4番（宮田軍作君） それでは、次の質問に入らせていただきますが、市の管理する公的看板等の整備について、総務部長にお尋ねをいたします。

山県市となって3年を迎えるわけでございますが、旧町村名を記した看板及び標語板等が各地にまだ点在をしているわけであります。これらの中には整備状況が著しく悪いものも含まれているために、不必要なものは撤去も含めた整備とか、また、必要なものは現状に即した整備を実施し、適正な表記が必要と考えるわけであります。

また、山県市となって、市民及び地域間の文化交流が非常に盛んになっております。せんだって、花咲ホールもオープンしました。大勢の方に遠くからおいでいただいたりする交流がますます盛んになってきているわけでございますが、同時に、今後増大すると推測される国際交流にも配慮した公的施設や地域名等の表記方法が必要ではないかと思っておりますので、総務部長にお尋ねをいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。
- 総務部長（垣ケ原正仁君） 宮田議員の御質問にお答えをします。

1点目の公的看板の撤去及び整備についてでございますが、旧町村名を記しました看板の、新市名、山県市への書きかえにつきましては、担当部署ごとの責任におきまして鋭意進めてまいりましたので、そのほとんどは完了していると思っているわけでございます。中には見落としがあるかもしれませんし、また、設置責任のはっきりしないもの、あるいは各種団体が設置したもの等もございますので、再点検を行うとともに、市民の皆様からの通報もいただけるような方法を講じまして、既設看板の修正や修繕、あるいは

は用をなさなくなったものの撤去等に努めてまいりたいと思っております。

2点目の公的施設や地域名等の表記方法の必要性についてでございますけども、現在、市が設置する看板等で振り仮名表示がしてありますものは、伊自良地内の2カ所だけと理解しております。これらの看板は振り仮名を英語表示しており、今後設置、修繕する看板等につきましては、同様の表示をするようにしたいと考えております。設置済みの看板等につきましては、施設管理の所管部署ともよく検討しながら対処してまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 宮田軍作君。

○4番（宮田軍作君） 同じような看板といいますか、標語についてでございますが、消防長にお尋ねします。

消火栓とか貯水槽なんかの表示標が立っております。これには英語表示がされておるわけです。それは評価するわけですが、標識の向きを工夫したらどうかと思うわけであります。

現在、市が進めている上水道管理に伴って消火栓の増設工事が並行して進められておりますが、これらの設置は道路沿いに設置されているわけでありましたが、消火栓の標識の向きに疑問を持つわけであります。現在の標識の向きは正面からしか見えない状況にある。標識を立てるということは、地域住民に消火栓の位置の確認を日常的に重ね、有事に対する意識を高め、広げる役割もあると思うわけです。消火の基本は初期消火であります。初期消火に果たす消火栓の機能は重要であると思っております。

例えば、火災が発生したときや火災を発見したとき、真っ先に消火栓を探す。あるいは通行人が消火活動に参加してくれるかも知れません。等々を想定したときに、消火栓の位置を示す標識の向きといいますか役割が非常に重要であると思うわけです。

また、ことしもたくさん雪が降りましたが、除雪作業のときには、雪に埋もれた消火栓を除雪作業機がひっかけないように等の事故を防止し、スムーズに作業が遂行できるようにも、標識の向きを工夫する必要があると思いますが、消防長のお考えをお尋ねします。

○議長（藤垣邦成君） 消防長。

○消防長（岡田達雄君） ただいまの標識の向きあるいは位置等についてということですが、御指摘のとおり、標識は一見してわかるというのが重要かと考えております。向き等につきましては、地域といろいろと協議しまして十分検討していきたいと思っておりますし、今後設置する標識の場所等につきましても、地域実情等を十分勘案して検討を

進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤垣邦成君） 宮田軍作君。

○4番（宮田軍作君） 看板のこともそうでございますが、今、行政の間では住民の目線に立った行政というのがキーワードになろうとしております。やはり、いろいろ設備をする、あるいはいろんなことを考案する、また提供するということに、住民の目線に合わせるというのは、何か行政がもう少し下げってみるというような錯覚をしがちだと思いますが、今のようなことは、むしろ住民の目線に近づける必要があるのではないかということをおもっております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 以上で、宮田軍作君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位3番 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 議長の御指名をいただきましたので、通告にしたがいまして2点について質問させていただきます。

1点目に、次世代育成支援対策推進の行動計画についてですが、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定をされました。この推進法は、子育てと仕事の両立支援、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援及び子供の社会性の向上や自立の促進という4つの柱に沿って総合的な取り組みを、国や地方公共団体、そして企業が一体となって次世代育成支援対策の行動計画を策定し、推進していくものです。

この行動計画については、平成17年4月1日より施行ということで、各地方公共団体においては今年度中に行動計画を策定することが義務づけられており、本市も行動計画を策定中です。

また、一般事業主に対しては、従業員301人以上の事業主には義務づけられ、従業員300人以下の事業主には努力義務ということで行動計画の策定が行われます。

本市役所も特定事業主として行動計画の策定が義務づけられています。今回の定例会の議案に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が提出されていますが、さまざまな勤務形態の導入を推進され、仕事と家庭の両立支援がより一層進められると期待しております。今回の次世代育成支援対策の行動計画において、少子化にはどめをかけ、効果を上げていくために重要なことは、地域社会全体で子育て支援をしていこうということでもあります。

このような支援対策の行動計画についてお伺いをいたします。

1つ目に、計画策定のプロセスや内容はどのようなのでしょうか。2つ目に、策定にはど

のような方が、またどのような職員が携わっておられますか。3つ目に、合併して2年が経過しようとしていますが、地域の意見をどのように取り入れられたのでしょうか。4つ目に、計画を実現するためにどのように推進されるのでしょうか。

以上の点について、保健福祉部長にお尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、急速な少子高齢、人口減少のため、国、地方公共団体、企業等が一体となって次世代育成支援対策を進めていくことを目的に、15年7月に支援対策推進法が制定されました。これによりまして、地方公共団体及び企業は、今後10年間の集中的、計画的な取り組みを示す次世代育成支援行動計画の策定を行うということになりました。

市町村が定めます行動計画は、平成17年から5年間を前期計画といたしまして、後期計画に関する必要な見直しは平成21年度に行った上で、平成22年度から5年間を後期計画とすることになっております。

山県市では、計画を策定するに当たりまして、山県市の次世代育成の目指す姿を掲げ、必要な条件を整備し、地域ぐるみで行動計画の推進を目指すことになりました。

1番目の御質問のプロセスや内容につきましては、本計画を策定するに当たり、まず、次世代育成の中心である子育て中の親さんからの意見を聞くためにグループワークを立ち上げました。このグループワークで、子供をこんな人に育てたい、もしくは、こんな子供に育てほしい、こんな育児がしたい、親としてこんな生活を送りたいなど、子育てもしくは子育てをめぐるいろいろな話題が出され、話し合いをいたしました。この話し合いの中から、優しく思いやりのある子供に育つ、親と子がともに育ち合い、健康で豊かな人生を送る、子供を地域の宝として大切にみんなで育てる、この3つが次世代育成の目指す姿ではないかと提言されました。

一方、行政内部では、関係実施担当者へのヒアリングを初め、既存の各種保健福祉統計の分析を行いました。また、平成16年2月から3月に行いました山県市次世代育成支援に関する意向調査により、現状の問題点について把握しました。

次に、子育て中の親グループワークから得られました目指す姿と山県市の現状の問題点を受けて、山県市次世代育成支援対策協議会を設置いたしまして、目指す姿の実現に必要な条件や行動について検討を重ねました。協議会では、目指す姿を実現するためには、家庭での取り組みが大きなウエートを占めている、しかし、家庭だけではなく、子供を取り巻く地域の環境をよりよいものに変えていくことが大切であると認識されまし

た。

そこで、目指す姿の実現に対する具体的な行動計画を、家庭での取り組み、そして地域での取り組みに分けて設定いたしました。地域での取り組みのうち、市行政におけます取り組みについては、関係各課によるプロジェクトチームを組織し、取り組むべき施策について検討を重ね、また、協議会委員が所属します各関係機関等での取り組みについても検討を重ねて行動計画に盛り込みました。2月の協議会では、計画内容について最終議論がなされ、計画が決定されています。

次に、2番目の策定に携わった者についての御説明でございますが、対策協議会には、会長に子ども家庭総合研究事業の研究者であり医師でもある福永一郎氏、副会長に、村瀬伊織文教厚生委員長、また小児科医、教育・保育関係者、PTA、保育園保護者代表、子育て支援コーディネーター、グループワーク員、労働・警察・保健所等など、18名を委員に委嘱または任命しております。子育て中の親グループは、PTA、保育園児の親、ミルキーKidsクラブOB、乳幼児学級の利用者、ピッコロ療育センターの通園児の親さん、仕事を持つ親の各構成員、計10名により組織をしております。市行政におけます取り組みを検討したプロジェクトチームは、総務部、企画、市民、保健福祉、産業経済、基盤整備、消防本部、教育委員会内の関係各課担当者12名によって組織をしております。

3番目の地域の見直しについてでございますが、先ほど計画策定のプロセスで説明しましたように、次世代育成の中心である子育て中の親さんの意見をグループワークにより、また協議会にて子育てにかかわる委員の皆さんから、目指す姿の実現のために必要な家族や地域での取り組みに対する意見をいただいております。

続きまして、4番目の計画の推進方法でございますが、本年度、行動計画の策定、決定を行った協議会を、来年度以降は山県市の次世代育成支援行動の意思決定機関と位置づけまして、協議会を中心に各種行動支援を行っていきます。具体的な支援は、親を中心とした活動チームによります親グループと、サポートする関係機関、専門家、住民団体、個人を中心とした活動のサポートグループ、そして、行政の事業を、母子保健、福祉、教育など、関係機関と協議し展開するプロジェクトチームの3つの活動チームを中心に地域での活動を展開していきます。

支援活動の活動グループ間の調整と計画の進行管理、評価を行うために、計画進行管理評価チームを設置いたします。各活動チームは、年度ごとに活動の方針、目標を決定し、活動を実行していきます。平成18年度からは、各活動チームにおのおのの活動内容や達成度を評価いたしまして、次年度の活動に生かしてまいります。

このように、今後の計画遂行に当たりましては、地域づくりの活動への参加、御協力を切にお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 今、答弁いただいた中で、親グループ、サポートチーム、プロジェクトチームの3つの活動チームを中心に、年度ごとに活動の方針、目標を決めて活動を展開していくということですが、17年度はどのような実施計画があるのでしょうか。また、市内には301人以上の事業主はないようですが、300人以下の事業主への計画推進について、労働環境を整えるためにはどのように推進をされるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の再質問にお答えいたします。

次世代育成支援対策推進法に基づきまして、この事業を展開していくわけですが、次世代育成支援の対象の世代は、乳幼児から思春期の世代を指しております。山県市といたしまして、こういう世代の方々に、前期の計画に基づいて、17年度に、主な事業といたしましては、山県市におきまして子育て支援センターなるものを設置したいと思っております。この子育て支援センターに関しましては、子育てに関しますいろいろな相談や研修、そして子育て情報の提供をしていくと、そういう計画でございます。

そして、301人以上の、そのような会社は、現在のところ山県市内の中では所在がしておりません。

そして、市行政におきまして、今後17年度におきまして、活動といたしましては、地域の中のいろいろな会社関係におきまして、次世代育成推進法という法律のPR、周知を17年度は図っていくと。ちなみに、行政に関しますと、産業経済部などは商工会とともに広報にていろいろな啓発活動を行っていくという考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 今、答弁いただいた中で、子育て支援センターの設置ということでお話がありましたが、昨年の9月議会で質問させていただいて検討していくという答弁をいただいたもので、このような支援センターが各地域に設置されることを期待しております。また、事業主の方に対しても周知していただくように推進をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2点目には、ISO14001の認証取得についてですが、先月の2月16日に京都議定書が発効され、地球温暖化防止に向けて国際的な取り決めがなされました。環境省では、こうした社会経済の大転換を進めるため、17年度において、脱温暖化社会の構築と循環型社会の構築の2つを基軸として施策を推進していく方針です。このような環境問題をより身近に感じ、努力をしていかなければいけないと思うわけです。

さきの京都議定書発効を記念して来日された、ケニアの環境副大臣でアフリカ女性として初のノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんは、日本には、資源を効率的に利用していく、もったいないというすばらしい価値観、文化があります、私も、アフリカで、このもったいないをぜひ広めていきたいと考えています、この価値観は、私たちの限りある資源をいかに効率よく、平等に、責任を持って活用し、管理していくかということだと思いますと話されています。

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会を転換し、リデュース、ごみ減量、リユース、再使用、リサイクル、再利用のごみゼロ社会を構築するために、循環型社会の構築が大切です。この循環型社会の構築を目指してつくられた環境マネジメントシステム、ISO14001の認証を取得すべきと思います。

本市の行政改革実施計画の中にも上げられていますが、認証取得に向けてどのような取り組みをされているのでしょうか。総務部長にお尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。
- 総務部長（垣ケ原正仁君） 尾関議員のISO14001認証取得についての御質問にお答えをいたします。

ことし2月16日に、京都議定書が発効になりました。人類共通の問題であるところの地球温暖化問題に対して、新たな挑戦がスタートしました。具体的には、我が国の二酸化炭素の排出量を6%削減する義務が課せられたわけでございます。既に1996年度には1990年に比べて約9%以上も二酸化炭素の排出量が増加しているなどの現状にあります。このことをかんがみれば、この目標達成には厳しい対策を実施することが避けて通れないと言われております。平成17年度の環境省重点施策として、尾関議員の御質問にもありましたように、循環型社会の構築が掲げられております。

山県市が実施できる具体的な取り組みとして、山県市役所のISO14001認証取得があります。岐阜県内でISO14001認証取得をしている地方公共団体は、平成16年度現在、15自治体であります。当市といたしましても、行政改革実施計画に、平成18年度に認証取得を掲げておりますので、本年度はそれに向けた職員の意識の統一と推進体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願いしまして、答弁

とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 18年度に取得ということですが、環境万博と言われる愛・地球博も間もなく開幕します。より意識が高まるこのときに、早く取り組まれることを要望して質問を終わります。

○議長（藤垣邦成君） 以上で、尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時15分より再開いたします。

午前10時55分休憩

午前11時15分再開

○議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 後藤利元君。

○10番（後藤利元君） ただいま議長の御指名をいただきましたので、通告順位に従い質問をさせていただきます。

将来的な魅力ある農業の再生など、今後どのように農業行政を進めていっていただけるかの質問でございます。

農家が稲作など農作物の作付を嫌う傾向は、日増しに増えてきておるのが現状かと思われます。このような耕作地で、生産者の高齢化により、離農や、農地を引き継ぐ人たちがだんだん不足していくことが大きな要因と考えられます。農水省などは、耕作放棄が増えている農山村地域の農地保全のため、秩序ある開発と、市町村が条例を制定し、地域に応じた土地利用なども可能となる法整備や、農地法や農業振興地域の整備法の規制を緩和し、適応を除外し、国が一律に制定してきた農地法などに基づく土地政策の転換も、今後大きな課題になるかと思います。現在は農振法の規制で守られ、農地を農地として守るためには、農業で生きるための農業経営と農業の育成を目指すために農業政策を打ち出すことが、今後、求められているのであります。

しかし、現在、農業生産法人や担い手に頼る人が多くなってきているのは事実であります。農地の権利移動があっても、すべて受け入れる体制になっていないのが今の現状であろうかと思います。特に水田農業に至っては、水田農業構造改革交付金もここ数年来減少をたどり、米価も下落の一途をたどり、農家の収入は激減しております。農業生産法人や担い手にとっても、今以上、農家に負担をかけられず、今後も経営が困難になることが懸念されております。農家にとっては、農業が見直され、また、魅力のある農

業に再生することが農家の皆さんの一致した考えでなかろうかと思います。今は農地保全のため、耕作放棄防止の効果を予測し、農業生産が不利な急傾斜地である中山間地域の農地に国が助成する直接支払交付金制度が、近隣の農家が連携し、田園を守る集落営農の推進を目的に制度の継続をもって予算化されておるわけでございます。

また、耕作放棄の懸念が強い水田対象に暗渠排水事業も予定を上回る申込者があったと聞いております。これが事業化されますと、引き続き土地改良後、改修がおくれております農業用水路や排水路の改良工事を、国庫補助整備事業として順次行くと聞いております。農家の皆さんにとっては最大の要望事項であります。一日も早く取り組むことが必要かと考えますがいかがでしょうか。

そこで、次のことを産業経済部長と基盤整備部長に質問いたします。御回答願います。

1 番、農家の農業離れが予想され、農地の荒廃を防ぐ観点から、役割的中心である農業生産法人や担い手に、今以上、どのような支援ができるのでしょうか。これについては、産業経済部長にお尋ねをいたします。2 番目に、農地保全に欠かせない農業用水路、排水路の改良工事の必要性についての考え方と、今後の工事は国庫補助整備事業で行うと聞いておりますが、工事の着工など具体的に、計画について、基盤整備部長にお尋ねをいたします。

以上、2 つについて、前向きな御回答を賜りますようお願いをいたします。

○議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 後藤議員の御質問にお答えします。

1 点目の農地の破壊を防ぐ観点から、役割的中心である農業生産法人や担い手に対してどのような支援ができるかとの質問でございますが、現下の農業情勢につきましては、耕作者の後継者不足、遊休農地の増大、輸入による農作物の価格破壊等、近年深刻化を増す諸問題が山積しておりますことは議員の御指摘のとおりでございます。

国民の食糧確保という点から、衰退が懸念されます農業の振興をいかに図っていくかは、市といたしましても今後取り組んでいかなければならない重要課題であり、その対策として、担い手の育成、農業生産法人の育成は、最も重要視されるところであります。

市といたしましては、農業労働力の不足を補完するため、農作業受託体制を強化すべく、農業の中心的役割を担う重要な担い手農家や、各地域機械化営農組合が高効率農作業機械を少しでも購入しやすくするために、購入費の1割程度を限度とする助成や、資金借り入れに伴う利子補給を行っております。

また、機械化営農組合の法人化でございますが、現在法人化されておりますのは桜尾機械化営農組合の1つですが、新たに改定される食料農業・農村基本計画の中にも作業

効率の高い生産組織の育成が盛り込まれております。

ＪＡ岐阜北との連携のもとに、農協を中心とした作業受託から経営受託が可能な機械化組合の実現に向け、鋭意努力してまいります。

いずれにいたしましても、都市化が進む中で、農用地の減少や経営の小規模化、離農の増加など、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、農業は、食糧自給的側面のみならず、環境的側面からも積極的に保護すべきであると認識しております。農業受委託体制の強化や、農地流動化の推進に向け、人、組織の育成に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 後藤議員の御質問にお答えします。

国は、平成16年度から、新たな米政策として、生産調整のみならず、地域水田農業ビジョンを明らかにし、自主的な創意と工夫、実践力でそのビジョンを実現する努力を支援する政策を市町村に示しました。中でも、耕地の汎用化を初めとした農用地の高度利用や、水田の畑地化等、地域の主体性を生かした条件整備を機動的かつ緊急的に行う地域水田農業支援緊急整備事業を推進しています。市といたしましては、桜尾、大桑地区を本事業の対象予定地区として整備に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、湿田に暗渠排水整備を実施し、田畑輪換が可能な農地を造成します。この目的達成に必要な用水路、排水路等の施設整備も対象となっております。平成17年度は、調査設計委託料546万円を当初予算に上程し、農家と事業内容等打ち合わせ、事業計画を策定し、国へ事業採択の申請を行います。この事業が採択されましたら、平成18年度より、県営事業として整備する予定になっております。財政的にも厳しい折、できる限り有利な高率の補助事業を導入いたしまして、農地の基盤整備を進めたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 後藤利丸君。

○10番（後藤利丸君） ただいま産業経済部長からは、今後、農業の中心的役割を担う担い手育成や農業生産法人の育成など、そのほかに、農業を取り巻く諸問題にはまことに厳しいものがありますが、今後、積極的に進めていただけることを期待いたしております。

また、基盤整備部長からは、農用地の高度利用など、条件整備の推進など、最も期待するものでありますが、そこで、再度、基盤整備部長に質問をいたします。

地域水田農業支援緊急整備事業で行います用水路や排水路の整備は、数年前から農家の強い要望が出されてきた経緯もあり、今では、県単事業では広範囲な整備ができないから、今後は国庫補助整備事業に切り替え、事業の拡大を図りたいと、先送りされてきた経緯もあります。そこで、暗渠排水整備事業や、用水路、排水路の施設整備など、具体的にいつごろから初めて、どのような事業で行われ、どの程度の整備ができるのかを基盤整備部長にお尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 後藤議員の再質問にお答えします。

事業内容としましては、現在のところ、地元関係者との話し合いの中で、暗渠排水整備で約25ヘクタールと、用水路、排水路で約11キロメートルの要望をいただいております。平成17年度の採択申請までに、さらに協議を重ねてまいりたいと思っております。工期につきましては、平成18年度から平成22年度の5年間で、各年度の工事内容及び箇所等につきましては、国、県の採択に係る審査の中で明確になっていくと考えておる次第でございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 以上で、後藤利利君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位5番 渡辺政勝君。

- 14番（渡辺政勝君） 1問でございますけれども、基盤整備部長に都市計画道路からすき・森線の事業見通しについてお伺いいたします。

都市計画道路南・八京線の工事は、今秋の供用開始に向けて急ピッチで進められています。完成すれば地域住民の利便が向上し、現幹線道路の、すなわち県道関・本巢線の交通渋滞が解消されるなど、期待が大きいものがあります。都市計画道路佐賀・本町線の整備完了や本路線の完成により地域幹線道路網としての機能が大きく飛躍し、地域住民の利便の向上や地域の産業経済への恩恵もはかり知れないものがあると思います。

こうしたことから、都市計画道路として位置づけされていますからすき・森線を早急に整備すべき観点から、次のことをお伺いいたします。

まず、1つ目に、本路線の事業採択、推進への見通しについて。2番目に、本路線は都市計画全体の中でどのような位置づけをなされているのか。この2点につきまして個人質問をいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 渡辺議員の御質問にお答えします。

都市計画道路からすき・森線、佐賀・本町線、南・八京線は、ともに昭和60年に都市

計画決定され、計画決定からおおむね20年が経過した路線でございます。現在まで、山
口市の大動脈である国道256号バイパスと、この幹線道路に接する佐賀・本町線、南・
八京線から順次整備を進めてきたところでございます。この間、山口市の市街地として
高富地区の住宅環境及び交通環境は著しく変化し、今後も、東海環状自動車道、国道256
号バイパスの進捗により、大きく変化するものと思われます。

そこで、1つ目の御質問の、からすき・森線の事業採択、推進の見通しでございます
が、現在、南・八京線の整備が完了していない状況となっておりますので、事業の採択
等はなされておられません。また、今後の推進への見通しにつきましても、今のところ具
体的な整備計画はできておりませんが、しかし、当路線を有する地区は、緊急に交通事
故を削減する対策が必要な地区としまして、警察庁と国土交通省が指定しました、あん
しん歩行エリア整備地区となっております。現在、学識経験者、警察、自治会、老人ク
ラブ、小中学校児童生徒、その関係者、PTAですが、行政等で構成される高富地区に
おけるあんしん歩行エリア協議会の中で交通安全対策等について協議中であることや、
南・八京線の開通後の交通体系等をかんがみて、交通安全対策や改良計画を慎重に検討
してまいりたいと考えております。

2番目の御質問であります、都市計画の中での位置づけといたしましては、どの路
線も、市街地の活性化、安全安心な交通体系を築く上で重要な路線と考えております。
からすき・森線は、国道256号バイパスと、これに接続する南・八京線を補完する役目
を担った路線と考えております。今後、情勢の変化を的確に判断しながら慎重に検討を
進めてまいりたいと考えていますので、御理解と御協力をお願いします。

以上で、答弁を終わります。

- 議長（藤垣邦成君） 渡辺政勝君。
- 14番（渡辺政勝君） 再質問ということで。

行政といたしましては、南・八京線の整備完了後の次のステップといたしまして、都
市計画道路からすき・森線の整備計画を早急に示すべきであると思っております。

なぜかと申しますと、やはりこの路線につきましては都市計画図にしっかりと明示さ
れた幅員12メートルの道路でございます。そうしたことから、行政にはそうした整備計
画を示す責務があると私は思っておりますので。そうしたことと、また、南・八京線が
供用開始となれば、これは横軸の道路と思いますし、これに対応する縦軸の道路として
はからすき・森線が存在でございます。供用開始となり、利用されれば、大変からすき
・森線におきましても交通量の増大も見込まれますし、現在の道路幅員では危険な道路
にもなり得る状況となります。

こうしたことから、これへの対応についてお伺いしたい。一部、あんしん歩行エリア等と聞きましたけれども、やはり早急に、私は、整備計画を立ち上げていただき、整備すべき道路と思っておりますので、再質問ということでよろしくお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） ただいま、先ほどの答弁の中で申しましたように、現在、あんしん歩行エリアの協議中ということをお願いいたします。この中では、自転車あるいは歩道等の、いわゆるハード部分での改良も出てくるわけでございます。現在協議中ということで、事業年度につきましては18年度以降になろうかと思えます。

そんなことも含めまして、国道256号が現在北進中でございます。平成17年には、関・本巢線の交差点から、三田又川手前まで伸びる予定になっております。そういう特殊な事情もございまして、南・八京線の開通もあわせまして、非常に重要ということは十分理解をしておるわけでございますけれども、その辺のところを御理解いただきたいというふうに思います。

特にこの路線につきましては、都市計画決定がされておまして、重要性は山県市となった現在でも十分認識しておるわけでございます。議員の言われるような早急にといいところでございますけれども、基盤整備部としましても鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○14番（渡辺政勝君） 地域の方々の希望も大変多うございますし、思いも強いものがありますので、早急に計画を示していただきますよう要望いたしまして質問を終わります。

○議長（藤垣邦成君） 以上で、渡辺政勝君の質問を終了します。

暫時休憩いたします。

議場の時計で13時より会議を再開いたします。

午前11時40分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは質問いたします。

まず、最初に、ゴルフ場を残土で埋め立てるという問題についてです。

1992年、平成4年ですが、この3月5日付で、岐阜県土木部長は文書で岐阜国際カントリーのゴルフ場に指導をいたしました。その内容は、現在の14番ホールの排水の垂れ

流し、それから、傾いてひび割れた擁壁の抜本的な改善などです。これら、ゴルフ場の防災に関する改善の指導を行いました。これに対してゴルフ場は、長年の間、対応を怠った後、数年前になってやっと建設残土の土砂を入れてコースを改変しようという計画に着手しました。

これには、経費をかけない方法としての選択、そういうふうにする人もいます。あるいは、資金集めと言う人もいます。

昨年夏、8月に、この議会の特別委員会が視察をいたしました。現場責任者は、第1次工事分の分として、既に約20万立方メートルの残土を入れた、最終的に第3次工事まで進め、合計80万立米を入れる予定というふうに説明をしていました。周辺の住民には、何かまずいものが投棄されていないのかという不安が尽きませんでした。

この事業について、さきの2月18日、県が森林法における無許可隣地開発として業者に復旧計画の指導をしました。残土の搬入も中止されました。

これらは、市の3つの部に関連しますので、助役に質問いたします。

まず、1つ目ですが、埋立計画の経緯と概要はどのようなこと。2つ目、県の今回の指導の概要と今後の進行はどのようなこと、それから、予想される、あるいは今後要求されるべき復旧措置はどのようなこと。4つ目、その措置の、既に埋め立てた残土の中に入れられたもの、これに関して環境面での不安にどうこたえるのかということです。5つ目、ゴルフ場など大規模開発の工事に関しては、防災の観点から、工事面積に対応した一定規模の仮設の調整池、沈砂地等が要求されるものです。本件ではどういうふうだったのでしょうか。6つ目、第2次工事、第3次工事の予定や時期、現在の申請の扱い状況はどのようなのでしょうか。7つ目、保安林に関する手続とその見込みはどのようなのでしょうか。8つ目、予定地内に、市道、市の認定した道路がありますが、市道関連の手続と状況はどのようなのでしょうか。そして、市長は、廃道に、道路の廃止に同意するのでしょうか。9番目、第1次工事、第2次、第3次という工事に関して、今後市はどう対応するのでしょうか。そして、最後に、この埋め立てについて、ちょうど1年前の2月と3月、私は市の方にこの事業のことを確認いたしましたが、市の方は、ゴルフ場の開発行為ではない、詳しいことは何もわからない、資料はない、県が認めてやっていることだと、2度とも突っぱねられました。これについて市はどのように釈明するのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。
- 助役（嶋井 勉君） それでは、寺町議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目でございますけれども、現在まで行われてきました残土の搬入による埋立工事につきましては、岐阜国際開発株式会社が実施したものでありまして、平成14年12月12日付で、県により、ゴルフ場コースの改変協議ということで承認されたものでございます。協議の概要といたしましては、改変面積が0.79ヘクタール、改変期間は、平成14年12月20日から平成17年12月30日までとなっております。

次に、2点目でございますが、本年2月18日に、県は、事業者に対しまして、改変面積が1ヘクタール以上に及んだため、無許可隣地開発行為に関する復旧計画を3日前の3月15日までに提出するように指導されておりまして、事業者からは同日付で計画書が提出されたと聞いております。今後につきましては、現在、提出された復旧計画の審査中であると聞いておりますので、現段階ではお答えするまでに至っておりません。

次に、3点目でございますが、2点目でお答えしましたとおり、現在は復旧計画の審査中であることから、このことに関しましてもお答えすることができませんので、御理解をちょうだいしたいと思います。

4点目でございますが、県とも連携し、再三再四立入調査を実施しておりまして、埋め立てられた残土は適正であると県より聞いております。なお、ぬかるんだ搬入路に敷いてありますかわらやアスファルトがらは早急に撤去し、マニフェストを県へ提出していただくことになっております。

また、環境面での対策として、市といたしましては、住民の皆様の不安を解消するため、自主的に土壌検査、水質検査を随時行いまして、安全確認をまいりました。現在のところ異常はございません。この検査結果は地元の斧田自治会長さんにも送付しておりまして、今後も必要に応じて検査を行っていきたいと考えております。

次に、5点目でございます。本案件につきましては、面積が1ヘクタール未満であったため、当初の計画では調整池を設置する必要はありませんでしたが、改変協議を県が承認するに当たりまして、県と旧高富町によって、災害、水害等の発生するおそれがある場合は必要な防災措置を講じるように意見を付しております。

なお、実際には、少量ではございますが、断続的に土砂が流出していることもありましたので、結果的に付近の道路側溝が埋まってしまったこともございました。このようなケースに対しましては、適宜指導を行い、側溝清掃等、必要な措置を講じさせておるところでございます。

次に、6点目でございますが、事業者が言うところの第2次、第3次計画につきましては、現在まで行われてきました埋め立てと関連して計画があるというお話は聞いておりましたが、実際に開発協議等の申請はなされておられません。

次に、7点目、8点目でございますが、6点目でお答えしましたとおり、現在のところ新たな工事が実施されるお話は聞いておりません。したがって、保安林及び市道の取り扱いに関しましては、工事計画とあわせて検討するものでございますので、もし開発協議等の申請があった場合、県の指導を得ながら検討したいと考えております。

次に、9点目でございますが、本件ゴルフ場コース改変協議につきましては、現在、県、市、関係機関によって、随時必要に応じて指導を実施しているところでございます。市といたしましては、今後につきましても、県の関係機関と連携をとり、指導を行う必要があると認められる事項に対しましては効率的な指導を行っていく所存でございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

最後に、10点目ですが、本件につきましては、県が改変協議を承認された当時より、関係機関と連携をとり、必要に応じて随時指導を行っておりますが、承認内容あるいは現状の指導内容等についてお答えすることは県が予定している指導にも影響を及ぼすことが予想されるため、事業者に対しまして効果的な指導を行うといった観点から、詳細に関しましては申し上げられない事項もあると聞いております。市民の皆様からいただく御質問に対しましてはできる限りお答えさせていただくことが本意でございますが、平成16年2月、3月当時、寺町議員よりいただいた御質問に対しましても以上のようなことからお答えすることができなかったという諸事情もお察しいたきまして、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 今の答弁ですけど、山県市としての主体性が全くない、まるで県のことだというようなことで、非常に納得しがたいわけです。

そこで、改めて質問いたしますけれども、まず、開発ということで、残土の業者の皆さんは、1ヘクタール以下の開発というのは知事の許可が要らないということをよく知っています。そこで、無届けで1ヘクタール以下の伐採をして、残土をどんどん山に入れていく。その後、県に見つかって指導を受けて、木をぽつぽつと植えていく。こういったことを毎年繰り返す例というのがあります。

県は、違法ということで告発もしていないので、業者たちは平気でそういうことを続けているわけです。実際、岐阜市でもそうですけど、これ、去年の5月8日の中日新聞、新聞社がヘリコプターで空から写したものを大きな記事に扱っているんですけど、実際に、毎年そうやって、6年で5ヘクタールも残土を埋めてしまったという例もある。これは山県市の問題ではないんですけど、岐阜県と岐阜市の問題ですが、私は、こういっ

たことは、絶対この市では許してはいけないと思っています。

今回のゴルフ場の件でも、2002年、平成14年11月15日の第2次の計画書などもあるようで見せていただきました。そこには一応図面もあって、1次、2次、3次、1つずつは1ヘクタール以下となっていますが、最終的には非常に広い面積になる、そういったものが容認されていく方向に事前調整が今されているというふうに理解しています。そういった意味で、1つずつが1ヘクタール以下だからいいんだというのは、明らかにおかしいと私は考えます。

そこで質問ですけれども、こういった行為は、著しい脱法行為として許されない。だから行政は放置してはいけないというふうに考えます。山県市は一体どう考えるんでしょうか。放置するなということで、県に強く要求すべきではないでしょうか。

それから、今度は、山県市の直接の権限についてお尋ねしますけれども、森林法の10条の8というのができています。これは、その市町村の中で民有林を伐採する場合は、市町村長に面積や伐採方法などを届け出ることが義務づけられています。そして、10条の9では、届け出に関して、市町村長が、面積や伐採方法などについて守られていないときは命令することができるというふうに明確に規定されています。つまり、今回の件でも、山県市長は、届け出を受けて、0.79ヘクタールだったということ、そこが守られるかどうかは、いつも監視する責務を負っていたということです。さらに、0.79を超えたという段階からは、無届けとして、必要なら指導、命令をする権限と責務を有していた。これは法律上の権限なんです。

そこでお聞きしますけど、10条の8に基づく届け出の日にち、年月日はいつかということ。それを受けて市は何をしたかということ。それから、先ほどの答弁では、県の指導のことだから答えられないというような事情の説明ばかりでした。しかし、今述べたように、10条の8、10条の9に基づいて、県の指導の有無に関係なく、山県市長はもっと早くから独自に調査、指導すべきだった。これが明らかです。私は、市のこの責務を怠ったのではないかというふうに考えます。これについてはどうでしょうか。また、今回の違法状態に至った責任というのを一体どのように釈明するのでしょうか。お答え願います。

○議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。

○助役（嶋井 勉君） 再質問にお答えします。

まず、1点目でございますが、この行為を見て放置していたということで、山県市はどう考えるかということでございますが、今後、法令あるいは県の規則、あるいは山県市の土地開発事業の指導要綱がございますが、それらに基づき適切な指導を行っていく

必要があると思っております。

2番目の、放置するなということで、県に強く要望しなさいということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、3日前の3月15日までに隣地開発における復旧計画書が提出されたと聞いておりますので、そこで指導されていくものと考えております。

3つ目でございますが、伐採届けは平成14年11月15日付で提出されております。それを受けまして、山県市といたしましては、市単独で週2回のパトロールを行っております。また、県の関係機関あるいは市の担当者との合同で月2回のパトロールを行ってまいりました。

5点目でございますけれども、議員御指摘のとおり、森林法の一部改正がございました。この森林法の第10条の9でございますが、市町村長の伐採届けに関する責務等について位置づけられております。具体的に申し上げますれば、県知事から市町村長に移譲されたということでございまして、このことにつきましては、私どもも認識がちょっと甘かったかなというように感じておりまして、事業者に対しまして的確な指導を行っていなかったことに対しまして申しわけなく思っております。この場をおかりしましておわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、改めて助役にお尋ねいたしますけれども、まず、この残土について、こういった処分というのは、県が処分費用のデータも公表していますけれども、残土の最終処分というのは1立米およそ千数百円、これが岐阜地域です。仮に1,000円としても、20万立米で2億なんです、昨年8月で。ことしの2月までだったら多分30万は行っている。3億は処分費としてもらっているわけです。これが80万立米行ったら幾らになるか。そういった事業があったわけなんです。そこで、事業者の意図というのも非常に重要かと思います。

そういったことを背景にお尋ねするわけですが、1つ、今回の事態の根本原因はどこにあるのかということ、そして、市は、今後市内全体の森林保全に関してどういう姿勢で臨むのかということ。それから、もう一点ですが、今、お答えにもありました、地方分権という考えで森林法にも県知事から市町村長への権限と責任が移されたんです。これは、受ける市町村側の能力の問題ということに尽きるわけですが、分権という時代で、県と市町村は対等に行うべきだということが明確なんです。当初の答弁では、県の指導、県を待つというようなニュアンスが強い。そうではなくて、私は、県と対等に、市としても要求することは要求する、交渉はすべきだというふうに考えるわ

けです。それが分権の基本精神だと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。
- 助役（嶋井 勉君） 御質問にお答えしたいと思います。

県と対等にやれということでございまして、もちろん市町村長に係る責務については対等で臨みたいというふうに考えております。

また、今後の森林保全についてどう考えるかということでございますけれども、山県市の森林整備計画というのがございますけれども、その基本方針にのっとりまして、健全な森林資源の維持、造成を図ってまいりたいというふうに考えております。

とにもかくにも、県や市の指導が的確に守っていただけなかったということも原因でございまして。今後、それらもよく事前に調査しながら適切な指導を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、質問を変えてください。
- 13番（寺町知正君） では、次に、男女共同参画社会づくりということで、市の認識をお尋ねいたします。

2004年、昨年6月に国に出された国の検討会の報告書には次のように書かれています。男女共同参画社会は、多様性を価値とする21世紀社会の中心に位置すべき重要な概念であり、男女ともに、すべての人にとって、個々人の資質能力が十分に開発、発揮され得る社会の構築にほかならず、個々人の選択に応じて納得のいく生き方を可能にすることを目的としているというふうなうたわれているわけです。

こういった背景で1999年6月に男女共同参画社会基本法が制定されました。法では、国や地方公共団体、国民の責務が規定されています。そこで、多くの地方公共団体が条例を制定したりということをし、県内の市町村でも条例やプランづくりが進んでいます。

このプランというのは、男女共同参画社会実現のための、行政は何をしなければいけないのかという責務を遂行する目標や具体的施策を形にしたもので、行政の指針となるものです。プランの策定に当たっては、新しい市にふさわしいプランづくりが大切でありますから、住民参加を促していくとともに、行政が確固とした意志を持ってプランづくりに臨むことが重要です。

山県市は、新年度より2年計画で、市民らの懇話会による検討、それから職員のチームによる検討を経てプランづくりを目指すというふうなされています。このプランづくりのスタートに当たって、今回は市がどのように現状や法の趣旨を認識しているか、どのような意識で男女共同参画社会づくりに取り組もうとしているのか、それらの前提と

して、足元の市の職員の職場における現状についてどう評価しているか質問いたします。

まず、法律についてですが、法の 8、9、10条で、「基本理念にのっとり」とされていますが、その基本理念の要点は何でしょうか。「国の施策に準じ」と言う施策とは具体的にどのようなことかということ。「基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な処置を講じ」と16条でされていますが、市はどのようなことをしてきたのか、今後、どのようにしていくのでしょうか。

2として、市の職員の状況についてですけれども、市の職員の一般行政職の男女比率、管理職に限って見た男女比率、それらの県内市での順位、それから、市の審議会及び委員会のそれぞれの女性の起用比率、それらの県内市での順位。次に、採用、配置、昇進、昇給等に、性別を原因とした格差をなくすことが言われていますが、山県市においてそのようなことはないのでしょうか。

それから、プランづくりについて伺いますが、県内の自治体のプランの策定状況はどのようなのでしょうか。それら自治体に関して、策定に当たって市民参加の委員会が多いと見られますが、その際にどんな人物が委員になっていると見受けられますか。どのような男女比率と見受けられますか。次に、市が設置する懇話会で協議される、あるいは市が協議してほしいと想定している点は何でしょうか。市民参加の懇話会の想定の委員数、想定される委員構成の男女の比率の見込み、公募の見込み、そういったものはいかがでしょうか。それから、懇話会の設置の時期をいつごろとして準備していくのか。同じく、職員のチームの設置の時期はいつごろでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（藤垣邦成君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

1番目の法律に関しての最初、基本理念であります。男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立及び国際的協調が基本理念であります。

次に、第9条の施策であります。第13条にて、政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画、いわゆる男女共同参画基本計画を定めなければならないとしており、施策については、この男女共同参画基本計画の中で施策の基本的方向と具体的施策としてうたっています。政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、農山漁村における男女共同参画の確立、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援、高齢者等が安心して暮らせる条件の整備、女性に対するあらゆる

暴力の根絶、生涯を通じた女性への健康支援、メディアにおける女性の人権の尊重、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実、地球社会の平等・開発・平和への貢献、以上の11の大項目が示されています。

次に、基本理念に関する国民の理解を深めるように、市としてはどのようなことをしてきたかということではありますが、山県市となりまして、総合計画の審議会を初め、各種の審議会などの委員につきましては、できる限り女性を登用するように努めてきたところであり、また、今年度は、平成17年度からの男女共同参画プラン策定を視野に入れ、いきいき女性のコミュニティーネットの皆さんと公募等による市民の皆さんで、「山県市ガヤガヤ会議・男女が共に輝く元気な山県市をつくるために」を開催したところです。

今後につきましては、できるところからということで、広報誌などによる啓発の充実、また、平成17年度より計画策定に取りかかりたく、本定例会にも懇話会のための予算を計上させていただいたところでもあります。本予算議決の際には、懇話会を設置の上、懇話会にも諮りながら適切な処置を講じるよう努めてまいります。

2番目の市の職員の状況についてであります、1つ目と3つ目の御質問につきましては総務部長より答弁いたしますので、私の方からは2つ目の市の審議会などの女性の起用比率等について、平成16年4月1日現在で、内閣府男女共同参画局が取りまとめた資料により御説明をさせていただきます。

地方自治法第202条の3に基づく審議会等における登用状況では18.5%で、80自治体中18位となっています。また、地方自治法第180条の5に基づく委員会等における登用状況は2.3%で、80自治体中71位となっています。

次に、3番目のプランづくりについてであります、最初の県内の自治体のプランの策定状況についてであります。これにつきましても、先ほどの内閣府の資料により御説明します。80自治体中22自治体でプランが策定されており、市制をしく自治体では20自治体中14自治体が策定いたしております。しかし、新設合併をしました市においては未策定となっています。また、町村では西濃圏域の8町のみが策定をしているという状況です。

次に、策定に当たっての市民参加の委員会に関してであります、まず、委員会を構成する人物ですが、一概には言えませんが、自治会の代表、商工会の女性部長、教育委員、社会教育委員、民生児童委員、人権擁護委員、大学の教授、そして公募の市民の方などが見受けられるかと思えます。

また、男女比率ですが、これも一概には言えませんが、5割ほどが女性といった構成が多いようです。

次に、市が設置予定の懇話会で協議されることですが、当然、プラン策定のための協議ということになります。現状認識と課題や問題点、そしてその改善方策、また、啓発促進のための手だてなどがあるかと思います。

次に、懇話会の想定委員数ですが、16名、うち5名ほどを公募の予定でいます。また、公募における男女比の配慮ですが、多少の配慮はしたいと考えていますが、応募次第ということになるかと思います。比率についても応募次第ですが、5名とすれば、男性2名、女性3名をめどとしています。

次に、懇話会の設置時期ですが、公募等の関係や他の調整もあり、7月をめどに進めていきたいと考えております。職員のチームにつきましては、6月に発足したいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 寺町議員の質問2の1と3についてお答えいたします。

当市の職員のうち一般行政職員の総数は243名、うち男性職員は165名、女性職員は78名、女性職員の占める比率は32.1%となっておりまして、県内の市のうちの順位は第1位でございます。

また、一般行政職の管理職に限って見ますと、総数は54名、うち男性職員は43名、女性職員は11名、女性職員の占める比率は20.4%となっておりまして、県内の市のうちの順位は第2位でございます。

次に、採用等における性別を原因とした格差につきましては、そのようなことはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 時間がないので簡単に言いますけども、総務部長は格差はないということでしたが、私の認識は違います。それについては改めて別の機会に進めたいと思いますが、職員の女性の比率が多いというのはカウントの仕方が違うということで、山県の場合は保育所長さんも管理職に置いているということで、人数の割合が増えると、そんな指摘もあります。それはまた次回にでもしましょう。

3問目ですけど、建設廃材、チップの大量堆積ということで、私は、12月議会で、この場でお尋ねしました。その後、1月にその会社が自己破産したということで、非常にその後のことが気になっております。市民の方の心配しておられます。

そこで、担当部長にお尋ねいたしますけれども、12月議会で答弁されなかった業者、

県、市の対応や動きというのはどのようなのでしょうか。議会答弁後の県の見解や対応、市の対応、業者の対応はどうでしょうか。現在の状況をどのように市は認識しているのでしょうか。4つ目として、今回、事業者が自己破産した理由とその計画性について、市はどのように考えていますか。5つ目、市は、今でも本当に廃材である木くずのチップから6カ月で堆肥ができると考えているのでしょうか。6つ目ですが、伐採木の堆肥はともかく、廃材である木くずのチップの堆肥に関しては、その投下労力、資金に値する需要があると考えerのでしょうか。7つ目ですが、今後、業者及びチップはどのようなと予想しますか。

○議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 寺町議員の御質問にお答えします。

1番目の御質問、業者、県、市の動きですが、農地法に抵触していることから、岐阜県農林商工事務所と連携をとり、業者に対して6カ月をめどに農地への復元を行い、農地転用申請をするよう、市から業者に対し強く指導を行いました。業者も、市の指導に対し違法性を認め、積極的に農地復元に向け努力していく姿勢を示しておりました。

2番目の御質問、県、市、業者の対応ですが、県は、市に対して、業者に早期段階で農地復元計画を提出させ、計画の妥当性を検討した後、一刻も早い農地の復元を指導するようにとのことでありました。また、農地復元に際して、伊自良地域に堆積する土壌改良材を他の場所に移動させ、農地の一時転用申請は、農地転用違反を拡大するおそれがあるため許可しないとのことでしたので、市はこれを受けて3回にわたり業者に指導を行いました。

市の指導に対し、業者から、農地復元計画は1年を要する計画であったり、3つのエリアに堆積する土壌改良材をエリア内で移動し、農地復元をした後、農地転用申請を行っていくという軽微なものでしたので、3回目の1月19日に、社長、専務、部長の3名を呼び、文書で、昨年1月以降の土壌改良材の総量と販売計画による残量を示す農地復元計画書と、造成計画による必要面積を明確に示すことのできる資料を提出するよう指導したところです。業者も早急に提出するとのことでしたが、1月24日に裁判所に自己破産申請書が提出されました。

3番目の御質問、現在の状況認識ですが、業者が自己破産した以上、堆積する土壌改良材の所有者がいらないため、撤去させる法的根拠がないので、裁判所において破産管財人が選任されるのを待つしかないと認識しております。

4番目の御質問、業者の破産した場合と計画性につきましては、自己破産申請書に明記されており、関係者以外の閲覧は禁じられているため答弁はできません。

5 番目の御質問、市は廃材である木くずが6カ月で堆肥化しているかということですが、伐採木である生木は発酵が早いことから6カ月での堆肥化は可能であると考えていますが、乾物である建設廃材につきましては、発酵がしにくいことから、6カ月での堆肥化は無理であると考えております。

6 番目の御質問、廃材である木くずチップの堆積に関して、投下労力、資金に価する需要に対する考えですが、造成に敷かれております建築廃材につきましては、土壌改良材の原料となる伐採木のチップを搬入する際にトラックの車輪が土壌にめり込んでしまうため、この対策として使用されたものであり、土壌改良材としての需要は低いと考えております。

7 番目の御質問、今後、業者及びチップの予想ですが、現在のところ予想はつきませんが、破産管財人の意向によってさまざまなケースが考えられますので、県とより連絡を密にして対応策を講じてまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 以上をもちまして、寺町知正君の一般質問を終わります。

通告順位7番 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝です。

本日は、少人数学級推進ということで、県がことし初めて取り組むことになりましたことにかかわっての質問と、また、介護保険の保険料、利用料の問題について、2つの分野から質問をいたします。

まず、1つ目の質問ですが、岐阜県が、35人学級を、小学校1年生を対象に、新年度、取り組むということで、この山県市におきましても、高富小学校においては教室が足りないということで、今の議会に教室を増やすための補正予算も提出をされていたところでございますけれども、岐阜県は少人数学級に取り組まない全国で残された3つの都県の1つということで批判をされておりましたけれども、子供たちの教育環境をよくするための重要な課題であった少人数学級に岐阜県が取り組むことになったこと、これは、父母や教師の強い願いが部分的ではありますがありますけれどもかなったものでありまして、私は本当によかったことだと思います。また、今後の少人数学級の拡充を強く願うものであります。

以下の点について質問をしたいと思います。

1つ目は、山県市で、新年度、小学校1年生のクラス編制は、これによってどのように変わるのか説明をされたいと思います。また、新年度、小中学校全体で、36人以上のクラスの詳しい状況について説明をされたいと思います。

2点目は、岐阜県のこの新しい方針について、山県市の教育長はどのような見解をお持ちか、伺いたいと思います。

3点目は、さらなるこの35人という上限の引き下げ、そして対象学年の拡大が必要ではないかというふうに思いますけれども、これについてはどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

○教育長（小林圀之君） それでは、中田議員の県の35人学級導入についての御質問にお答えいたします。

御質問の第1点目、17年度の本市の小中学校の学級編制について、2月末までの確認数字でお答えをいたします。

新年度は、小学校1年生の学級編制は、高富小学校及び富岡小学校で35人学級の導入に伴いまして2学級編制から3学級編制となり、市全体で2学級増となる予定でございます。このうち、35人学級の導入によりまして、高富小学校では1クラス26人または27人の学級、それと富岡小学校におきましては24人または25人の学級となる予定でございます。

続きまして、市全体で36人以上の学級の詳細についてお答えをいたします。

小学校では、高富小学校4年生の2学級、6年生の2学級、続きまして富岡小学校では5年生の2学級、西武芸小学校で2年生の1学級で、合計7学級となります。中学校では、高富中学校1年の5学級、2年の5学級、3年の5学級で、計15学級でございます。

続きまして、御質問の第2点目、県の新方針について教育長の見解はどうかということでございますが、現在、幼稚園のクラスが35人以下を原則としております関係上、小学校入学後も同様の学級規模であるということは新生活になじみやすいという県教育委員会の考え方につきまして賛同するものでありまして、結果を楽しみにしております。

最後、第3点目の御質問ですが、35人という上限の引き下げ、また、対象学年の拡大ということにつきましては、今日まで推進をしております少人数指導との比較などにつきまして、今後の状況や成果を見ながら判断してまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 教育長も、この35人学級についての岐阜県の取り組みについて、賛同の意思を、今、公表されましたけれども、今後の問題につきましては、最初の御答弁にありましたように、山県市内には、たくさんの、多人数の、36人以上のクラスが、

高富中学校におきましては全部のクラスが35人以上でありますし、そして、小学校におきましても、先ほどお話がありましたように7クラスということで、たくさんの多人数のクラスがあります。これを31人以上で見てみますとさらに10クラス増えるということで、32学級が31人以上の、今求められております30人以下のクラスをとということで言えば、山県市においてはたくさんのこういう多人数のクラスになっているということでもあります。

日本の子供たちというのは、このような状況で過酷な教育環境におかれているんだということ、今回、私もこの質問をするに当たりまして少し調べましたところ、本当にそれが顕著に見えてきたわけなんですけれども、といいますのは、ヨーロッパの学級編制の標準というのについての資料が、ある広島大学の教授が報告をされておる資料があるわけなんですけれども、これを見ますと、学級編制の標準というのが、1年生と4年生と両方で示されているわけですが、ほとんど30人以下です。デンマークは28人です。それからギリシャは25人、フィンランドは1年生は20人ということで、それからオーストリアなどは18人というような状況で、ほとんどが30人以下のクラス編制になっているようであります。ただ、スコットランドは、今現在はどうか分かりません、これ、1998年の資料だそうですので、スコットランドは33人ということになっておりますが、ほかはすべて30人以下の少人数のクラス編制になっているということです。

それから、学校の規模におきましても、これはユネスコの方で発表されている資料なんですけれども、1つの学校の、6年生まで、6学年までである場合、国によって4学年までとか5学年までとかとあるわけなんですけれども、初等教育を見ますと、イギリスは6学年までで188人だというんです、1つの学校の規模が。イタリアの場合は5年生までで156人ということで、フランスの場合は5年生までで115人だというんです。これに比べて日本はどうかというと、これ、平均なんでしょうけれども、6年生までで362人ということで、非常に多い人数で学校の規模が日本の場合はなっているということで、私は、こういう数字を比べてみますと、いかに日本の子供たちが過酷な環境に毎日さらされているかというふうに思わざるを得ないわけであります。

それで、教育長、御答弁の中で、少人数学習ということについて、現在、少人数学習ということで、算数とか国語とか、そういう特定の教科について、20人程度の少人数に分けて勉強をするということで行われているというふうに思うんですけれども、少人数学習と少人数学級というのはの違いについて、教育長はそこら辺の経過も見ながらというような御答弁だったんですけれども、教育長は、この違いについてどのようにお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

○教育長（小林圀之君） 中田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

少人数指導と少人数学級の違いをどう見ているかということでございます。

岐阜県型少人数指導というようなことで、学級としては40人以下の学級、そして、特定の教科につきましては少人数指導ということで25人程度の学習集団をつくと、こういって進めてまいりましたが、私はそれにも一理あるというふうな見解でございます。

子供の、児童生徒の学校の生活を見てもと、いわゆる教科の学習という、学習生活ということもございまして、また、学校での生活全体を見ますと、教科の学習の生活だけではございません。学級を1つの単位としまして、いろいろ役割分担的に、仕事を分担しながら学級の目標に向かって学級の生活をつくっていくと、そういう側面、そういう集団としての側面もございまして、したがって、学習集団とか生活集団というようなことも言われるわけでありまして、必ずしも学級の規模そのものを小さくして学校の中の生活をすべてその小集団でいくということではなくて、必要なときに少人数にしながら、そして、しかし、全体としては一定の規模の学級で生活をする、こういう考え方につきましては一理ありというふうに、私、思いまして、必ずしも、学級を少人数にしてしまうということについては、全面的に賛成という立場ではございません。必要に応じて、そうした少人数にしたり、あるいは、もう少し大きい規模の中で子供たちが集団生活を送ると、こういったことも大変必要と、こういう考え方でございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 現状の中でやむを得ない選択として少人数の学習方法がとられているというふうに私は思うんです。私はそれ以外の理由はないというふうに思うんです。教育長は、今、必ずしも少人数の学級にというふうには思わないというふうな御答弁がありましたけれども、それはちょっと、それで十分、それでいいのかということで、私は問いたいというふうに思うんです。

実は、京都府におきまして、習熟度別の授業ということで、先ほどの少人数学習の方をやってきたんだけど、しかし、やっぱりこれではいけないと。なぜいけないかといったら、結局、少人数学習、習熟度別学習、県によって呼び方が違うのかもわかりませんが、その教科というのは、学校で学ぶ教科の時間としては非常に多い分野を占める、算数とか国語とか、そういうたくさん勉強しなくちゃならない学科について行われているということで、そのたくさんの時間が、担任をしておられる先生から見れば、

結局ばらばらに子供が分けられてしまうということに、たくさんの時間を分けられてしまうということになりまして、担任の先生としては子供を丸ごととらえることがやっぱり難しくなってくるというようなことなどが報告されておりますけれども、そういうことで、結局、習熟度別、少人数学習ではやっぱり混乱するということで、京都府ではやはり少人数学級に進むべきだという方向が打ち出されてきたということが言われております。

教育の目的であります大きな目的の一つに、子供を丸ごととらえて、そして児童の人格形成にしっかりとした教育的な役割を果たしていくという意味からいっても、やはり京都府での状況というのはうなずけるものだというふうに思うわけです。

それで、もう一つは、やっぱり学力の問題です。

これ、学力と学級規模の関係ということで、それをグラフで端的にあらわしている報告があるんです。これ、グラス・スミス曲線というんだそうです。グラスという先生、それからスミスという先生、どうもお二方のお名前のような気がしますけれども、これ、アメリカの先生だそうですけれども、90万人もの生徒を被験者として、結局出てきた答えが、クラス規模は小さくなるほど教育効果が上がるということ、それから、特にクラス規模が20人を下回ると教育効果が一層顕著であることを明らかにしたという、そういう膨大な研究結果によるものなんだそうです。まずこういうことがあります。

それで、欧州連合では、欧州連合の加盟国に対して、義務教育のクラス規模の上限は12人とするという、そういう勧告を出しているということなんです。これ、現状、日本と比べますと本当に大きな違いがあります。

それから、実は日本でも研究が行われておりまして、日本教育学会の調査研究の報告が1997年から99年の調査研究の結論として出されているんです。学級規模は、20人程度を標準、最大限25人にすべきであるというふうに結論を出しているわけです。日本でも既にこういう結論を教育学会の方で出しているという状況であります。

こういうことを、やはり私たちも、みんなよく知らないといけないなと、そして、子供たちの環境をよくしてあげないといけないなということ、私は本当に思うんです。特に高富中学校におきましては、子供たちの人数が多い分、ずっと多人数学級で来ているわけで、伊自良とか美山の場合ですと、たまに、1人、2人、人数の変動があったおかげで20人ぐらいの人数になって2つに分かれたとか、または、ことしは40人だとかと、そういうような変化がありますけど、高富中学校の場合はそういうこともないんです。ずっと多人数学級なんです。そういうことを私たちが考えていかないと、本当に子供たちにとってよくないというふうに思うわけです。

これについては質問をしないで、次の質問に移りたいと思います。

議長、よろしいでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 質問を変えてください。
- 15番（中田静枝君） 再々質問ということで、私、今、お話をたくさんさせていただきましたので、教育長さんの方もいろいろお思いになったこともあるかと思しますので、お話を伺いたいというふうに思います。
- 議長（藤垣邦成君） 何の話。再々質問の事項がわかりますか。何を聞かれたか。

小林教育長。

- 教育長（小林圀之君） それでは、中田議員の再々質問にお答えしますが、議員、御発言の中で、子供を丸ごととらえることの必要性というようなことをおっしゃいましたが、これにつきましてはそのとおりであるというふうに私は思います。児童生徒理解というようなことを言いますときに、一面的な見方ではなくて、多面的に子供を理解すると、いろんな場面の子供の様子をとらえながら理解をしていくということにつきましてはそのとおりでございまして、これに対して異議はございません。

ただ、学力と学級規模というようなことで、外国の例なり、あるいは国内の研究者の例を持ち出されまして、いろいろお話を承りましたが、その中で、最後、高富中学校はずっと大規模校で、多人数でというようなお話がございまして、これも、初めの方に議員申されました、過酷な教育環境というような言われ方をされましたが、高富中学校を過酷な教育環境に追いやっているというふうには、私は思いません。学力と学級規模というお話でございすけれど、じゃ、高富中学校の生徒たちは、高富中学校の卒業生たちは、他の小規模学校に比べまして学力が低いというふうに見ているのかということにもなるわけでありまして、そういうことは決してございませんということで、ここであえて申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど、最初の答弁の中で申し上げましたように、少人数学級、それと少人数指導ということにつきましては、県の方はこの体制で両方とも進めると。要するに、少人数学級と少人数指導というようなことにつきましても、その意義を認めまして、継続して、並行してやっていくという話でございすし、この35人学級ということにつきましても、この17年度から初めて導入されるものでありまして、最初の答弁で申し上げましたように、今後の状況をよくよく見ながら、そういう中でどういう子供が育っていくのかというようなことをじっくりと見ながら判断をしてまいりたいというようなことを思っておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝君、質問を変えてください。
- 15番（中田静枝君） 過酷な教育環境であることに私は間違いないというふうに思います。
- 議長（藤垣邦成君） 質問を変えてください。
- 15番（中田静枝君） 次の質問に移ります。

2番目の質問は、介護保険にかかわる山県市の制度で、市としての減免制度がどうしても必要だという立場からの質問であります。

昨年6月議会で、介護保険料の負担に苦しんでいる市民の悲鳴を紹介しながら、私は負担の軽減を求めて質問をいたしましたけれども、その後、芳しい答弁というのはそのときには得られませんでしたし、今もその状況というのは変わっていないと。山県市の市民の生活実態を真摯に見詰めるならば、これはほうっておけない問題であるにもかかわらず、本当に許せないと私は思うんです。国政、市政によって、市民の負担というのは、受益者負担という社会保障に反するやり方にいろいろ切りかえられようとしておりまして、介護保険については極めて極端にその影響をこうむっていると言わなければなりません。

市民の福祉向上に責任を負う市長がこの問題についてどのように考えているのか、明らかにしていきたいというふうに思います。市が実態を把握し、必要な施策を具体化するまで、私は繰り返し質問を続けていきたいというふうに思いますが、以下の点で回答を求めます。

1つ目は、市民の介護保険料、利用料の負担にかかわる実態の把握をしているかどうか、所得階層別利用状況を説明されたい。所得階層別保険料の負担感の調査はやっているかどうか。2つ目、市の高齢者の年金受取額の推移、また可処分所得の推移をどのように市は見ているか。3つ目、厚生労働省、介護保険事業報告をもとにした資料によりますと、これは2003年5月の分ですけれども、要介護認定者の在宅サービス限度額の平均利用率というのは、これは全国平均ですが、4割台にとどまっております。実際、利用料負担というのは、通称1万円の壁と言われまして、それ以上は1カ月払えない、そういう家庭が多いとも聞いているわけでありまして。保険料の逆転現象、所得の低い人が所得の高い人より多く支払う、夫婦とも非課税のA世帯と夫のみ課税のB世帯の比較で、B世帯の収入の方が少なくてもB世帯の方のランクが高くなってしまうということが起きているというふうに言われておりますが、この点で山県市ではどうでしょうか。4点目、市民の福祉を守るために、保険料、利用料の減免制度の具体化を検討すべきではありませんか。政府の締めつけをはねのけて、独自の減免を行っている市町村、全国で広

がっておりまして、これは、2003年4月現在で、保険料を独自に減免しているのが695自治体、利用料を独自に減免しているのが908自治体というふうに広がっているわけがあります。その後も増えているというふうに新聞報道で私は聞いておりますけれども、以上の点について、まず、市長に答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（藤垣邦成君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 中田議員の御質問にお答えします。

議員もよく御存じのとおりと思いますが、現在、国においては、現在開会されております通常国会に介護保険改革関連法案等が提出されております。小泉総理大臣の施政方針演説の中でも、介護保険制度の安定的な推進に向けて、できるだけ要介護状態にならないよう、予防を重視したシステムへの転換をするとともに、在宅と施設介護の利用者負担の公平化と年金給付者との調整を図るため、施設入所者に居住費用と食費を負担していただくなど、制度全般を見直すと述べられているところであります。

当市といたしましても、制度発足当初では、保険あって介護なしと言われた時代もあったんですが、今年度実施いたしました高齢者実態調査結果を見ましても、現在ではおおむね高齢者の皆様方には御理解をいただいている内容だと理解しております。

1点目の御質問であります所得階層別による介護保険料、利用料の実態把握についてでございますが、所得階層別には実施しておりませんが、高齢者実態調査の結果が出ておりますので、簡単に御報告させていただきます。

保険料につきましては、現在、サービスを利用になられている方々の御回答は、多少保険料が高くなってもサービスを充実してほしいという方が13.3%、また、現在のサービスと保険料は現状のままでよいのではないかとという方々が58.1%、サービスを多少抑えても保険料が安い方がよいという方は10.9%でございます。現在の保険料でよい、または多少高くなってもよいとお答えになった方が71.7%という状況でございます。

2点目の年金受給額の推移、可処分所得の推移につきましては、平成12年度発足当時よりは双方とも約6%程度の減少をしていると認識しております。これは、日本経済の長期低迷等もございまして、いろんな要素があろうかと思いますが、数字としてはその程度の減少を認識しておるところでございます。

3点目の保険料につきましては、市の保険料は介護保険条例で定めており、国の介護保険施行令に準じて行っております。保険料はあくまで個人の所得と世帯の所得状況から算定しております。議員が御指摘の現象が起きているかどうかは、算定上あり得るかもしれませんと考えております。

また、利用料につきましては、山県市における平成16年4月現在の在宅サービスの利

用者 1 人当たりの負担額は 1 万 2,965 円に対して、国の平均では 8,624 円、県の平均では 9,920 円となっておりまして、国や県の平均より、山県市の場合は多くのサービスを利用されていると、そういう状況がうかがえるわけでございます。また、支給限度額に対する利用割合におきまして、山県市は 58.3% に対して、国が 47.9%、県が 47.0% となっており、手厚いサービスが多く利用されている状況であろうかと考えております。

最後に、保険料あるいは利用料の減免制度についての御質問でございますが、これは、議員も御存じのように、3 年ごとに改定をしております。平成 17 年度に策定委員会を立ち上げまして、先ほど申し上げました実態調査等も十分参酌しながら、来年度の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する段階におきまして、低所得者の皆さん方にも十分配慮した保険料、利用料等のあり方について検討を加えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 以上で、中田静枝君の質問を終了いたします。

○議長（藤垣邦成君） これで、本日の予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。

22 日に予定しておりました一般質問は本日ですべてを終了いたしましたので、22 日は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、22 日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議は、これで散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれにて散会とすることに決定いたしました。

なお、23 日は午前 10 時より開会でございますので、よろしくお願いをいたします。

大変御苦労さまでございました。

議会報の編集委員会が 2 時半より第 1 委員会室で予定されておりますので、よろしく

お願いいたします。

午後 2 時08分散会

山県市議会定例会会議録

第4号 3月23日(水曜日)

○議事日程 第4号 平成17年3月23日

日程第1 常任委員会報告について

日程第2 質 疑

常任委員会報告について

日程第3 討 論

議第3号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について

議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について

議第5号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

議第6号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

議第8号 山県市長期継続契約とする契約を定める条例について

議第9号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例
について

議第11号 山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について

議第13号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例について

議第15号 山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について

議第16号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について

議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第18号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

議第19号 山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協
議について

議第20号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
議第21号	岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について
議第28号	平成17年度山県市一般会計予算
議第29号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成17年度山県市老人保健特別会計予算
議第31号	平成17年度山県市介護保険特別会計予算
議第32号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成17年度山県市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計予算
議第37号	平成17年度山県市水道事業会計予算
議第38号	第1次山県市総合計画基本構想について
議第39号	山県市民憲章の制定について
議第40号	不動産の譲与について
議第41号	市道路線の認定について
議第42号	市道路線の変更について
議第43号	岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について

日程第4 採 決

議第3号	山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
議第6号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第7号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第8号	山県市長期継続契約とする契約を定める条例について
議第9号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について

議第13号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について
議第16号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第18号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
議第19号	山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第20号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
議第21号	岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について
議第28号	平成17年度山県市一般会計予算
議第29号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成17年度山県市老人保健特別会計予算
議第31号	平成17年度山県市介護保険特別会計予算
議第32号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成17年度山県市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計予算
議第37号	平成17年度山県市水道事業会計予算
議第38号	第1次山県市総合計画基本構想について
議第39号	山県市民憲章の制定について
議第40号	不動産の譲与について
議第41号	市道路線の認定について
議第42号	市道路線の変更について
議第43号	岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について
日程第5	発議第1号 W T O ・ F T A 交渉に関する意見書について
日程第6	質 疑 発議第1号 W T O ・ F T A 交渉に関する意見書について
日程第7	討 論

発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書について
日程第8 採 決

発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書について
日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第10 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第11 委員会閉会中の継続審査について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会報告について

日程第2 質 疑
常任委員会報告について

日程第3 討 論

議第3号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について

議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について

議第5号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

議第6号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

議第8号 山県市長期継続契約とする契約を定める条例について

議第9号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例
について

議第11号 山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について

議第13号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例について

- 議第15号 山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について
- 議第16号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第19号 山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 議第21号 岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第28号 平成17年度山県市一般会計予算
- 議第29号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第30号 平成17年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第31号 平成17年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第32号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第34号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第35号 平成17年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第36号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第37号 平成17年度山県市水道事業会計予算
- 議第38号 第1次山県市総合計画基本構想について
- 議第39号 山県市民憲章の制定について
- 議第40号 不動産の譲与について
- 議第41号 市道路線の認定について
- 議第42号 市道路線の変更について
- 議第43号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について

日程第4 採 決

- 議第3号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 議第6号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

	一部を改正する条例について
議第 8 号	山県市長期継続契約とする契約を定める条例について
議第 9 号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について
議第16号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第18号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
議第19号	山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
議第20号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
議第21号	岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について
議第28号	平成17年度山県市一般会計予算
議第29号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成17年度山県市老人保健特別会計予算
議第31号	平成17年度山県市介護保険特別会計予算
議第32号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成17年度山県市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計予算
議第37号	平成17年度山県市水道事業会計予算
議第38号	第 1 次山県市総合計画基本構想について
議第39号	山県市民憲章の制定について
議第40号	不動産の譲与について

- 議第41号 市道路線の認定について
- 議第42号 市道路線の変更について
- 議第43号 岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第5 発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
- 発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書について
- 日程第7 討 論
- 発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書について
- 日程第8 採 決
- 発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書について
- 日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第10 質 疑
- 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第11 委員会閉会中の継続審査について
- 議会運営委員会
- 環境保全対策特別委員会
- 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

○出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林園之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	岡田達雄君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼企画部次長	和田真吾君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	堀達也
------	-----	----	-----

午前10時02分開議

- 議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 常任委員会報告について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第1、常任委員会報告についての件を議題といたします。

総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会において、会議規則第73条の規定によって、所管事務等の調査が行われました。それぞれ3常任委員長から報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、3常任委員長から報告を受けることに決定いたしました。

初めに、総務委員長の発言を許します。

渡辺総務委員長。

- 総務委員長（渡辺政勝君） 総務委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る3月15日、午前10時より委員会を開催いたしました。出席者は、委員8名の全員が出席し、執行者側より、所管する部長、課長の出席を求めました。

最初に、平成17年第1回定例会提出議案の総務関係について、担当課長に説明を求めた後、委員に質疑、質問を求めました。

調査しました質疑、質問の内容を報告いたします。

会議録の作成期間の短縮に努めているのか、防災行政無線整備事業の完了及び運用時期は、有線テレビ施設整備事業の工事内容は、インターネットの具体的な有効利用の考えは、防災会議の委員報酬はすべての委員に支払いされるのかどうか、教育委員会の事務部局の職員定数減の理由は、人事行政の運営の状況報告とはどの程度の報告なのか、また公表の方法は、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する報酬額について、9万円以内で協議して定める額とあるが、この明記の仕方はよいのか、長期継続契約を締結しても、債務負担行為に関する一覧表は、予算書、決算書の中に残していく考えはあるのか等々の質疑、質問がありました。

次に、市場化テストや給与構造見直しに反対する意見書については、特に強く求める必要性はないという認識であることから、提出は行わないことといたしました。

次に、山県市母子寡婦福祉会から、市役所内にたばこ自動販売機の設置を望む内容の陳情書が提出され、意見といたしましては、特に差し支えがなければ市役所内に置いてもよいのではないかと。また、ほかの意見として、公共の施設にたばこを置くことが問題であり、設置団体とか過去の経緯等が問題ではないなどの意見があり、今後においても、申請団体等の意向を十分に考慮するとともに、市にきめ細かい配慮を求め、適切な対応を望むことといたしました。

以上、総務委員会調査報告といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 御苦労さまでした。渡辺総務委員長の調査報告が終わりました。

次に、産業建設委員長の発言を許します。

村橋産業建設委員長。

- 産業建設委員長（村橋安治君） 産業建設委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、3月16日、午前10時より委員会を委員全員の出席のもとに行いました。執行者側からは、所管する部長並びに課長の出席を求め、開催をさせていただきました。

調査事項は、平成17年第1回定例会提出議案（産業建設関係）について及び2件の意見書について調査をいたしました。

調査いたしました質疑の内容は、公共林道開設の用地費について、農産物直売所の18年度以降の計画等について、水田農業緊急整備事業の内容について、地積調査事業について、また公共下水用地取得状況について、そして伊自良の朝市、また工事関係予算の不用額減額についての取り扱いについて、自治会要望による改良工事の実施割合につきまして、また土木費の減額に対する原因と今後の見通し、そして森林組合の補助金等の状況、公園整備計画、また水道未整備地域の構想、水道料金の見通し、そして市道路線の変更について等々の質疑を行いました。

次に、意見書につきましては、食料・農業・農村基本計画の見直しに関する意見書につきましては、既に国会で協議がされ、新たな基本計画が示されている、そういう段階でございましたので、今回は提出は行わないことにさせていただきました。

また、WTO・FTA交渉に関する意見書につきましては、国内農家の振興といいましか、国内農家の農業を守るという農業の現状をかんがみまして、意見書を提出することにいたしました。

以上、産業建設委員会の調査報告とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 御苦労さまでした。村橋産業建設委員長の調査報告が終わりまし

た。

次に、文教厚生委員長の発言を許します。

村瀬文教厚生委員長。

- 文教厚生委員長（村瀬伊織君） 議長のお許しをいただきましたので、文教厚生委員会報告をいたします。

本委員会は、3月17日、午前10時より委員会を委員全員の出席と、執行者側からは、所管する部長、課長の出席を求め、開催をいたしました。

調査事項は、平成17年第1回定例会提出議案（文教厚生関係）についてを調査いたしました。

初めに、各担当課長より、主要事業の概要説明を受けました。その後、質疑、質問を行いました。その質疑、質問の主な内容は、15年度と比較増減している事業等の理由、各事業の利用率、課の見直しに対する考え方、敬老会の開催方法、学校安全対策、青少年活動支援、高齢化が進む中での単位老人クラブのあり方、地域公民館を構成する地域のあり方、福祉関係の国の制度改正に伴う市民への影響、公共施設のバリアフリー化、文化ゾーン連絡橋、花咲きホール運営事業の広域実施、みちくさクラブの予定見込み等について、質疑、質問を行いました。

以上、平成17年第1回定例会提出議案（文教厚生関係）について、十分な調査を行ったことを報告し、文教厚生委員会調査報告といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 御苦労さまでした。村瀬文教厚生委員長の調査報告が終わりました。

日程第2 質疑

- 議長（藤垣邦成君） 日程第2、質疑。

常任委員長報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。
これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

- 議長（藤垣邦成君） 日程第3、討論。

ただいまから、討論を行います。

議第3号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例についてから議題43号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約についてまでの討論を行います。

なお、討論は簡明にお願いいたします。

最初に、反対討論をどうぞ。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君）では、反対討論を始めます。

私は、まず、議第4号につきまして、山県市職員定数条例の一部を改正する条例についての反対討論から始めたいと思います。

市の職員の定数を433名から417名に16名削減するものであります。削減は既に削減されております。特別職だけで十分だというふうに私は考えます。広い山県市の住民をどうカバーしていくのか、これが重要な課題でありまして、特に美山支所におきましては、職員の宿直も求められており、また、保健福祉、環境部門の配置で、市民福祉の向上が必要であります。地方公務員の果たす役割というのは本当に重要でありまして、削減の必要はありません。

議第7号、議第15号、議第40号につきましては、これは市の養護老人ホーム美山荘を民営化するものであります。これに反対をいたします。

美山町の町史によりますと、昭和41年度に厚生省が岐阜県下で1カ所設置することを決めたと。そして、それが旧美山町に初めてできた青波区に建設をされた美山荘でありまして、その後、一部事務組合に引き継がれて、移転、改築をされ、現在に至っているわけではありますが、自宅での生活が困難になった高齢者のよりどころとして重要な施設であります。歴史もあるこの施設を効率化の名で切り捨てるべきではありません。行革実施計画の民営化実施概要、入所者の高齢化が進行する中で、入所者の処遇の向上と効率的、効果的な行政運営を目指し云々、民間に移管するとありますけれども、入所者が高齢化していくということは、これは喜ぶべきことでありますし、また、処遇の向上というのは、民間に移管しなければできないとは言えない。むしろ、人件費の削減が一層進み、処遇の向上には、私は疑問さえ持つものであります。議会のチェックも難しくなります。今後一層の福祉施設切り捨てにつながるものとして、多くの問題を含む美山荘の民営化に私は反対をするものです。

議第13号の山県市福祉医療費助成に関する条例改正についてであります。これは69歳の老人を福祉医療費助成制度から削除する案件であります。医療費が1割負担にこの年齢で軽減されることの意味は大変大きいです。これが3倍になってしまうというわけですから、大変なものであります。年金生活者の健康と生活を守るために、本当にこの

軽減策は維持すべきであります。費用規模から見ましても、平成15年度の決算の説明書によりますと、430万円余りと福祉医療費助成費のわずか2％であります。この額というのは、市単独で十分継続できる事業であるというふうに私は考えます。きめの細かい温かい施策によって、市民の笑顔が消えることのない市政の目標、これはこのような施策によって達成されていくというふうに私は考えるわけであります。逆の道を選ぶべきではありません。

次に、議第28号 平成17年度一般会計予算、議第29号 同国保特別会計予算、31号 同介護保険特別会計予算、32号 同簡易水道事業特別会計予算、33号 同農業集落排水事業特別会計予算、36号 同地域情報化事業特別会計予算、37号 同水道事業会計予算、以上7つの予算にも反対をいたします。

これらの予算は、まず、借金で積み立てる合併振興基金、非常に大きな矛盾を感じます。国の介護保険低所得者対策の後退、生活保護母子加算・老齢加算の廃止、障害者医療費自己負担と支援費自己負担の強化、また県の69歳医療費助成制度の廃止などへの市としての無策の連動というふうに私は思います。養護老人ホームの民営化、また受益者負担の名で税の二重取りをする手数料や分担金、各種使用料や水道料金への消費税上乗せ徴収、2003年度に比べまして9％もの国保税の増税予算、一般会計、特別会計、これらの全般にわたりまして、低所得者対策が非常に不備であるために、住民への過重な負担が強いられるわけであります。こうした予算については、私は市民の福祉に反するものとして反対をするものであります。

以上。

○議長（藤垣邦成君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤垣邦成君） ほかに討論はございませんか。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、議第7号、8号、13号の3つの議案に反対する立場で討論いたします。

まず、議第7号ですけれども、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正ということで、提案されているものは、1つは額、それから公民館主事に関しての9万円以内で任命権者が市長と協議して定める額という抽象的な条例案になっています。これに関してですけれども、地方自治法の203条では、私たち議員も含めて、非常勤の特別職職員について定めていますが、203条の5項では、報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないというふうになっ

ています。つまり、額と支給方法を条例で定めるというふうに法律で決まっているんです。ですが、今回提案された案によりますと、先ほども申し上げましたが、任命権者が市長と協議して定める額という抽象的な額が示されている。上限の9万円は確かに示されていますが、とって、抽象的であることには変わりがない。これは地方自治法203条の5項の解釈として、違法な定め方であるというふうに、私はみずからの法律知識で考えざるを得ません。ということで、この以内という定め方、これしかできないのなら、この職に対する手当て、つまり、仕事を設定するのが早いということであって、この額が定められない以上は、そもそも、ここに職を位置づけるべきではないと、当然の結論であります。ですから、この条例改正には反対いたします。

次に、議第8号ですけれども、山県市長期継続契約とする契約を定める条例についてという新しい条例ですけれども、これは地方自治法234条の3というのが新しくつくり、長期継続契約について特例を設けるというふうに法律改正がされました。これに伴って、全国で幾つかの自治体、どうも聞くと、これは100を超えていないぐらいのわずかなところのような認識を私は持っていますけど、本当にわずかな自治体です。岐阜県なども提案していませんが、こういった条例を山県市が早々と提案するということがあります。

これについて、この議場、あるいは委員会など、あるいはその他でいろいろとお聞きしましたけれども、山県市の認識自体が非常に抽象的であり、あやふやであって、条例を提案するには足りない状況だということは明らかなです。基本的な問題点として、自治体の会計というのは1年単位というのが大原則です。しかし、今回の条例で定めた幾つかのもの、例えば事務機器の賃貸契約、施設の維持管理など、そして、その他というふうになっていますが、こういったものについて定めようということです。

今までは、債務負担行為の認定ということで議会にもちゃんと示されて、それから次年度以降も予算書などにもきちっと明示されていたわけです。しかし、今後この条例の対象については何も示されなくなる。それは、この議場でも答弁されました。これが数千万円、数億円というような額になる可能性も当然あるわけです。1件で現在でも1,000万円以上のものが幾つもあります。高いもので4,000万円程度あったというふうに認識していますが、こういったものが5本、10本になれば、数億にすぐになります。こういった中で明示されないということは、議会の予算や決算審査に対して、これを形骸化するものであるということは明らかであるということです。

2つ目が、条例に額の上限、契約の年数の上限、あるいは公開原則などを規定することとは不可欠なわけですから、しかも、これは市長の提案する条例ですから、

法律改正があったからといって、そこにそういった額、年数などを明示することは十分に可能である。しかし、今回そういった部分は明示されていない条例案です。

それから、3つ目ですけれども、そもそも、この条例をつくらないと具体的に山県市の事務事業に支障があるかという、これについては、具体的に何ら示されていない。唯一示されたのは、予算書に債務負担として計上しなくてもよいことという答弁でした。ということは、やはり他の自治体がこれを出すことをちゅうちょしているのと全く同レベルで、必要性はないだろうと明らかに言えます。

それから、途中で契約の変更があった場合、長期契約ですから、それは十分あり得ると考えます。逆に、契約変更がなければ、市の損害になることも大きいというふうにも考えざるを得ません。しかし、そういった契約変更があったときにどのようになるのか、どのようにするのかも示されていない。

それから、次ですけど、予算書に記載する義務がなくても、山県市は明示しますというような明確な意思表示すらない。債務負担行為と同様に予算書に示す、それだけのことなのに、それすら回答がない。こういったようなことで、この条例がなければ山県市が困るという状況でないことは明らかであります。そもそも、この議場でも答えがあったんですが、これからよく研究しますというような条例を議会に提案すべきではない。これは明らかです。そういった意味で、今回この条例に関して、私は非常に無責任な提案であると言わざるを得ません。公開原則、説明責任も怠る非常にまずい議案であって、議会軽視も甚だしいという意味で、議第8号には反対いたします。

それから、最後に、議第13号ですけど、福祉医療費に関する条例改正ということでもありますけれども、これは69歳の方の医療費に関して、その優遇をなくすということでもあります。例年の執行額などを見ますと、おおよそ400万円程度に認識されます。そもそも、今回の対象者というのは、担当にお聞きしますと、69歳人口は山県市民のうちの372人、そのうちのたった96人が対象になっている条例だということだそうです。

さらに、条例案でも明示されていますけれども、その対象者になり得るというのは、本人はもちろん、同居家族全員が個人の市民税を課されていない者ということ、平たく言えば、所得の低い方という非常に一部の方なんです。しかも、それは所得が低いという一部の方という条例なんです。ですから、市長の提案説明に、69歳はもう社会的弱者ではないということがありました。それは一般論ではいいんですが、この福祉医療費の条例という観点から見ますと、全く評価は逆に見るべきであるというふうに考えます。対象者は、生活や所得面で非常に弱者であるということでもあります。

それから、県がこの制度をなくすからということも提案説明されましたけれども、結

局、県は市町村に対しては独自のことをするなということは当然ですが、制限はかけていません。ということから考えますと、市が独自の予算をつけるということは十分に可能である、予算の額からいってもそうです。最終的には、これは山県市の政策の判断であるということで、今回、市長はじっくり考えた結果だという答弁を議場でされましたけれども、私はじっくり考えた結果として、この制度は続けるべきであるというふうに考えます。よって、この条例改正に対しては反対いたします。

以上で終わります。

- 議長（藤垣邦成君） これをもちまして、討論を終結いたします。
-

日程第４ 採決

- 議長（藤垣邦成君） 日程第４、採決。

ただいまから、議第３号から議第43号までの採決を行います。

最初に、議第３号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第４号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第５号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第６号 山県市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第7号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第8号 山県市長期継続契約とする契約を定める条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号 山県市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第12号 山県市文化財保護条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第15号 山県市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第18号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号 山県市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第20号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号 岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第28号 平成17年度山県市一般会計予算、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第29号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計予算、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第30号 平成17年度山県市老人保健特別会計予算、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第31号 平成17年度山県市介護保険特別会計予算、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計予算、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第33号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、本案を原案のとおり可

決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第34号 平成17年度山口市公共下水道事業特別会計予算、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第35号 平成17年度山口市高富財産区特別会計予算、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第36号 平成17年度山口市地域情報化事業特別会計予算、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第37号 平成17年度山口市水道事業会計予算、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと

おり可決されました。

議第38号 第1次山県市総合計画基本構想について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第39号 山県市民憲章の制定について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第40号 不動産の譲与について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第41号 市道路線の認定について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第42号 市道路線の変更について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第43号 岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第5、発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

- 議長（藤垣邦成君） 提案者に提案理由の説明を求めます。
村橋安治君。
- 17番（村橋安治君） WTO・FTA交渉に関する請願の説明をさせていただきます。
この件につきましては、委員会におきまして……。
- 議長（藤垣邦成君） 村橋君、訂正してください。請願じゃありません。
暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 17番（村橋安治君） それでは、WTO・FTA交渉に関する意見書。
WTO農業交渉は、今後の交渉の前提となる大枠合意がなされたが、具体的な数字などは今後の交渉にゆだねられています。
農産物輸出国から要求されている上限関税の設定や高関税品目の大幅引き下げ、関税割り当て数量の大幅拡大などは、日本農業への打撃はもとより、食糧の安全、安定、環境などにも大きな影響を与える。また、一部の農産物輸出国が実施している国内農家への手厚い補助や輸出補助政策については改善がされていない。
このような公平さを欠いた交渉を是正し、地球規模での食糧・環境問題を解決するため、各国が自国の生産資源を最大限活用し、共生、共存できる新たな農産物貿易ルールの確立が求められている。
また、FTA交渉において、東南アジア各国から農産物の貿易自由化が求められている。これまでも、工業製品の輸出自由化のために、農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食糧や農業は大きな影響を受けてきた。

WTO及びFTAにおける農業分野の交渉に当たっては、農業の多面的機能の発揮と

食糧の安全保障、各国の農業の共存と食糧自給率の向上が可能な貿易ルールの実現を強く求める。

よって、政府におかれては、下記事項について、実現に向けた努力を求める。

記

１．ＷＴＯ農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることを避けるよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食糧自給の向上、各国の多様な農林水産業が共生、共存できる貿易ルールに改めるよう、確固たる姿勢で臨むこと。

２．上限関税の設定や関税割り当て数量の一律的、義務的拡大には断固反対をすること。

３．国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶対に応じないこと。

４．行き過ぎたＡＭＳ（助成合計量）削減の是正と緑の政策の要件緩和など、国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

５．東アジア諸国とのＦＴＡ交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は国内農業への打撃を与え、ＷＴＯ農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、絶対に行わないこと。

６．ＷＴＯ・ＦＴＡ交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者、市民の声を反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月23日

岐阜県山県市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

農林水産大臣 島 村 宜 伸 殿

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 提案者の説明が終わりました。

日程第 6 質疑

○議長（藤垣邦成君） 日程第 6、質疑。

ただいまから、発議第 1 号 ＷＴＯ・ＦＴＡ交渉に関する意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書についての質疑を終結いたします。

日程第7 討論

- 議長（藤垣邦成君） 日程第7、討論。

ただいまから、討論を行います。

WTO・FTA交渉に関する意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 賛成討論もございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

- 議長（藤垣邦成君） 日程第8、採決。

ただいまから、採決を行います。

発議第1号 WTO・FTA交渉に関する意見書について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時15分まで。

午前10時49分休憩

午前11時15分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
-

日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第9、議会運営委員会・特別委員会中間報告についての件を議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれ委員長から報告を受けることに決定いたしました。

初めに、議会運営委員会委員長の発言を許します。

久保田議会運営委員長。

- 議会運営委員長（久保田 均君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、閉会中に４回開催をいたしました。第１回は、平成16年12月22日に、委員５名と助役、総務部長の出席を求め開催し、審議事項は、平成17年第１回の定例会の日程等についての審議と一般質問の提出期限を開会２日目の正午までとすることを平成17年２月24日の全員協議会で確認、決定することになりました。

第２回は、平成17年２月８日、委員５名と議長、助役、総務部長の出席を求め開催し、審議事項は、山県市議会会議規則の改正について、市長の設置する各種審議会、各委員会などの議員の参画について、議長会及び中濃ブロック加入依頼についての審議をいたしました。

第３回は、平成17年２月21日、委員５名と議長、助役、総務部長、企画部長の出席を求め開催し、審議事項は、平成17年第１回定例会提出予定議案等の日程について、議長諮問による意見書１件の取り扱いについては、関係委員会へ付託することになりました。

第４回は、平成17年２月28日、委員５名の出席を求め、委員会を開催し、山県市議会会議規則の改正について審議し、委員４名全員が内容精査の必要性から、３月第１回定例会への提案を見送るということになりました。

以上、委員長報告といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 御苦労さまでした。議会運営委員長の中間報告が終わりました。

次に、環境保全対策特別委員長の発言を許します。

大西環境保全対策特別委員長。

- 環境保全対策特別委員長（大西克巳君） 議長のお許しが出ましたので、環境保全対策特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、去る２月３日、委員11名全員と市民部長、産業経済部長、環境衛生課長、農林水産課長、クリーンセンター所長、議会事務局課長補佐、以上６名の出席のもとに合計17名で、付託案件である畜産公害対策視察研修のため、岐阜市椿洞エコプラント椿の施設のふん尿処理、生ごみ処理の再資源化、異臭対策等を見学いたしました。

午後からは、議会事務局長も加わり、ごみ焼却のガス化溶融炉施設について研修するよう、各務原市北清掃センターを視察して、施設の実働している現況を詳細に説明を受け、適切な研修をいたしました。

山県市においても、ごみ処理問題と畜産公害の対策は最も重要な課題でありますので、住みよい山県市のまちづくりのために早急な対策が必要と思います。

その後、全員協議会室で委員会を行い、ごみ処理、畜産公害等の環境保全対策については、今後においても調査研究が必要でありますので、継続審査をすることを希望して、委員長報告といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 御苦労さまでした。大西環境保全対策特別委員長の中間報告が終わりました。

次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の発言を許します。

横山東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長。

- 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長（横山善道君） 議長のお許しを得ましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る２月16日、委員会を開催いたしました。出席者は、委員10名の全員が出席、執行者側より、基盤整備部長、建設課長、都市計画課長、東海環状自動車道対策監の出席を求めました。

今回で３回目でもあり、国道418号の建設工事現場を視察することとしていました。建設課長より、日程説明を受け、山県市中洞工区を初めとし、旧武芸川町市場工区、富加町富加バイパス現場を視察し、最後に、八百津町の新丸山ダム関連事業である国道418号新旅足橋工事現場へ行きました。

八百津町の新丸山ダム工事事務所内で、副所長により、丸山バイパスの事業概要及び丸山ダム関連事業について説明を受けました。

また、新丸山ダム国道418号新旅足橋の工事現場において、現場監督から、工事概要について説明を受けました。

帰庁後、会議を再開いたしました。特に質疑はなく、都市計画課長から、国道256号と関・本巢線が交わる交差点改良工事のスケジュール及び東深瀬東海環状自動車道建設促進委員会活動について報告がなされました。

本特別委員会も、今後調査研究を行い、適切な事業推進を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査することを希望し、委員長報告といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 御苦労さまでした。横山東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の間接報告が終わりました。

日程第10 質疑

- 議長（藤垣邦成君） 日程第10、質疑。

議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） 議会運営委員長に質問いたしますけど、今の報告で、2月28日に会議規則の提案を見送るというような報告があったと思うんですけども、会議規則については、この定例会前の全員協議会などでも協議がされました。それを議運に預けたというふうに全員協議会の中では認識しているわけですけど、見送るというのは、どういう理由で見送るのかというところが今理解できませんでしたので、説明をお願いします。

それから、見送るということは、この会議規則の改正のことは、審査といいますか、協議しないということなのか、次の定例会までに結論が出るように、あるいは十分に審議をするよという意味なのか、そこをお聞きしたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 久保田議会運営委員長。
- 議会運営委員長（久保田 均君） ただいま報告しました内容の中に、いわゆる内容の審査がまだ必要であるということ、それから今言われましたように、いつ出すかということは決めておりませんが、できれば、次の定例会にでも思っております。
- 議長（藤垣邦成君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11 委員会閉会中の継続審査について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第11、委員会閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し

出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

環境保全対策特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の開会をお願いいたします。

再開は1時よりお願いいたします。

午前11時27分休憩

午後1時00分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔「発言の許可を願います」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 久保田 均君。

- 22番（久保田 均君） 3月14日の質疑及び3月18日の一般質問において、中田議員

より不穏当な発言がありましたので、発言取り消しの動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

- 議長(藤垣邦成君) ただいま久保田 均君から発言取り消しの動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

久保田議員に動議内容についての趣旨説明を求めます。

久保田 均君。

- 22番(久保田 均君) 3月14日、本会議場の質疑において、中田静枝君の発言の中に不穏当な発言がありましたので、取り消しを求めるものであります。その発言の内容は、有線テレビ加入負担金の歳入の質疑において、1世帯当たりの加入負担金5万2,500円を市は非常に行政的な配慮に欠けたことにより、加入者はむしり取られたという認識であるとの発言であります。このむしり取るという言葉は辞書で調べますと、むしって取る、あるいはもぎ取る、無理に取るとあります。ということは、山口市が無理やり加入者から加入負担金の5万2,500円を奪い取ったということであります。これは議会で議決した条例に基づいて定められた金額である5万2,500円を加入者の申し込み、本人の意思によって支払われた加入金であります。中田議員のこのむしり取られた発言は、神聖なる議場において、山口市が犯罪を犯していると言っていることと同じことであります。感情的な発言で、執行者に対しては非常に無礼な言葉であり、真実をゆがめた発言であります。地方自治法第132条に言論の品位とありまして、普通地方公共団体の議会の会議、または委員会においては、議員は、無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとあります。地方自治法にも違反したこの発言、むしり取られた発言の取り消しを求めるものであります。

また、次に、3月18日の一般質問、県の35人学級導入についての中で、高富中学校の生徒たちは、ずっと多人数学級で過酷な教育環境に置かれているんだとか、過酷な教育環境に毎日さらされているという発言、教育長の高富中学校の学力と学級規模について、他の小規模・少人数学級と比較しても、そのような状況ではないという発言に対しても、過酷な教育環境に間違いないと発言しております。私は、この過酷という言葉の持つ意味は、辞書を引いてみましても、こう記載されております。並外れたむごいこと、厳し過ぎることとあります。市内の多人数学級を擁している高富中学校、高富小学校、富岡小学校などが、中田議員の発言にあるように、過酷な教育環境に間違いないと言い切っていますが、これらの学校がその他の学校と比較して、並外れてむごく、厳し過ぎる教育環境を強いられて、日々、学校運営、学級経営を行っているとはとても考えられないのであります。

そもそも、現在の学校のクラス編制については、岐阜県教育委員会の考え方、指針より定められた運営をされているものでありまして、山県市の教育委員会が勝手に定めたり、意図的にどうこうしているものではありません。認識不足も甚だしいものであります。

こうした一連の発言は、市の教育委員会に対しても、学校の先生に対しても、また生徒たちに対しても、保護者の方々に対しても、非常に意を得ない誤解をした発言で、不適切きわまりない発言、不穏当発言そのものと言わざるを得ません。

先ほどのむしり取られた発言といい、この市内の多人数学校を擁している学校に対しての過酷な教育環境発言といい、事実と異なり、感情的で無礼な言葉であり、また甚だしく誤解した発言であることから、不穏当な言辞の訂正を地方自治法第132条（言論の品位）違反として、取り消されることを勧告するものであります。

以上です。

- 議長（藤垣邦成君） 直ちに、発言取り消し動議を議題といたします。

地方自治法117条の規定により、中田静枝君の除斥を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時05分休憩

午後 1 時06分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまより、採決を行います。この採決は起立によって行います。

発言取り消し動議のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔「質疑を求めます」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） それでは、質疑を許します。

寺町知正君。

- 1 3 番（寺町知正君） 動議を提出された久保田議員にお尋ねしますが、今、発言の取り消しを要求されたんですけど、議場で他の議員の発言について、議員が発言の訂正を求めることができる法的根拠は何かということを示していただきたいということをお聞きします。

- 議長（藤垣邦成君） 久保田 均君。

- 2 2 番（久保田 均君） これは議員必携にも示しておりますので、法例とか条例とかにはないかもしれませんが、必携では間違いなく示しております。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町君。

- 13番（寺町知正君） 法的根拠がないのにできるということがよく理解できませんけど、仕方ないでしょう。

それじゃ、質問を続けますけれども、まず、発言の取り消しを求めるという基本は、本人からの……。

- 議長（藤垣邦成君） 二通りあります。

- 13番（寺町知正君） 会議規則、条文を言いましょうかね。

会議規則の64条で、発言の取り消し、または訂正というのがあって、ここは、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言をという本人からの発議がまず1つです。あるいは議長の許可を得て、これも本人から議長にということが1つなんです。同僚といえますか、同じ議場にいる議員として提案されたということだと思うんですが、提案者の久保田君は、本人にみずから訂正を議会に求めるように、あるいは議長に求めるようにということを促したかどうかということです。

それから、もう一つ、あなたは議長に、議長の議事整理権で中田議員にそのようにするということをも求めたのかどうか、あるいはあなたはたまたま議運の委員長ですが、議運の立場として、そういったことを、不穏当と思われる発言をした議員に対して、そのような手続をするようにということを促したかどうかということを質問いたします。

- 議長（藤垣邦成君） 久保田 均君。

- 22番（久保田 均君） 私は、議運の委員長として発議をしたわけではありませんので、その点は誤解のないように。一議員として動議を提案いたしました。

先ほど言いましたように、条例には当てはまらないかもしれませんが、議員として、要するに、不穏当の発言のあった場合は、取り消しの要求もできていると思いますので、よろしくお願いいたします。

- 13番（寺町知正君） 質問は、議長にとか本人にとか聞いたんです。議運のことは聞きました。

- 22番（久保田 均君） 今、本会議場で申し述べた手法でありますので、以前には、特別に本人に、例えばこの件については取り消しなさいとか、議長に取り消してくださいとか、これは言ってありません。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、今、提案者の方の説明をお聞きして、私、再度お聞きしたいわけですけど、議会の基本原則というのがありまして、提出された議案、執行部提案、あるいは議員提案を含めて、議場で、あるいは委員会で議論をするというのは

当然の議会の姿です。それから、一方で、議会運営という委員会もあり、通常も全員協議会とか委員会で話し合いということもできるわけですが、そういった場では議会運営について相談をするというのは当然のことなんです。ですが、今お聞きしたように、議員として、議長に動いてくれ、あるいは本人に考えてくれ、あるいは議運に働きかけた、そういったこともされずに、突然議場で動議として提出される姿というのは、極めて変則的である、イレギュラーであるというふうに考えるわけです。

ここの山県市議会、私は1年になるんですけど、どうも正式な議案について、議場や委員会で議論しようという姿に欠け、裏で何か説明がされ、意思決定がされていく姿を感じています。一方で、このような議会運営のことだから、議員が相談すればできるはずのことをあえて議場に出そうとする姿勢、そちらもおかしい、逆、全く逆転しているというふうに受け取るんです。久保田議員はそういうふうに感じませんか。通常の本来の姿と逆転していないのかということ、それから、このような形で出すことが議会運営委員会の存在意義をなくしているというふうには考えませんかということです。

それについて、発案者として答えていただきたい。

- 議長（藤垣邦成君） 久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） 繰り返します。議運の委員長ではありませんので。

ただ、手法として、ほんと言え、発言の3日以内に懲罰ということも実は考えましたが、同僚議員でありますので、その点も配慮して、今日の動議ということになったので、御承知おきください。

- 13番（寺町知正君） 変則的だと。
- 22番（久保田 均君） 別に変則だと思っちゃおりません。
- 議長（藤垣邦成君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 質疑は終結いたします。

発言取り消し動議のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数です。したがって、発言取り消し動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

午後1時14分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの中田静枝君の発言に不穏当な言辞があることに対する取り消し勧告を求めることについての動議は可決されました。

中田静枝君に、発言中不穏当な箇所の発言を取り消されるように勧告をいたします。
暫時休憩いたします。

午後 1 時15分休憩

午後 1 時19分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に中田静枝君に勧告の議決を伝えましたところ、勧告には従えないとお答えでございましたので、中田静枝君から特に発言を求められておりますので、これを許します。

中田静枝君。

- 1 5 番（中田静枝君） 皆さんによって、不穏当な発言だということで、私の議会質疑及び一般質問においての2つの言葉、むしり取られたという言葉と、それから子供たちが過酷な環境に置かれているという、この過酷という言葉、この2つについて取り消しをするようにという勧告が先ほどされたわけですが、この2つの言葉については、私は、現在の山県市の市民の、例えば初めのむしり取られたという、この表現につきましては、現実には、今この山県市で生活をしておられる高齢者のある世帯の実態に基づいて、その実態を表現する私の表現の仕方として使った言葉であります。これは、有線テレビの5万2,500円という加入負担金とその世帯にとってはいかに多額な負担であるかということ、このことについては、議会質疑の中でも私はきちんと説明をいたしました。1カ月の年金の80%以上を占めると、そういう5万2,500円なんです。蓄えがたくさんある御家庭にとっては、たとえ年金が少なくても、それは十分耐えられるものかも知れませんけれども、蓄えがこの時世で少ない年金だけだったら取り崩さなければ、少ない蓄えでも、さらに取り崩されなければ生活ができない、そういう方たちの場合の話であります。その場合には、まさにむしり取られた、そういう状況なんです。この問題につきましては、有線テレビの加入負担金についての減免申請の要項がありますので、それに基づいて、この世帯の方は減免申請をされましたけれども、しかし、市の方は、具体的にその背景についてきちんと調べないで、これを却下したわけです。まさにむしり取られた、そういう状況であります。

それから、次の子供たちが過酷な環境に置かれているということにつきましても、私

は、一般質問の中で十分説明をしたはずですが、皆さん、聞いておられたはずですが、私は、なぜこの言葉を使ったかと言えば、日本の子供たちがいかに欧米諸国と比べて過酷な教育環境に置かれているかということを改めて実感したというふうなことをお話ししながら、皆さんの前で私は過酷なという言葉を使ったわけです。それは、一般質問の中で十分皆さんに理解していただきたいとは思ひまして、資料を使って説明をいたしました。欧米諸国においては、1クラスの人数が30人以下であるということ、30人を超えるところというのは本当にわずかであるということ、また日本の教育研究におきましても、数年前の研究で、1クラスの人数は25人が最高で、それ以下にすることが重要だということが教育の研究においては明らかにされていると、そういうことを詳しく詳しく私は皆さんの前でお話をしながら、この過酷なという言葉を使ったわけです。1クラスが25人のクラスと1クラスが40人のクラスとでは、これは子供の置かれた状況というのは段違いに違って来るわけです。過酷という以外にほかに方法はないとは思いますが、不適切だとは決して思いません。日本の現状の中の様子がいかに欧米諸国と比べて過酷かということで、欧米諸国と比べて使った言葉でありますので、これは妥当な言葉だというふうに私は思います。

以上の点につきまして、2つの言葉は、本当に市民やまた子供たちの環境を考えた上で、どうしても言わなければならない表現の1つだったというふうに私は今もそう思っております。ですから、この2つの言葉を取り消すようにという皆さんの勧告を私は受けることはできません。よろしくお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

直ちに、議会運営委員会の開会をお願いいたします。

議題は、議長が地方自治法129条違反で命ずることの有無についてを協議してください。

午後1時24分休憩

午後1時49分再開

○議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの発言取り消し動議案は可決されましたが、議会運営委員会にも諮りましたが、中田静枝君の3月14日の質疑及び3月18日の一般質問の会議における発言について、不穏当な発言として、地方自治法129条の規定によって、発言取り消しを命ずる判断は議長にゆだねられましたが、会議規則上、取り消しの場合は、会議中と会期中の誤りもあります。したがって、議長が精査した上、決定をいたしたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

〔発言する者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） ですから、私が決定をするせんは留保しただけやで、別にするせんとは言っていないからいいでしょう。決定するかしないかは留保します。よく一考して考えますと今言ったはずなんやけど。権限じゃなくて、よく考えたいと思います。
-

- 議長（藤垣邦成君） これで、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

平成17年第1回山県市議会定例会を閉会いたします。

長時間、長期間にわたり、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後1時50分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 垣 邦 成

7 番 議 員 武 藤 孝 成

22 番 議 員 久 保 田 均